

第三節 家族經營の内容

家族經營は複雑なる内容を有する。元來家族經營は、家族の勞力を以て經營するを本體とすれども、經營の都合により、勞働者を雇ひ入れもする。中には家族の勞働日數よりも、雇人の勞働日數の方が多いやうなものもある。家族經營に、雇人を加味せる經營は、資本家的經營と、家族經營との、混合經營の如きものにて、理論的には双方の性質を帯び、その内容の非常に複雑なものである。東北地方には、家族雇人混合にて、我國では、大經營といつてもよい位の、十町歩以上の經營者が少なくない、殊に小作地にて、多くの雇人を使つての經營などもある。

青森縣西津輕郡木造町佐々木五助氏は、地方の篤農家であるが、氏の經營の如きは左の如く我國には類例の少ない、企業家的經營である。

(一) 耕地

自作地	大正十三年	同	十四年
	町	三五〇〇	三五〇〇

小作地	一一、三〇〇〇	一一、三〇〇〇
合計	一一、六五〇〇	一一、六五〇〇

家族	男	四、二、六	男	四、三、七
	女	六、一、七	女	二、一、三
雇人	男	一〇、三、一三	男	六、四、一〇
	女	五、 ^頭	女	四、

(二) 農業組織

全部一毛作田にて稻作専門の單純組織。

この經營は、佐々木といふ企業家が、土地を借入れ、勞働者を雇つて、農業を經營してゐることも觀られる。故にその部分のみを切り離して考へるときは、利潤を目的とする純然たる資本家的經營である。かゝる經營は、凶作の年は仕方がないが、平年に於ては、小作料を支拂ひ、勞賃を支拂ひ、種子肥料其他の經營費を支拂つて、尙殘る所がなければ成り立たない經營である。

私は前章に於て、我國にては資本家的大經營は成立せないといつた。然るにかゝる實例のあるならば、賃労働により、可なり大きな經營が成立すると考へられぬでもないやうだが。併し佐々木氏の經營ぶりを視るに、家族の労働者の六人か、七人の雇人を引き廻はして働き、雇傭勞力が、家族の勞力同様に利用され、組織も、經營法も、勞力利用を唯一の要件とする家族經營式であつて、資本家的經營の條件を具へたものではない、故に若し家族に労働するものがなくなつたならば、經營が繼續されないだらう、大正十四年度よりは、家族の勞力が二人増加し、雇人が四人減少したので外形も亦家族經營式となつた。

福島縣河沼郡金上村小林惣吉氏は家族四十六人（大正十四年九月十五日訪問の際）の大家族にて、内十五人が農業に従事し、外に馬四頭にて、水田二十町歩、畑一町六反歩の大經營を行つてゐる。併し規模は大きいが、經營の方式は、大農組織のものではなくして、小農の集合の如き經營である。これ等は特別の事例ではあるが、家族經營といへば、必ず一町か一町五反の小規模のものといふ譯ではない。家族に働くものが多ければ、三町五町は勿論、十町でも二十町でも經營せらるゝのである、かくなれば家族經營にして中經營である。

小林家の大家族となつたのは、惣吉氏の父君惣八氏以來のことである。——惣八氏は五男

一女ありて、男子には妻君を、女子には婿殿を迎へ、かくて子孫繁榮現在の四十六人の大家族となり、而して家族の増加に應じ、農業を擴張し今日に至つた。四十六人が大きな一家に住居し、睦じく家族生活が營まれてゐる。大正八年に合名會社の組織となした。其趣意書によれば世相の變遷に鑑み、小林家の財産を保全すると同時に戸主のこれを私せず、永久に家族全員の生活の安定を保證するといふ主旨のやうである。同家の所有地は現在經營せる二十餘町の外に、多くの小作地を持つて居らるゝ。

私は家長の惣吉氏に、如何にして四十六人の大家族が、不平も起さず喧嘩もせず、家長の命令を守つて家業に精勵し、年中睦ましく暮らして行かれるかと、齊家の秘訣を伺つたところが、氏は節約と、勤勉と、親睦を以て家族を訓誡してゐると答へられた。私は更にその節約、勤勉、親睦は如何なる意義のものであるかを尋ねたところ、氏は文章を以て答へられた。

（長文なるを以て略す）

私はそれを拜見して、佛教または儒學より、修身齊家の要道を體得せられたやうに窺はれた。氏は立教大學（哲學院時代）の出身である。兎に角現代には珍らしい家庭である。

第四節 家族經營の特徴

一 勞力が唯一の資本

家族經營は、家族の勞力を以て經營する生産制度であるから、勞力が唯一の資本である。唯一の資本といふが不當ならば、唯一の經營要素である。經營の設計に於ても、改善の研究に於ても、家族の勞力の利用に關する事項が、中心となり目標となる經營である。故に家族に働くものが無くなるとか、働くことを厭ふやうになれば廢業せねばならぬ經營である。従つて經營の巧拙も、所得の大小も、主として勞力利用の巧拙と、勤勞の度によつて定まる。今家族經營と、資本家的經營との、經營理論の根本的に異なるものを擧ぐれば、

- 一 資本家的經營に於ては、資本を以て勞力に代へることにより、經營費を輕減し、利益を増加し得る。

(註) 稻扱き粃すり等に、器械を利用することが、勞賃よりも安價であるならば、草を刈り

來つて肥料に用ゆるよりも、その勞賃にて肥料を買つて用ゆるが安價であるならば、資本を以て勞力に代へることにより、利益を増加する。

- 二 家族經營にありては、勞力を以て資本に代へることにより、經營費を輕減し、利益を増加し得る。

(註) 家族の勞力にて爲し得ることを、器械にて片付けるときは經營費を増加し、利益を減少する。可及的綠肥や厩肥を多く用ひ、現金支出を減ずる方法、即ち出来る限り勞力を以て資本に代へることにより、經營費を輕減し利益を増加し得る。

- 三 資本家的經營に於ては、勞賃以下にしか値ひせないやうな、價値の少ない作業は之れを省略し、勞力を節約することが、經營費の輕減となり、經營の改善となる。場合により多少生産量の減少することあるも、その失ふ所が、勞賃よりも小額であるならば、尙有利なる改良である。

- 四 家族經營にありては、勞力に賃錢を支拂はないのであるから、如何なる場合にても、勞力を節約することは、經營費の輕減とはならない、のみならず勞力は收入の一大要素であるから、收入の根源を節約し減少すればするほど、年度末の總決算に於て、所得の減少と

なるのである。

但し他に農作業に従事するよりも、報酬の多い副業に従事せんがために、節約する努力は、農家經濟上有利な處置であるから、かゝる場合はこれを改良といつてよいだらう。

併しそれは經營費の節約により、農業經營の利益を増加するといふ性質の改良ではない。

五 資本家的經營に於ては、勞賃が安ければ安い程利益が多くなる故に勞賃は成るべく低廉なるを希望する、従つて勞賃問題が重大である。

六 家族經營にありては、家族の勞働報酬は、計算上高く見積つても、安く見積つても、利益の増減に關係はない。何となれば家族の勞働報酬は、一方には生産費の形にて支出となり、他方では勞働報酬として収入となるが故である。併し結局は、勞働報酬が、収入の要部をなすのであるから、勞賃の高いやうな、經營條件の方が有利である。但し雇人を加味せるものは、その部分だけは、資本家的經營と同じやうな關係を有することは勿論である。

七 資本家的經營に於ては、勞賃は、契約により、一定額を支給するのであるから、成るべく多く働かせることが利益であり、希望である、従つて勞働時間制の問題の如きも重大である。

八 家族經營にありては、如何に小規模にても企業の形質を備へたものであるから多く働けばそれだけ利益を増し、少しく働けばそれだけ利益が減少するのである、故に勤怠に對する得失は、全部自己の負擔となる、従つて勞働時間制の問題の如きも何等關係はない。

以上の如く家族經營は、資本家的經營とは、經營の重心を異にし、理論を異にし、特徴を異にするのである。故に家族經營に對し、無條件で以て、經營の機械化だとか、勞力の節約だといふが如き改善論は、資本主義の經濟理論を以て、勤勞主義の家族經營を指導せんとするものにて、例へば圍碁の定石を以て、將棋を指さんとするが如く、多少共通理論はあるにしても、實用はなさない。

二 勤勞主義

家族經營は、家族の勞力を基礎とする經營であるから、家庭に變化を來せば、經營もまた變化する。例へば主人が縣會議員に當選したとか、子女は上級の學校に入學し、若い妻君は農業を嫌

ふといつたやうに、家族が勤勞を厭ひ、勞働に従事するものがなくなれば、家族經營は成立條件を失ひ、祖先傳來の農業經營もつひに廢止となる。恰も資本家が資本を失つたるが如く、聲樂家が聲を失つたるが如く。力士が力を失つたるが如くに。

自作農家が漸次減少する状態を以て——近年は多少増加の傾向もあれど——多くの識者が自作農業が、經濟上存立し難き經營條件となつた結果の如くに觀察せらるゝやうであるが、それは眞相ではない。自作農が減少するならば、それは自作農業の經營條件が、段々と不良となり、維持が困難になつた結果に基づくにあらずして、自作農家の家庭に變化を來し、自作農家たる主要條件——勤勞する家族の勞力——を失ひたるに基づくものが大多數であらう。

紡績業の發達せない時代には各農家には大抵糸車や綿繰器（實取と唱へた）を備へたものであつたから、糸車や綿繰器の製造業者があつたが、紡績業者の發達と共に、糸車や綿繰器は、その需要を失つた。斯くの如く綿糸の供給状態に變化を來しては、幾ら働いても勤勞の度を増しても糸車や綿繰器の製造では喰つて行くことは出来なくなつた。廢業となつた。

自作農家の減少は、糸車の製造業者の如き生産事情の變遷に餘儀なくされた結果ではない。自作農家の本分を守り、家族が農業に精勵し勤勞するも、尙終に自作農業を維持することが出来なくなつたといふが如き、農業經營條件の不良變化にあらずして、自作農自身が、自作農の歩むべき道を踏まず、資産と、家業と、家政との經理を誤まつた結果である。自作農は、一步家計を誤れば、直ちに喰ひ込み遣ひ込み易いやうな經濟的地位ではあるが、併し自作農その者の經營條件が現状を維持し得ないやうに變化したかの如き議論は、聊か見當違ひである。従つてかゝる論據を以て自作農創設政策を批難する議論なども、多くは謬論である。

若しも勤勞主義が、生産經濟の原理に反するとか、社會の公理公益と相容れぬとか、倫理道德に悖るとか、人格が傷けらるゝとか、時代思想に逆行するとかいふ如きものであれば、勤勞主義を生命とする家族經營の制度そのものに缺陷を有することになるから、何れの時は、家族經營の維持存續に困難を來すべき理由を有するが、私等はよし資本主義の生産制度に大改革を生ずることあるも、勤勞主義の生産制度の維持が出来なくなるといふが如きは、想像すらも爲し得ない。何となれば人類社會に、よしや黄金の價値を否認する時があらうとも、勤勞の價値を失うやうなことの有り得べからざること、信ずるが故である。

三 獨立自尊の理想生活

世に職業の種類は多きも、要件の具備した農業の家族經營ほど、自主獨立性を多分に持つた職業はないだらう。

經濟學が、文學、哲學、宗教、をも征服し、世界を支配するやうになつて以來、算盤にかゝらぬものは、人類生活に必要なものゝ如く考へらるゝに至つたが、さて資本主義の指導する世界は、如何なる世界であるかを靜かに觀つむるときは、物質文明と、小數の生産界の支配者——富者——權勢家——と、大多數の生産界の被支配者——貧者——弱者の製造場であつた。パンの分け方に喧嘩の絶えまのない修羅場であつた。人間と動物との區別を不明ならしむる學問であつた。而して其理想とする、物質文明の生活なるものは、物質慾の追求に疲れ、堪へ難き生活の苦勞を、社會呪詛や、共產運動や、萬引や、猫いらすや、鐵道枕で解決せんとするやうな生活であつた。心神に餘裕なく、落ちつきなく、自信もなく、自重もなく、要するに人間味を失つた生活であつた。

歲寒然後知松柏之後彫也、かく物質文明の缺陷が暴露され、大多數のものには、見掛けほどに難有くない文明であることが分つてくると共に、昨日までは物質文明に追隨し兼ね、都會のそれを望見して、或は憧憬し、或は羨望し、或は煩悶し來つた、自己の農村を顧て、都會に知らなかつた。

農村文明は、ビルディングや、自動車や、百貨店ではなく、カフェーや、活動寫眞や、芝居でなく、職業紹介處や、簡易食堂や、無料宿泊處でなく、感化院や、養老院や、孤兒院でなく、所謂文明の施設の必要のない文明である。農村文明は、左の如き基礎の上に築かるゝ、共存共榮共有の文明である。

家族經營の農業は、他人の力を借らず、他の束縛干渉を受けず、日出で、耕し、日入つて息す。八時間労働制の必要もなければ、最低賃銀制の必要もなく、失業保險の必要もなければ、労働運動の必要もない。内閣が倒れようが、議會が解散にならうが、政黨が分裂しようが、會社が潰ぶれようが、銀行が取付けに逢うが、職工傭人が解雇されようが、大學卒業者の就職がなからうが——吾農業經營の消長に關係はない。首切られの心配もなければ、失業の苦痛もない。即ち精神的屈從なく、生活の脅威なく、只農業の理法を守り、經營に勤勞すれば、生活の安定が得られ、且つ向上が望まれる。

人類の理想生活は、一家團欒の生活であらう。親子兄弟の離散の生活は不幸の一である。よし離散せざるも、家族が、毎日離れ々々となり、別々の業務に従事するが如きも、幸福の生活ではない。而して一家團欒の生活は、一家の職業が、家族の共同經營に適するものでなければならぬ。

官公吏、職工労働者等、給料生活者は勿論、醫師とか辯護士とかいつたやうな職業は、主人のみの働きにより、一家を扶養し支持するのであるが、主人が病氣か何かの場合に、妻君や老人小供等で、主人の代りを勤める譯には行かぬ。又免職になつたり、死亡した場合は、一家忽ち窮地に陥る。

實業はこれ等とは趣きを異にすれども、主人の頭で經營する事業は、家族の働きは補助的であつて、完全なる家族の共同經營は出来ない。

然るに農業は、家族の共同經營が理想的に行ひ得る。殊に我國の農業の如く、穀菽を作り、蔬菜果物を作り、養蠶をなし、牛馬鶏豚を飼ひ、種々の副業を営み、而してそれが又男子に適する作業あり、婦女子に適する作業あり、老人や小供で間に合ふ作業もあり、又老人や小供が二、三人にて、一人の壯年男子の仕事に相當することも出来るし、或は毎日一定時間を従事することとなる。

く、家事の隙間や、本務の餘暇や、學校から戻つた小供など、切れ々の時間や、老人が氣の向いた時、三時間だの、半日間働くといふやうな労働が、不都合なく連結され綜合されて、一經營を完成し得るのである。

かくの如く老幼男女の勞力を、隨時自在に、最も有効に利用して共同經營を行ひ得る生産組織は、家族經營農業の外には見られない。而してかく完全に家族の共同經營を行ひ得ることが、一家の不幸に際會しても、家業が繼續され、遽かに生活の根據を失ふことなく、生活に彈力を有し安定を得る所以であり、家門の永續する所以であり、而して強固なる國家の基礎を構成する所以である。

四 最高級の生産制度

土地には、收益遞減の法則といふ、生産の制限がある。而して其制限は、如何程手を盡しても生産費を増しても、生産額を増加することの出来ない極點もあれど、その前に生産費によつて制限される。十圓の生産費を増して、十一圓の收穫を増し得るまでは、改良法が行はれるが、十圓の生産費を増して、十圓の收穫しか増し得ない状態になれば、それ以上の增收的改良法は行はれ

ない。而して生産費中最も多額なるは勞賃であるから、資本家的經營では、勞賃が償へない程度になれば、生産費を増して、生産増殖を圖る改良法は停止される。然るに家族經營にては、尙生産費を増加して、收穫増加を圖る集約經營が行はれる。即ち資本家經營に於ては、改良の極點に達したものであるも、家族經營ならば、尙以上に進むことが出来る。其代り資本家的經營の極點以上に進みたる改良となれば、家族の勞働報酬が、雇傭勞働者の賃錢よりも低下し始める。けれども他に收入を得る仕事のない場合は、この方法による經營改善により、所得の總額を増加し得る。世間には、かゝる勤勞を、自己搾取など、批難的議論をなすものあれど、普通の勞働報酬は收得し、尙餘力を利用して、集約改良を行ふのであるから、觀方によれば一種の副業とも考へられる。要するに家族經營は、資本家經營にては進み得られない高度の生産に進み、最大の生産を擧ぐる制度である、一定の土地が、最も多くの人口を養ひ得る生産制度である。

第五節 家族經營の規模

農、工業を問はず、家族經營は、富の蓄積増殖を目的とする經營ではない、一代で大金持にな

り得る條件を持つた經營ではない。家族經營の特徴は、小額の資本と、家族の勞力を小規模の企業形式により、最も有利に最も多くの報酬を得らるゝやうに働かせ、堅實なる一家の生業として安定を得た生活を營むことを目的とする經營である。殊に農業に於てはそれが唯一の長所である。併しそれには種々の心須的要件ありて、家族經營でさへあれば、すべてかゝる特徴を有する譯ではない。

近年の小作爭議には、小作者の生存權といふことがよく持ち出される。生存權といふ權利があるものならば、それは弱者のためには貴重な特權であるが、併し三反か五反の田地を小作してゐて、それで一家の生活が困難だといふが如き場合に持ち出すべき特權ではないだらう。何故ならば、三反や五反の田地を耕作してゐたのでは、自作者でも喰へない。喰つて行ける譯のものではない。三反や五反の經營ならば、家族中の一人か、或は半人分位の勞力があれば、普通農業ならば經營し得る面積である。従つて土地が人を扶養し得る力も、一人か二人以内のものであるから、其他のものが喰へないからつて、農業の與り知る所ではない。

さて然らば家族經營に於ける適當なる規模——耕地面積——又は條件は如何なるものであるか、前章に述べた家族經營の特徴を完備した經營とは、如何なる要件を具へたものであるか。

一 適當なる經營規模に關する諸大家の意見

家族經營の研究上 第一に起る問題は、適當なる經營の大きさ……に必要なる耕地面積である、チャヤノフは、小農經營の規模につき次の如くいつた。

家族經營の規模は、其勞働力が極度に利用された場合に、供給され得る勞働量により達し得らるべき、最大限の經濟規模が決定される。

これと同様に、家族の存在に是非必要とされる物財の量によつて、其許容し得らるべき最小限度の經濟規模が決定される譯である。

家族が十分に働くに必要な土地農具其他これに伴ふ經營準備の總額が最大の經營規模であり又家族が日常生活に必要な物資に於て、節約忍耐し得るだけ節約忍耐した場合の物資を得るに必要な、土地農具其他の經營準備額が最小の經營規模であるといふ主旨であらう。多種多様である家族經營の總ての場合を言ひ現さんとすれば、それより外にいひ様はないであらう。併し經營研究者も農家も苦心するのは、それから先きの問題である。私等の仕事は、十分に勞働能率の發揮される状態にて供給される家族の勞力に相當する耕地面積は幾何であるかを知らねばならぬ。而して若しそれだけの耕地の得られない場合は、如何なる改善法を以て之れを補足すべきやを考へねばならぬのである。

横井博士は、この問題に對しては餘程苦心せられたやうである「小農に關する研究」に於て、小農經營の最小限度につき次の如く述べられた。

然るに小農が小農として獨立經濟を立つることの出来る分量、この問題に逢着するときはこれが決定は、實際的丈けでなく、概念上に於ても、大なる困難を發見しなければならぬ、ロツシエルは經營主とその家族の勞力が他に利用せられずとも、その經營内に働くに仕事は十分である丈けの大きさを小經營となし、これにて簡單明瞭なるものと信じたやうである、而も事實は左程簡單ではあり得ないのである。

先づ第一に農業經營といふ、その農業なるものが範圍如何これが大なる問題とならねばならぬ。農業經營に各種雜駁なる分子を抱有せられ易きことは是れが抑々の農業の特性の然らしむる所であるが、殊に小經營に於ては副業なるものが多く採用せられ、兼業なるものも少なからぬ、これがその特性であるとも考へられ、就中我國の小農の業態は極めて雜駁なる組織を有して居る。これが極めて小面積の耕地を以てよく生活を営むの原因なるに相違ない。(中略)

此の如き事情の下に小農經營の最低限度即ち單獨にて成立し得る程度の大さを定めんと欲するは却々に困難ならざるを得ない。随分六ヶ敷き試みなるに相違なきも、副業の範圍を限定し勿論相當の程度迄にてよいが、この限界が出来副業までを農業の範圍としなば、獨立の經營をなし得る丈けの大さを以て小農の最低限度とする、これより外にこれが最低限度を定むるの道はなかるべしと思はる。(中略)

併しながら由來一義的の基準を以てかゝる分類の上に臨まんと欲するが如きは多くの場合に適當ならざるものなるを思へば、寧ろ各種の事情を考へこれが決定上の概念を造るを以て宜しきに協ふものとなすべきであらう。而してこの定限を如實に表現せんと欲せば地方による處の經營地積を以てするが頗る便利なるを思はねばならぬ。獨乙の統計は二ヘクターを以て獨立的小經營の限度となして居る、我國に於ては果して幾何を以てこれに相對せしむべきであらうか、疑ひもなく一町より以下に於てすべきならんも、而もこれが限定には尙幾多の研究を要する。(小農に關する研究第七章小農經營の最小限度)

横井博士は、經營規模の最小限度を求められ、我國では一町歩以下であらうとされた。併し一町以下は、五反でもよいのか、九反位は必要であるかの問題には立ち入られなかつた。且つ博士は副業の混入を條件的に考慮せられたやうであるが、副業の混入を條件としては、適當なる耕地面積は種々に異動して、抑へ所がなくなるだらう。副業の都合により。五反でもよし、八反でもよしといふことになる。故に適當なる耕地面積の考究の場合は、副業とか、集約度とかは、姑らく第二段の問題とし穀作農業とか、少し養蠶の加味せられた位を條件として先づ適當なる耕地面積を研究するのが、先決問題であらう。

高岡熊雄博士は、精密なる調査に基づき、小農の經營する、最小限度の耕地面積は、一町五反歩であると、具體的に論じられた。社會學會第八回大會(大正四年十一月七八兩日開催)に報告された、小農保護の一節に、

私は府縣に於て農家一戸の勞働を二人半と見る、彼等の耕作する所の作物は、普通府縣に於て栽培して居ります所の、水稻、大麥、小麥、裸麥、大豆、蕎麥及野菜、さういふものと致しまして、ロッシェルの所謂小農即ち自家の勞力を十分に利用して、農業を經營し得るには幾何の面積を耕し得るかといふことを調べて見たのであります。其詳細は總て略すと致しまして、その結論のみを申し上げますれば、府縣に於て普通小農の耕すべき面積は、小なるとも一町五反歩を要することであり、其内水田が八反、畑が七反、これだけの土地は他よ

り別に勞力を借入れることなく、自家の勞力を以て十分に經營し得るものと信じます。一町五反歩の土地を經營しましたが、尙十二月一月二月三月この四ヶ月に於ましては幾分か勞力に餘裕があります。それで六月及び八月十月の如き最も多忙な折でさへ、自家の勞力を以て經營し得やうといふ計算から私は今申した結果を得たのであります。この計算では、水田は四割だけ二毛作をなし畑は全部二毛作をするといふ計算であります、若し全部二毛作をすることが出來ず、單に一毛作のみであるとしたならば、小農は普通少なくとも二町五反歩を經營しなければならぬといふ計算である、これに對しまして我國の實際の状況はどうであるかといふと、農商務省の調査を基礎として調べますれば、府縣に於きましても、年々一農家の經營面積は幾分か増加して行くのであります、大正元年に於ては、一農家の平均耕作面積は、九反七畝になつて居る、無論これは農業を専業として居るものゝみでなく、之れを兼業として居るものをも相合しての話である。農業を専業として居るものゝみを計算して見ますれば、これ以上に上ると云ふことは言ふまでもないことである。併しながらそれに致しませんが、九反七畝といふのは、我府縣農家の平均經營面積である。私の申す所の一町五反は小農の經營すべき最小の面積である、その間に餘程の懸隔があるのである。(以下略)(社會政策

學會論叢第八册小農保護問題

高岡博士の議論は、餘程具體的のものにて、論旨も明晰である、博士は小農經營の最小限度を一町五反と計算された論據は、一戸の勞働員を二人半とし、その勞力を基礎として計算せられたやうである。

博士の意見は具體的であり、實際的であるが、面積の一町五反は兎も角として、水田八反と畑七反といふ配合は、一般的には不可能の問題である、何となれば水田と畑とは、全體に適當に混在して居らずして、水田の多き處と畑の多き處と、地勢的に異なつてゐるがため、若し各戸が水田八と畑七の割合に耕作するとせば、互ひに半里も一里もあちこちせねばならぬことになるから……

私は家族經營に於ける規模の研究は、一戸を標準にしてよりも、先づ一人の勞働者を目標にして標準を定め、然る後一戸の規模に考へ及ぶが適當のやうに思ふ。

二 家族の構成と勞力供給の變化

私は家族經營に於ける、規模の大きさ……主として適當なる耕地面積の研究には、家族の勞働量

即ち労働に従事する員數と能率を、重要事件として考へねばならぬと信ずる。而して家族の構成には大約十四、五年を一期として、可なり大きな變化、特に勞力の供給に大變化を生ずるやうである。即ち子供の出生する時代、子女の教育に手数を要する時代、長子が一人前の労働期に達した時代、末子が小學校を終り労働に従事する時代等、により労働量に多大の差異がある。中心となつて働いてゐた男子が兵役に服すれば、労働量が、半減となつたり、七分減となるものは少なくない。而して多くの農家の労働量は、短き年月の間に、案外に多く増減するやうである、帝國農會にて扱ひつゝある農業經營調査の如きは、成るべく内容の變化のないことを條件として撰定したものであるが、それすら大部分は、家族か雇人かの増減が行はれ、耕地の増減が行はれ、絶えず小變化が行はれるが、家族經營に於ては、然るべき理由の存在するが故であらう。

- 試に左記の假定を以て、家族の構成並に、勞力供給の、如何に變化するやを考察しよう。
- 一 男二十五歳、女二十二歳にて結婚し新家庭を造る。
 - 二 結婚後三年目に男子出生、後四年目に女子出生、更に四年目に男子出生とし男子二人女子一人（又は女子二人男子一人）の子供を持つ。
 - 三 子女の教育は男女共小學校（十二歳）にて止め以後は家業に従事せしむ。

- 四 男子は丁年に達すれば、一ケ年の兵役に服す。
- 五 長男は二十五歳にて、二十二歳の妻君を迎へ、次女は二十二歳にて他へ嫁し三男は二十五歳まで手傳ひ。二十六歳にて獨立す。其間に一ケ年の兵役に服す。
- 六 若夫婦は三年目に長子生れ、それより四年目に次子出生す。更に四年目に三子出生す。
- 七 主人は五十歳迄労働能率を一〇、とし、五十一より五十五歳までを八、それより六十歳迄を六とし。六十歳以後は労働を休止す。
- 八 妻君は結婚より二年間は、労働能率を八、とし、三年目の妊娠及分娩の年を四、とし、翌年よりは五、とし、次の四年目の次女の妊娠及分娩の年を四、とし、翌年より五、とする。と前と同様に計算し、かくて三十六歳に至り、長男十三歳に達したる年より、労働能率を増し得ると見做し、以後五十歳までを六、とし、五十一より五十五までを五、とし、夫より六十までを四、とし、六十歳に至り労働を休止す。
- 九 長男三男共、十二歳にて小學校卒業、十三より農業を手傳ひ、初年を能率三、とし、翌年より十九歳まで毎年能率一、を増し。二十歳にて一〇、とす。
- 一〇 女子は十三歳にて能率三、とし、十四十五歳を四、とし、十六、十七歳を五、とし、十

虚弱者もあれば、病人も出来る。これ等の實狀より推考するときは、實に千様萬態、種々様々の變化のあるが、農家の勞力供給の真相であるといひ得る。但し子供の無い、婿も嫁も貰つて相續させる家庭に於ては、甚しい變化はない譯だが、二人以上の子供を有する家庭の勞働量は、常に而して可なり大きく變化しつゝあると觀ねばならぬ。

私等は家族の勞力を基礎とする家族經營の研究に、唯一の經營要素たる、家族の勞働量の増減變化の問題を閑却することは出来ない。初めから一戸を目標としては、事實より遠く離れる。

三 一人の勞働にて經營し得る規模

家族の勞働量が、前項の如く時代により、二倍三倍に變化するものならば、家族の勞力を基礎とする經營に於ては、家族の勞力の増減に伴ひ、經營の規模若くは經營法に變化を起さすにはならない譯である。最も家族の勞力が減少すれば、雇人によつて補充し、家族の勞力が増加すれば、集約度を加へ、組織を複雑にし、副業を加味する等により耕地の増減までに至らず、經營の内容の變化に止まるものもあらうが、併しそれは一定の條件内のことにて、極端にいへば、家族に勞働に従事するものがなくなれば、家族經營は成立せないのであるから、勞働量の増減は、早かれ

晚かれ、經營規模に變化を來さすには置かない。即ち子供が成長して勞働量を増せば、機會ある毎に、耕地を増さんとし、又一方には、家族の勞働者の減少のため、雇人を多く用ゆるよりも一部の土地を、希望者に貸付けるとか、小作なれば地主に還すか、他の小作者に小作權を分讓するの必要を生じ、彼我の間に、土地の増減貸借の行はるゝのが、多くの地方の普通事である。

私は以上の理由により、家族經營に於ける適當なる大いさ、殊に耕地面積の研究には、先づ一人前の男子一人の勞働者が、相當に勞働能率を發揮するに必要な耕地面積を研究し、これを基準として、勞力供給量の多少により、經營規模を伸縮することを必要條件とすることを考へ

の内にいれ、而して一戸の經營面積を考究することか適當であると思ふ。
併しこの問題に入れば、直に起る議論は、二毛作、三毛作をなし得る處と、なし能はざる所、養蠶を行ふものと、行はざるもの、園藝に適する所と、適せざる所、副業を有するものと、然らざるもの、…氣候、地理、組織、經營法、等の如何により、耕地面積の適度を異にするといふ問題が出て来る、併しそれは所謂交せつ返へし論で、一々それ等の内容に立ち入り、個々の條件によつて議論しては、八幡の藪に迷ひ込んで、出口が分らなくなるから、先づ種々の場合の種々の實例を求めて見よう。

(イ) 農業經營調査に現はれたる經營面積

全國道府縣農會に於て調査しつゝある、農業經營調査によれば、一戸の經營耕地面積及び、労働者一人當耕地面積は次の如くである。

中經營とは 二町歩以上十町歩以内の經營者 小經營とは 二町歩以下の經營者 而して中經營は四十戸の平均 小經營は八十二戸の平均 各農區は各農區府縣の平均(大正十四年度成績)

區	中經營		小經營	
	經營面積	從業員	經營面積	從業者
東北區	三八、一〇七	五、八	一八、六一四	六、一
關東區	三四、八一七	六、三	一八、二一八	五、二
北陸區	三六、四二五	五、八	一七、二二三	三、七
東海區	三五、八〇七	六、〇	一七、六一八	五、一
近畿區	三七、一〇四	五、四	一六、一一四	五、〇
中國區	二五、三〇七	六、四	一六、七一六	四、二
四國區	三〇、〇一二	六、〇	一四、〇一六	五、〇

九州區	三六、三二六	五、三	一七、二一五	四、三
平均	三四、六二五	五、九	一七、〇〇〇	四、八

中經營は平均一戸經營面積三町四反六畝二十五歩にして、労働者一人當、五反八畝であり、小經營は平均一戸經營面積一町七反、労働者一人當、三反五畝十二歩である。

中、小經營の對照上注意を要するは、經營規模の大きな耕地面積の多きものが、少なきものよりも、一人當り耕地面積の多いことである。これは一面には、小經營は、勞力供給の十分なるがため、集約度の進みたる經營法を行ふやうになり、一人當耕地面積が少なくなるといふ事情もあらうが、併しそれよりも、集約度などに關係なく、中經營は單に耕地面積の多きがため、勞働能率が引き上げられるといふ重要問題の存することを忘れてはならぬ。規模の小さい程、作業の換り目其他の場合に、無駄なことをなし、無駄な時間を費すことが多くなり、自然と勞働能率が減退するのである。併しそれ等の内容の吟味は後章に譲り、全國の優良な農家の調査に現はれた平均に於ての一人の労働者に對する耕作地面積は、多き方にて五反八畝歩、少なき方は二反五畝餘である、これは戸々の經營面積を、その從業者にて割出したのであるから其率を以て。假りに一家中働くものが二人なれば、前者は一町一反六畝となり、後者は七反となる。若又働くものが

府縣名

養蠶の有無

労働者一人
當り耕地

山形縣	無蠶	一〇、五二〇
新潟縣	無蠶	一一、九二二
兵庫縣	無蠶	一三、八二二
徳島縣	無蠶	一〇、三二二
山口縣	有蠶	一〇、三〇〇
青森縣	無蠶	一〇、二二一

經營條件がよければ斯く能率が發揮する。

(□) 精農調査に現はれたる經營面積

愛媛縣農會に於て、大正九年に、精農調査を行つた、調査の目的は、多收穫の栽培者とか、優良品の生産者とかの調査にあらずして、家族の勞力にて、最も多くの耕地を經營し、最も多くの生産を擧げて居るもの。即ち勞力利用に特徴を有する經營を調査したのであるが。調査農家三十戸中、男女平均一人當耕地面積、五反以上に相當するもの十八戸、七反以上に相當するもの十

二戸。一町以上に相當するものが次の如く四戸あつた。

郡村名	經營面積	労働者一人 當り耕地
周桑郡吉井村	四五、三〇〇	一一、三〇〇
同 郡多賀村	三六、〇〇〇	一二、〇〇〇
温泉郡浮穴村	三一、六〇〇	一〇、五一〇
北宇和郡御楨村	四〇、四〇〇	一〇、一〇〇

四國の如く耕地少なく、殆んど總てが二毛作三毛作の集約經營を行ふ地方にても、經營條件の良いものは、一人の労働者當り一町歩以上を經營し得る。而して右等は動力農具を用ゆるとか、其他特別の經營法による譯ではない。一般の農家に比すれば、耕地が稍まとまつてゐると、經營的設計が巧みで、勞力分配が合理的に行はれた結果であるといふ結論である。

三重縣農事試験場にて指導せる、四町歩經營の適例によれば、水田三町四反歩、畑七反の經營が、家族五人：：能率四人強：：にて行はれてゐる。

佐賀縣の佐賀郡小城郡等には、労働者二人又は三人にて、二町乃至三町以上を耕作してゐるものは澤山にある。

福井縣坂井郡本莊村の伊藤定次郎氏の如きは、親子三人にて、普通の經營法により、五町九反を經營し、百五十羽の養鶏をなし、尙餘りの勞力で以て、附近の耕耘や糶摺りを請負ひ、六、七百圓位の副収入を得てゐる。

其他何れの府縣に於ても、精農を調査すれば、米作中心の普通農業であれば、勞働者一人當り一町内外に相當する經營者は少なくないだらう。

(ハ) 藤田農場の經營條件

岡山縣兒嶋灣の藤田農場は、直營と、小作にて經營されてゐる、而して直營は請負耕作即ち分益的報酬の契約であるが一戸前といふのが、男子の勞力二人半（老幼女子なれば男子の能率に換算して）以上を有する一家族に對し、四町乃至五町を經營せしむるのである。即ち男子一人の勞働に對し、一町五反乃至二町の割合にて設計されてゐる。最も同農場の經營は、(一) 耕地が一ヶ所にまとまり (二) 米作本位の單純組織であり (三) 刈取り以後は共同作業場に於て、動力農具により、脱穀 乾燥 糶摺 調製までを行ふのであるから、大いに勞力を節約し得れども、併し苗代より刈取りまでの作り込み期は、普通の方法により、戸々任意に行ふのであるから、稻作

の最多忙期は、普通の栽培法である。同場にては勞働者一人當り二町歩といふことを規定したのは相當研究された結果である。

四 最多忙期の勞働量が規模を決定する

勞働者一人にて經營し得る規模の大きさは、實際問題としては、組織の單純なものと、複雑なもの、集約度の高きものと、低きもの、耕地の集散、區劃の大小、土質等によつて異なるのであるが、結局は一年中の最多忙期になし得る分量によつて決定せられる。例へば一つの作業をとらへていへば、米麥作を主とする地方にて、田植の時が、年中の最多忙期であるならば、田植期間に於て——田植期間を十日間とすればその十日間に——代掻より整地一切、苗取り、挿秧、を五反なし得れば、五反の經營が、八反をなし得れば、八反の經營が、年中を通じ一人の經營し得る最大の面積であると同時に、十分の能率を發揮するに必要な、最小限度の經營面積である。夫より耕地が減少すれば、するに従ひ勞働能率は減退する。又養蠶を主とする地方にて、春蠶の五齡期が最多忙期であるならば、其期間に一人にてなし得る分量が、一人にて經營し得る最大の規模であると同時に、最高の能率を發揮するに必要な最小限度の規模である。即ち

一ヶ年を通じ、最も多く労力を要する或期間に、十二分の能率を發揮して爲し得る分量が一人の労働者に必要な經營規模である。

これにも亦次の如き議論が起る。

田植期だの養蠶の五齡期などの如き、短期の多忙作業に對しては、臨時雇を入れて補足すれば、多忙期に束縛されずして、經營規模を増大し得るではないかと、いふ臨機處置法論である。だがそれは一人にて爲し得る方法のない場合の、已むを得ざる經營法であつて、與へられたる家族の勞力にて爲し得べき、適當の經營規模を決定する條件の問題とは別の問題である。例へば肥料の効果は最小養分に支配されるといふ問題と、最小の養分に支配されるならば、不足量を足せば良いではないかといふ議論とは別の問題である。在來の經營法により、勞力が不足すれば、雇傭勞力によつて補充すればよいとして片付ける位ならば、經營の研究の必要はない。私等は從來一人にて爲し得ざるものと考へられたことを、一人にて爲し得る方法を求めて居るのである。

所で前記の田植の例であるが、從來田植の適期を五日間とか十日間とかに限定されてゐたが、十五日間、二十日間に行つても、稲作に悪影響がないならば、田植期間を延長して、一人の經營面積を増すことが出来る。これは極めて重要な問題にて、經營改善に於ける勞力の分配といふことは、從來の經營法により、その業務に應じて勞力を割り當てることにあらずして、勞力に應じて、業務を割り當て、効果を減少せしめずして、一人のなし得る業務の總分量を増加することである。

蠶の五齡期の、一週間にすべしことを、十日間に延長し得れば、勞力の分配上好都合であるが、田植期間を前後に延長するが如き意味にて、蠶の五齡期を延長せしむることは不可能であるから、養蠶の勞力分配的改善の餘地は極めて少ない。尤も近年は條桑育による頗る粗放なる經營法により、一人の經營量を二倍し、三倍し得たれども、これには尙研究の餘地がある。家族の勞力による經營は、粗放經營必ずしも有利な經營ではない。且つかゝる方法は、田植の期間を延長し、稲作に不利の影響なからしめつゝ、一人の經營量を増加する、勞力分配とは、少し異なつた意味のものである。

さて然らば田植の季節は任意に延長し得るかといふに、稻の移植期は非常に重要であるから、結果に悪影響のない範圍は餘り永くはないであらう。けれども一面には苗の作り方や、施肥法の加減によつて、田植時期を五日や十日間延長しても、その不利益を補足し得る望みがある。古來より多くの地方にて、傳統的に唱へられた田植の適期は、二日か三日間しかないとか、或は最適

時は一日か半日を争ふ程重要なものとされてゐたので、高い賃金を支拂ひ、或は早き地方の友人親戚の間に互ひに手傳ひなどして、二、三日か、晩くも四五日間に終了したものである。現今は餘程改良され、田植季節が延長されたが、併し在來の習慣全く抜け去らず、尙短期間に行はれるがため、稻作地方では、年間の最多忙期である。

(イ) 試験に對する希望

こゝに於て、經營的改善の考案には、種々の技術的試験資料の、極めて必要なことを痛感する。従來の試験は、例へば田植の試験であれば、如何なる季節が最も適當であるかとか。苗の熟度とか、株間の距離とか、一株の本数とか、植込みの深淺等が、試験の目的であつた。併し經營的改善の設計上最も必要を感じるは、右等の問題の外に。

- 一 田植に適當なる季節が何日位あるか。
- 二 其期間外に延長すれば、如何なる不利益があるか。
- 三 其不利益を免るゝ、苗の作り方、肥料の仕方、栽培法……はないか。
- 四 田植期間の延長と、害虫の關係はどうか。

以上に對し精密なる試験成績の必要を感じるのである。

稻田除草にしても、三回の所もあれば、四回の處もあり、五回の所もあり、六回も行ふ所もある。除草の問題も、其回数と時期とにより、夏秋蠶の經營などには、勞力分配上重要な關係を有する、従つて私等は次の如き試験成績が必要である。

- 一 稲の除草は、稲作に對し、最も有効なるは何回であるか。
- 二 季候、土質等によつて、回数の必要度を異にするものなるか。
- 三 除草は插秧後、何日から初めて、何日頃止めるが適當であるか。
- 四 若し勞力の都合にて、回数を節略すれば、如何なる程度の不利益があるか。若くは除草方法により、その不利益を免るゝことは出来ないか。
- 五 勞力に餘裕あるときは、除草を集約に行つて、收穫を増すことが出来るか。如何なる方法によるが最も利益であるか。
- 六 手取除草と、器械除草と、收穫に及ぼす精密なる比較試験。
- 七 手取除草と、器械除草と併用するとせば、如何なる併用法が利益であるか。

以上は田植と稻田除草に關する一例であるが、麥作については、稲作の裏作とする關係、收穫

時期と養蠶の關係、養蠶と桑との關係等につき、前記の田植と除草について擧げたやうな、種々の方法による利害得失の判断資料として必要なことが無数にある。然るに農事試験場に於ける現在の試験は、私等の必要を感じる方面に、十分に手の延びないことを遺憾とする。而して私等の希望するは、各要素間の種々の關係の試験ではない。養蠶と稲作の關係試験などは、個々に條件が違つて到底試験し得べきものではない。私等の要望するは、一つ々々の單獨の試験成績にて、例へば小麦の收穫を五日早く刈れば如何なる損失があるか。一週間早く收穫すれば、幾何程度の損失があるか、栽培法によつて、其損失を軽減する方法はなきや、といふが如き問題である。即ち小麦は如何なる栽培法によれば、最も多くの收穫が得らるゝかといふ從來の要求とは違つた問題の試験である。私達はその試験さへあれば、場合により養蠶のため、小麦の利益の一部を犠牲に供して、全經營の總純益を増大せしむるやうに設計をなすのである。

(ロ) 結局は一ヶ月の仕事の量

前項に於て一人の労働者に適當なる經營規模につき、田植と、養蠶の五齡期とを例として、その最多忙期になし得る分量により決定されるといつたが、併し米麥作、養蠶、畜産、等種々の要素により組立られた複雑な經營では、田植とか、養蠶とか、一作業の短期間の労働量によつて測定するは不合理である。故に一般的には次の如く一ヶ月の必要労働量によつて測定するが適當であると思ふ。

- 一 一年中最も繁忙な月の一ヶ月間に、一人にて總ての必要な作業をなし得る分量により、一人の經營し得る規模の大きさが決定される。
 - 二 その一ヶ月間になすべき作業の總量が、三十日間毎日略平均せるか、若くは平均させるやう繰り合せ得るならば經營規模は大きくなる。
 - 三 これに反し、一ヶ月間にて、上旬と中旬と下旬では、作業の繁閑を生じ、而して調節され難き要素による組織であれば、經營規模は小さくなる。
 - 四 一ヶ月間に於ける、勞力利用の巧拙により、經營規模の大きさは移動する。
- 例へば東北の五月、關西の六月の如く、春蠶の上簇、麥類の收穫、稲作の準備及插秧、等の大部分を、約一ヶ月間になし終らねばならぬ經營であれば、それ等を工夫よく前後緩急を調節し、前年の設計の時より工夫して。——早めにやつて置いてよいものは早く運び、延ばして不都合のないものは、次月までも延ばし、而して時には一日十五時間も十七時間も働く等、種々の方法

により、八反分をなし得るなれば。一町分をなし得るなれば。或は又五反分しかなし得ざるなれば。それが一年を通じた、經營規模の大きさとなる。家族に二人三人の働くものがあれば、その割合の計算によつて、適當なる規模が決定されるのである。

私は以上の如き種々の實例により、若くは計算により、一人前の男子一人にて經營し得る耕地面積は、經營法によつて異なる譯であるが、普通耕種農業に、或程度の養蠶が加味され、及牛が馬の頭、及多少の養鶏位をなす經營であれば、七、八反以上、一町内外の田畑を興へなければ、勞力を十分に利用し、且つ勞働の價値を高からしむることが出来ないやうに計算せられる、而して一戸を標準とすれば、一人前の働きをなすものが二人あれば、少なくとも一町四、五反以上、三人あれば、二町以上の耕地を持たねば、十分に勞働能率を發揮することは出来ないやうである。而して北陸及東北地方の平野の如き、一毛作田のみの稻作専門的單純組織の地方なれば、一人當一町以上の田地が必要である。養蠶又は果樹蔬菜等が、組織の主要部を占むる經營であれば、耕地面積は減少するが、併しそれは組織の變化であつて、耕地は減少しても、經營規模が小さくなるのではない。

家族經營の適當な規模を、以上の如き條件によつて判斷するとして、一般の事實は如何である

やを観察したならば、恐らく大部分の農家は、其持つてゐる家族の勞力に相當する耕地を持つてゐないであらう。若しも家族の勞力に相當する耕地を有せなかつたならば、こゝに家族經營の缺陷が生ずる。土地や資本の餘つた場合の解決は容易であるが、勞力の餘つた場合は、打棄て、置けば、失業問題を化成する。然る場合は如何にすべきか、私は今漸く我國の農村問題の中心に達し得た、結論も對策も、この問題が根底をなすのである。

第五章 農業組織と經營規模

第一節 農業組織

農業組織とは、種々の要素を、最も合理的に組合せ、經營全體の綜合計算に於て、最大の利益を收得する形態に組立つることである。而して經營條件其他環境の事情の變化に應じて、要素の取捨又は組替へをなし、絶えず最大の利益を持続せしむることが組織の改善である。

農業は種々のものを生産する。米麥豆類諸穀、果樹類、蔬菜類、等の食糧、桑、茶、楮、三椏、杞柳等の諸原料、並に養蠶、養畜、養鶏、の如き各種の動物飼養、各種農産加工、及廣義の意味に於ては、林業、水産業、種々の副業的工業生産等、生産の範圍が非常に廣いのである。而してそれ等の一つ々々を組織の要素と稱する。

農業が小數の要素にて營まれて居るものを、單純なる組織といふ、米麥作の専門とか、梨、柑

橘の果樹専門とか、専門的養蠶經營とかは、規模の大小に拘らず、組織は單純である。

單純なる組織は、生産物の統一や、共同經營等には便利であり、農具の如きも少なくて済む等の利益もあれど、資本回収の度数が少なく、殊に繁閑の差違の大なるがため、勞力の分配悪しく小規模の集約經營に於ては、利益よりは、不利益の條件が多い。

農業が種々の要素の結合によつて營まるゝを、複雑なる組織と稱する。米麥を作り、養蠶をなし、牛馬豚鶏を飼ひ、果樹を栽培し、或は副業をも營むといふが如きは、小規模といへども、組織は複雑である。

複雑なる組織は、一面には生産物の種類を多くし、ために販賣條件を不良ならしめ、農具其他の資本を増加する等の不利益を伴ふも、資本の回収を速かならしめ、殊に各要素は、植付期、收穫期、飼育期を異にし、従つて勞力利用の場を擴大し、繁閑の差違を減少する等多大の利益がある。

經營規模の大なるものは、單純組織にても、勞力の分配を移動し改善することが出来るから、組織を複雑にすることの必ずしも有利ではないが、家族の勞力の多き小規模のものは、概して複雑なる組織が有利である。併し組織の變化は、經營者又は指導者の希望によつて任意に行へるも

のではない。組織の複雑化、言葉は流行的だが、現實は容易な問題ではない。

第二節 組織の種類

農業經營は、組織の適否巧拙により、生産費に大差を生ずる、故に組織の不合理なときは、たとひ部分的に技術の進みたる經營が行はれ、單位當り收量の多きものにも、全經營の收支計算に於て、所得の増加せぬやうな成績となる。

農業組織は、地方々々の自然的及經濟的條件によつて決定せらるゝのであるから、千差萬別、各地に共通する模範的組織といふが如きものは得られない。即ち地方々々の要素により、自然と異なつて種々の組織が成立し發達する。併し或程度までは各要素の選擇、取捨、組替へ、加増、等により組織を改善し、全經營を充實せしむることが出来る。水田に桑を作り、養蠶を經營要素中に加へるが如きは、少し無理なところもあるが、條件により有利な組織の改善の一種である。我國の農業は、米作と、養蠶とが、水田作と、畑作の二大組織の中心要素と決定されてゐる。而して二、三年若くは五、六年に一回でも、これを取替へることにより、利益を増進し得る他の要

素がないのであるから、諸外國に行はるゝやうな、土地及勞力の利用轉換を基礎とした、組織的輪作法を行ふことが出来ない、これは觀方によれば休閑を加へた輪作を行ふ農業とは、遙かに高度な經營法に進んだものといひ得る。又一面には畜産物の利用が、歐米諸國の如く盛んでないから、養畜及其加工を中心とした組織が發達しない。——局部には行はれてゐるが——要するに我國の農業組織は、米麥作を中心として主穀組織と、これに養蠶の加はつた穀作養蠶組織と、別の形式に於ける園藝組織とが中樞となり、これに種々の要素が、種々の分量によつて結合し、種々の組織が形成せらるゝのである。

伊藤農學博士は、農業組織を次の如く分類された。(農業經營學二五四—三一八頁)

- 一 耕種組織 (植物生産組織)
 - (一) 田作法
 - (二) 畑作法
 - (三) 樹植法
 - (四) 牧草法
- 二 飼畜組織 (動物生産組織)

- (一) 無畜法
- (二) 用畜法
- (三) 役畜法
- (四) 用役畜法
- 三 副業組織 (農産製造組織)
- (一) 農産製造
- (二) 林業
- (三) 普通商工漁業及日雇業

伊藤博士の分類は、植物生産なるか、動物生産なるか、製造加工生産なるか、より観たる分類である。而して經營の内容が、植物生産と、動物生産と、加工とは、勞力の分配其他條件を異にするから、合理的分類であらう。

併し私は我國の農業狀態より推考し、次の如く分類したならば、組織の大觀上便利であらうと思ふ。

一 主穀組織

(一) 主穀組織

(二) 養蠶其他の混合組織

二 主畜組織

(一) 家畜を中心とする

(二) 養蠶を中心とする

三 園藝組織

(一) 果樹を中心とする

(二) 蔬菜を中心とする

四 加工組織

(一) 農産加工を中心とする

(二) 工業的加工を中心とする

我國の農業は、米作と、養蠶が、二形式の組織の中心要素となつてゐる經營であるから、この實狀を表示する分類が適當であらう。然る所主穀組織に於て、米作中心を表はすはよいとして、主畜組織——養畜組織とするも同様——の下に養蠶中心の組織を現はすは分類形式に於て私

の本意ではないが、他に適當の方法を考へ得なかつたから、かく現はしたのである、加工組織といふが如きも如何やと思ふが、伊藤博士の副業組織とせば、私には農業組織の内容に、副業が主となるとの意味を現はすところに多少疑問を生じたから、副業やら何やら分らない加工といふ文字を以て組織に冠して見たのである。諸先生の研究を乞ふ。

さて農業組織は、穀作を主とするもの、養蠶養畜を主とするもの、園藝を主とするもの、搾乳を主とするもの、農産加工を主とするもの、花卉盆栽等を主とするもの、副業の加はれるもの、副業の加はらないもの、畜力を利用するもの、畜力を用ひざるもの等種々あるが、それは何によつて決定せらるゝのであるか、即ち組織の異なるは、經營者の好き嫌ひとか工夫とかによるか、指導者の考案に基づくのか、或は他の要件によつて、決定せらるゝかは、經營改善の研究上、極めて重要な問題であるから、組織の決定を指示する若くは誘導する事項につき所見を述べよう。

第三節 家族經營に於ける經營要素の支配力

私は先づ家族經營の規模、即ち耕地面積の大小とか、養蠶量の多少とかは、何によつて決定さ

るゝかの問題から進まよう。

資本家的經營は、任意自在に經營規模を定むることが出来るが、家族經營にありては、勞力の供給、即ち家族の勞力が、決定されてゐるのであるから、而して家族の勞力が、經營の基本要素となるのであるから、即ち規模を決定する重要要素の大きさが限定されてゐるのであるから、全體の規模の大きくなり、各要素の配合なりが、經營者の希望の如く、又は指導者の指導理論の如く合理的に行はれない、而して土地と資本と勞力の各要素が、規模の決定を支配する支配力は、理論上では同一であるべき譯であるが、事實は多大の輕重がある。

一 資本が經營の大小を決定する力

土地は必要だけ得られ、家族の勞力も十分に持つてゐて、獨り經營資本の不充分なる場合は、その經營の大きさは、その經營に是非共必要なる資本額に相當する大きさに決定せらるゝ、例へば土地は二町四反歩を有し、(所有借入何れにても)家族の勞力は、假りに一人にて八反を經營し得る勞働者(以下この假定を用ゆ)が三人あるとするも、資本即ち農具や、建物や、家畜や、肥料や、種苗などを、一町六反歩の經營に必要なだけしか持たない場合は、而して他より借りて來るこ

とも出来ない場合は、この經營の大きさは一町六反歩に決定される。なせならば屈強な労働者が三人居ても農具が二人分しかなければ一人は不用である、種子が一町六反分しかなければ、他は蒔付けが出来ない。肥料も其他も必要な資本が一町六反分しかなければ、それ以上の經營は行はれない。かゝる場合は八反の土地と、一人の労働者とは、この經營には利用せられないことになる。

實際問題としては、處置法の容易な問題であるが併し資本に缺乏せる新開地などには、資本供給の難易により、經營の規模の制限されるゝことが多大であらう。

私は北海道を視察した時、到る所かゝる感じを起させられた。又小作權の賣買のある地方にては、幾ら家族に勞力の餘りがあつても、借り得る小作地はあつても、資本がなくて、小作權を買収し得ないならば、規模を擴張することは出来ない。かゝる場合にも資本により經營規模が制限される。

併し、農村の金融も漸次發達し、信用組合の低利資金の運用等も進んで來たのであるから、資本の不足を補充する道は比較的容易である。故に土地と勞力を持ち、經營資本のみ不足する場合は、借入れ資本によつて補充することは左程困難ではない。

二 家族の勞力が經營の大小を決定する力

土地も、資本も任意に得らるゝとせば、その時の經營の大きさは、家族の勞力の總勞働量によつて決定せられる。例へば二町四反歩の土地と、これが經營に必要な、農具建物其他の資本とが備つてゐても、家族に労働者が二人しかなければ、而して他に労働補充の道のないときは、その經營は一町六反歩に決定せらるゝ——組織の變更の如きは別問題——この場合には八反歩の土地と、之れに相當する農具、建物、其他の資本とはこの經營に利用せられないことになる。而してかゝる實例は到る所に自作兼小地主に澤山にある。

併しこの場合は、雇人を入れて、勞力の不足を補充することは別に困難はない。けれども其設計や計算が、前の資本補充の場合に比すれば非常に複雑であり、且つ經營上種々の變化を生ぜしめる。

先づ第一の問題は、一人の雇人を入れ、家族の勞力と合して、二町四反歩を經營し得るとするも、雇人に支拂ふ賃錢諸費用の總額が、雇人を入れたことにより、經營を擴張し得た八反歩より得る收益よりも小額でなければならぬ。然らざれば雇人を入れて、二町四反を經營するよりも

家族だけで小ぢんまりと一町六反を經營し、八反歩を小作させてゐる方が、年度末總決算上の所得が多いといふことになる、故に雇人を入れるや否やは嚴密なる計算の結果により定まる。

第二は、それ等の條件は可いとしても、尙他に種々の研究事項がある。

若しその農業組織が、農閑期には、家族の労働者二人にて、二町四反歩の經營をなし得れども農繁期に於て勞力の不足するといふのであるならば、年雇ひを置かず、多忙期に必要に應じて臨時雇ひを入れて經營する方法がある。而して臨時雇ひの賃金は高くとも、總額が常雇ひのそれよりも小額であるならば、臨時雇制の方が得策である。

家族經營に於ける勞力の不足は、多くは季節的であるから、これに相應した勞力の供給法が行はれてゐる。即ち臨時雇ひの外に、季節雇ひと稱する、或重要期間に、二十日とか、三十日とかの雇ひ入れや、關西地方に行はれる、日分けと稱し、毎月十日とか、十五日とか、二十日とか二十五日とかの出勤を契約した、常雇ひの變形の雇傭契約がある。これ等は家族經營に於ける、勞力の需要に順應した供給法である。

第三は、臨時雇ひの得難きか、又は賃金諸費用が多額となつて、收支相償はない計算となるとしても、尙雇人の勞力の代りに、畜力又は簡單なる器械の利用により、その埋合せが行へるならば、雇人の代りに、畜力や器械により、勞力の不足を補充することが出来る。こゝに至れば經營法の一變化であるから、この場合の計算は、更に一層複雑となる。少なくとも左の二要件につき精密に考究し計算を要する。

- 一 人力に代ゆるに、畜力又は器械を用ゆるには、畜力又は器械が、人手にてなす作業の代用の出来ることが必須條件である。
- 二 人力の代りに、畜力又は器械力を利用し得る經濟的條件、即ち家畜又は器械の購入代金の元利償却、並に飼料、又は器械の使用に要する諸經費の總額と、雇人に支拂ふ賃金諸費用額との比較精算。

以上の二要件に缺ける所があつては、畜力又は器械力を利用するの利益であるや否やは不明である。而してこの二要件に關する利害の計算並に得失に對する考察判斷の如きは、農業全體に、相當の實驗的知識を有し、精密なる注意を以て、頗る面倒な計算をせねばならぬ、可なり困難な問題であるが、併しかゝる計算をすることが、今後の農業經營の生命である。農業經營の研究とは、かゝる仕事である。

我國の農業經營に於て、最も重要な多忙期といへば、春蠶の四齡以後から、麥類其他同期作物

の收穫、稻田の耕耘整地、田植、除草、夏秋蠶飼育、稻作收穫、麥類及同期作物の蒔付等であるが、其内特に重要な、忙中忙の田植や、養蠶には、畜力も器械力も、殆んど代用されることはない。無論電化されることもない。

經營規模が、勞力によつて決定せらるゝは、一年間の總勞力の多少にあらずして、季節の制限された、多忙期間の勞働力により決定されることは前章に述べた通りである。故にその時期に利用の出来ない、又は利用の機會の少ない器械や畜力は、經營規模を増減せしむる力は甚だ微弱である。又其利用價值も、モダン農家の考へる程多大なものではない。

併し家畜については、運搬、自給肥料、家畜それ自身の肥大による價値の増加等。經營上重要な他の條件のあること故、綜合計算上の比較判断によらねば、利害得失を決定することは出来ないのは勿論のことである。

要するに家族の勞力が、經營規模を決定するには、以上の如き種々の變化のあることゆゑ、經營者個々の事情により差違はあらうが、元來が我國の農業は、賃勞働による資本家的經營の成り立たない状態の下にある經營であるから、家族の勞働能力と總量により、規模又は組織の決定せらるゝのが原則であらう。

三 土地は絶對的に經營規模を決定す

家族の勞力も、經營資本も十分に所持してゐても、土地がなければ農業は営めない、故に經營の規模は、その經營者の得らるゝ範圍の土地の量によつて決定される。家族の勞力も、經營資本も、二町四反歩の經營に要するだけの持つてゐても、土地が一町六反しかなければ、この經營は一町六反に決定される。而して土地の不足に對しては、他の代用物なく、絶對に補充の道のないものである。故に例へば一町歩を經營してゐた小農が、小供が成人して勞力を増し、資本の蓄積も出來たから、四、五反増して經營を擴張しようとして希望しても、近隣に農業を止めるものか、經營を縮小するものが出來ない以上は如何ともすることは出來ない。資本や勞力の不足は、近所に餘裕がなければ、遠方より借入れ雇入れても、條件次第で補充が出來るのであるが、土地の耕作上の融通は、近距離に限り、他郡や他府縣は勿論のこと。少し離れた町村に、幾ら有利な土地が有り餘つてゐても、それを利用することは出來ない。即ち土地の耕作上の競争は極めて狭き範圍に於て行はるゝのである。平坦地方であつたならば、住宅より拾町以上を離るれば、多くは競争圏外に出るやうである。

蓋し我國の如く耕地が農場の形をなさず、各戸の耕作地が、殆んど一枚一筆毎に犬牙交錯せるものが、拾町以上の距離の所に散在して居ては、徒勞多く非常な不利益であるから、拾町以内位が、耕作競争の行はるゝ範圍のやうである。

この問題は、土地の賣買價格が、地主として持つ土地と、自作希望にて買収する土地とに、著しく價格の内容を異にする理由をなすのである。即ち地主として持つ土地ならば、村内は勿論、他町村、他郡他府縣にても所有せられ、價格は小作料より割り出す利廻り計算によるのであるから、小作條件の相似た所であれば、賣買價格も亦、大なる差違はないのであるが、自作地に至つては、自己の耕作要件より割り出すのであるから、價格を決定する一定の標準なく。個々の事情や考へにより決せらるゝのである。故に裕福な自作兼小作者又は小作者の多い所では、資本の利廻り勘定とすれば算盤にかゝらぬやうな高價で賣買されるかと思へば。その隣村には小農か貧乏で人氣が悪いがため、自作地購入の競争力なく、土地が賣り物に出ても、前者とは大差のある價格で賣買されるやうなことが行はるゝのである。このことは自作農創設又は小作法制定上、重大な關係を有する問題でありながら、机上の研究には容易に真相を諒得し得ない問題である。要之に土地は、經營規模の決定に對し、絶對的威力を有するのである。従つて土地の制限より

來たる問題に對しては、たとひ不利益であらうが何であらうが、嫌でも應でも服従するの外はない。故に我國の農業經營に關しては、土地が任意に得らるゝとの假想の含まれたる、經營改善論は、即ち大農論や、器械化論や、勞力節約論は、概して空論たるを免れない。

以上述べたるが如く、家族經營の規模の大小は、經營要素の最も少ないものによつて決定せらるゝこと、恰も肥料の綜合効果が、最小養分量によつて決定せらるゝやうなものである。併し肥料の最小養分率の法則は、何れの成分が最小の場合にても、他の諸成分の肥効を失はしむる作用は同様であるが、經營規模を決定する三要素の支配力は、土地は絶對にして、その制限には改良の途はない。家族の勞力は、不足に對する補充の途あるがため、土地に比すれば支配力は弱い。而して經營資本に至つては、家族の勞力に比し、一層補充の方法容易なるにより、支配力は微弱である。

第四節 耕地の制限により誘導さるゝ經營の變化

チャヤノフは、家族經營の規模——耕地面積家畜頭數——は、家族の員數に比例して増減する

といった。併し家族の員數に比例して、耕地の増減をなし得るならば、經營の改善は尙甚だ容易であるが、我國は其時代は既に経過した。私は前章に於て、家族經營の規模は、家族の勞働量によつて増減するといったが、併し勞働量に比例して、耕地の増減をなすは殆んど不可能である。一人の勞働者を増せば、同時に七、八反の耕地を増すことは困難である。精々二反か三反を増し得たならば好都合であるのが、多くの地方の實狀である。即ち家族の勞働量の増減により、耕地の増減が行はるゝにしても、それに比例して増減されることは不可能である、其結果として。

耕地が、勞力に相當するだけの面積を得られない場合には、經營の變化を、經營者の希望にあらざる方向に誘導する。

これは農村社會問題の根底をなす、極めて重大問題である。

家族經營に於ける最も有利な條件は

- 一 家族に多くの有能な勞働者を有し
- 二 その全部の勞力が、年中最も有効に利用せられ、最も多額の生産と報酬を得らるゝ經營をなすに必要な耕地を有することである。

故に耕地が自由に得らるゝならば、先づ何よりも家族の勞力に相當するだけの耕

地を手に入れることが、最も効果の大なる經營改善條件である。併しその行はるゝは局部の地方にて、私等の扱ふ農業經營の大部分の問題は、勞力に相當する耕地の得られない場合は經營が如何に變化するか。若くは如何に變化せしむべきかの問題である。

第一に起るは、耕地獲得の競争である。農民組合の指導者が、耕地の返還を以て、地主に對抗する唯一の武器としてやらせて見たが、實際に適合せない戰術なることを覺り。今日は借りた土地でも返へさないといふ、當初とは正反對の戰法を用ゆることになつたなどはそれである、土地は成るべく多くを得たし、小作料は成るべく低減したし、而して其間には競争が起るし、小作問題の悩みは主としてこゝに存する。この問題の解決は、現在の如き小作運動では、到底實現されるものではない。併しそれ等の問題は別として、耕地が必要だけ得られない場合は、經營の内容に左の變化が起る。

- 一 單位面積收穫増加の集約經營
- 二 組織の複雑化
- 三 副業の勃興

耕地の制限さるときは、一方には狭き土地に、多くの勞力肥料等を用ゆる、多收穫栽培に進

み、他方には園藝、養蠶、畜産、等、種々の要素が加はり來つて、組織を複雑にし、勞力利用の場所、時期、機會を多からしむる組織の複雑化が行はれ、及び種々の副業が加はり來り、經營の内容が種々に變化する。而してこれ等の變化は、各別に行はるゝこともあれば、同時に並び行はるゝこともある。

一 集約經營

(イ) 農業生産は何故集約度が進めらるる

集約經營とは、單位面積に對し、資本と勞力を多く使用し、可及的多くの收穫を擧げんとする經營法である。

家族經營は、土地や資本に關係なく勞力が提供され、それが基準となつて、經營の變化が誘導される。故に若し土地に比し、勞力の少なき場合は、その經營は成るべく勞力の節約が圖られる。即ち機械農具が利用され、除草を手拔して、其缺陷を肥料で補ふなど、所謂資本集約、勞力粗放といふ經營が行はれ、これに反し土地に比し勞力の多きときは、その勞力の大きさに準じて、

果物の一個々々、作物の一株々々にまで目を通し、病虫害の驅除豫防其他萬端に、勞力集約の經營が行はれる。それは土地の制限より生ずる必然的結果でもあるが、我國に於ては、古來よりこれが唯一の農事改良として、試験研究も、指導奨励も、主としてこの方針の下に行はれたのである。故に我國の農業經營は、多量生産經營、物本位的經營に向つて發達したのである。今後尙この方面に進行するであらう。

機械生産による工業は勿論、多くの事業は、必要以上の勞力を加へても、生産が増加するでもない。製糸業は釜一個に工女一人にて經營さるゝのであるが、釜三個に工女四人がかりでやつて見ても、功程も進まねば、生絲の質の改良されることもない。又漁業にしても、一個の地曳網を二十人にて引き廻される所を、二十五人で引き廻したからつて、魚類が多く這入るものではない。商賣だつてさうである、二人店頭に住れば良い所へ、三人四人並んで居たからつて、客が餘計に物を買つて行くことはないだらう。

然るに農業に至つては、全然事情を異にし。例へば一町五反歩經營に、二人の勞働者にて行ひ得る所へ、三人の勞働者のあるために、經營法を集約にし、三回除草を行ふ所を四回五回行へば、回數に比例はしなくとも、それ相當の効果を現はす。害虫驅除を一回行ふ所を、二回、三回

行へば、矢張り相當の効を奏する。挿秧にしても、二人にて二反を植ゆる所を、三人にて二反を植ふる、若くは四人にて二反を植ふる、其代り苗の吟味から、本數、植込方等に注意すれば、それだけの効はあらはれる。整地、施肥何れも同様である。要するに農業は或程度迄は、勞力及資本を加用すれば、收穫を増し、品質を良くすることが出来る。農業生産には斯の如き特性を有すること。人口増加による食糧の需要増加とが、土地の制限による經營の變化をして、先づ勞力集約の多量生産に誘導する所以である。

(口) 集約經營と收益遞減の法則

農業經營が、小面積の土地より、多量の生産を擧ぐる集約經營に進むことは、人類生活の必然的行程であらう。地球の表面が擴がらないこと、人口増加との事實に變化を生ぜない限りは、併し集約には一定の限度がある。それは土地には收益遞減の法則といふ。生産力の制限のあるが故である。

土地には種子を蒔いたまゝ、うちやつて置いても何程かの收穫は得らるゝ。併しそれに肥料を施し、雑草を除き、土壤をやはらげ、病蟲害を驅除したならば、肥料代や、手間代以上に、收穫を増すことが出来る。而して或程度迄は、肥料勞力其他の生産費を増加すれば、收穫は、生産費の増加に、略比例して加増する。その或程度が、稲作でいへば反當三石とか三石五斗とかであるならば、それまでの集約經營は、安全な改良法である。何となれば土地の遞減法則が、極めて輕微に働いてゐる時期であるから。

然るに或程度以上の集約度に進むときは、肥料や勞力や其他の生産費を増加しても、收穫が其割合を以て増加せぬやうになり。次第々々に單位生産費に對する收穫の割合が減少し、終には幾ら生産費を増し丹精を盡しても、收穫を増加せない時に到達する。土地の收益遞減の法則とはそれである。これがために農業の改良には、二つの極致點——改良の絶頂——改良の行詰りが出来る。而して集約經營と、收益遞減の法則との關係は次の如くなる。

- 一 或程度迄は、生産費を加増すれば、收穫は、加増した生産費以上に増加する。而してこの程度迄は一般に行ひ得る安全なる集約經營である。
- 二 それより集約度の進むに従ひ、漸次危険度が増進する。——危険度とは、作物の形質が、病蟲風水電霜等、外界の障害に抵抗する力の弱くなり、被害が甚大になることである。

三 資本家的經營は、利潤を得るが目的であるから、收穫は増しても、利潤の増さないやうな集約經營は行はない。故に増加生産費と、増加收穫とが、同額に達したときが、集約の極致點である。従つて收益遞減法則の支配を受けることが速かである。即ち集約的改良の極致點が低い。

四 家族經營は、勞力の利用によつて、所得の増加を圖ることを主たる目的とするのであるから、他に有利な副業のない限り、増加資本が安全に回收されるれば、勞働報酬は、極めて小額となるまで、勞力的集約經營が進められる。養蠶の如きは、無理をしても危険を犯しても、收穫量を多からしめんとする經營が行はれる。即ち家族經營は自己の勞働に對しては、無計算的に集約經營を行ふことにより、所得の總額を増加し得る道のあるがため。收益遞減法則の支配を受けつゝ、尙集約度を進められるから、集約的改良の極致點が非常に高くなる。而して高き報酬の得らるゝ勞働がなくなつた場合には、餘力を低き報酬の勞働に利用して、所得の増額を圖ることも亦合理的經營である。

五 經營的集約の極致點は、生産物の價格により移動する。即ち價格が騰貴すれば、極致點は高くなり。低落すれば低くなる。而して家族經營は、その移動性が大きい。

六 商品の生産は、生産額の増加と、收益（純所得の意味）の増加とは、一致するものではない、故に收穫増加が、必然的に價格の低落を招來するやうな生産状態に在るものは、集約度は一進一退して直進せない。而して價格低落の度が、生産増加に投じた生産費以上となれば、集約度の進行は停止される。

七 經營的集約の極點に達したものにても、更に資本と勞力を加増すれば、尙幾らかづゝの收穫を増すことが出来るけれども、増加生産額は、増加生産費に足らないやうになるのであるから、經營的には適用されないが、技術的には改良の餘地の存する時代である。米麥多收穫共進會の出品などは、その邊を來往するものである。かゝる栽培も改良の先驅をなすのであるから、輕視してはならないが、實用的ではない。而して更に尙集約度を進むるときは、幾ら資本を増し勞力を加へ精神をこめて保護しても、少しも收穫を増加せず、危険度のみの加はる所に達する。これが技術的集約の極致點にて、土地の生産力の極度である。而して技術的集約の極致點は、生産物の價格によつて移動することなく、科學の進歩により移動する。

家族經營には、勞力集約と、資本集約とを併用することが出来る。それがために一面には勞働

の効果を大ならしむる便利もあるが、他面には資本家經營的改良法が行はれ、改良の結果は、資本を増加して、所得の減少するやうな弊に陥り易い。故に集約なる多量生産に進むには、細心の注意を要するは勿論なるが、兎に角最後の労働の報酬は極めて小額となり、殆んど無價値に近づきまで、集約度の進めらるゝところに家族經營の一大生命が存するのである。而して集約度の高さを支配する最も力有なるものは生産物の價格である、従つて價格に對する無定見の生産増殖は、動もすれば自己搾取に陥る。而して農家を謬るものは、價格に對する無定見者の、無計算なる生産増殖の奨励である。

二 組織の複雑化

組織の複雑化とは、經營要素を増加して、土地勞力等の利用を一層集約にすることである、養蠶のなかりし地方に養蠶を行ひ、家畜を飼養せざりし經營に、牛馬を飼ひ、鶏を飼ひ、豚や兎を飼ひ、搾乳をなし、肥育をなし或は果樹を作り、蔬菜を作り、花卉を作り、若くは副業的農産製造、家庭工業を取り入れ、年中閑時のないやうな仕組にすることが組織の複雑化である。併し農業組織は、大體自然的要件により決定せられ、經營者の考案によつて變化し得べき範圍

は、餘り廣くはない。

一毛作田の地方であれば、稲作専門の單純な組織に限定され、これを複雑にせんとすれば養畜とか、養鶏とか、家庭工業的副業を取り入れるの外はない、養畜、養鶏にても、飼料の多くを自己經營の農場より得らるゝにあらざれば不安全であるが、一毛作田のみの地方には、それも望みが少ない、従つて組織の複雑化は、主として各種の加工方面に求めねばならぬであらう。

二毛作田には、冬作に適した穀菽蔬菜等のあるがため、稍複雑化の餘地多きも、餘り多くを望まれない、併し近年發達しつゝある宮崎縣及熊本縣の一部に行はるゝ、二毛作田の麥作と稲作の中間に南瓜や胡瓜を作るなどは、水田の利用法の變化による、組織の複雑化である。水田にても、岡山縣大分縣等に行はるゝ、蘭草を作り、花莖又は壘表を製造するが如きは、進歩した組織の複雑化である。

私は愛知縣其他養鶏業の盛んなる地方を視察して常に感ずるは、動物飼養を行ふ主畜組織の經營ならば、自己の農場にて飼料を生産するを以て經營の根本方針とすべきであると思ふが、加奈太や滿洲産の飼料によつての經營は、前途如何であらう。

畑は種々の作物が栽培せらるるから、畑の多き地方は、組織の變化が多い、従つて改良の餘地も

多い、併し畑の利用は、都會附近とか、果樹栽培に適するとかの外、一般的には家族の勞力の許す範圍に於て、桑を作り養蠶を行ふが有利であらう、近年養蠶の經營條件は、從來程有利ではないやうなれども、尙他の畑作物に比すれば有利である。

以上の如く自然的條件により、組織の基礎要件が限定され、左の如き種々の典型的組織が發達した。

- 一 田地の多き地方は、稻作が中心要素となり、種々の穀作養畜等の配合された組織
- 二 畑の多き地方は、養蠶が中心要素となり、穀作其他の配合された組織
- 三 田畑相半ばする地方は、稻作、養蠶、兩本位に、多少他の要素の加はつた混合組織
- 四 都會附近には、蔬菜を中心要素とし、若くは養畜を中心要素とし、穀作其他の配合された組織
- 五 季候、土質等の優良條件を有する地方に於ける、果樹栽培を中心とし、穀作、養畜等の配合された組織

六 山村に於ける、粗放なる焼畑式、伐替式の、農業と林業の結合せる組織

私等は以上の何れの組織に對しても、甲を以て乙に換へ、丙を以て丁に換ゆるが如き根本的改造を指導する材料を持たない。故に組織に對し或程度の缺點を指擧し、改善を指導し得るも、多くは局部的位のものであつて、組織の複雑化は、一部の人々の唱ふるが如き簡單なものではないと思ふ。

三 副 業

(イ) 副業の意義

農業に副業が結びつけらるゝことを説明するに先だち、副業の意義を明にして置く必要がある、蓋し副業の定義は、今以て區々であり統一されてゐない。

狹義に解するものは、農業を、穀菽栽培の如き耕種農業と限定し、その以外のものを副業とする。この見解によれば、養蠶も、畜産も、果樹も、蔬菜も、すべて副業と解するのである。

併し養蠶、畜産、園藝の幼稚な時代なれば、それ位のことではよかつたであらうが、現在では、解釋では、農業經營上の取扱ひが出來ない。

農業とは、職業分類上、商業、工業等に對する大分類の名稱であるから、農業の副業といへば、農業以外のものではない。若しも米麥作を本業とし、養蠶、園藝等を副業とする

ならば、米麥作の副業に、養蠶、園藝を営むといはねばならぬ。説明するまでもなく、養蠶も、園藝も、畜産も、薄荷を作るも、三柵を作るも、皆農業であるから、農業の副業に、養蠶や、果樹栽培を営むといつては、商業の副業に、菓子や煙草を賣るといふが如きものにて意義をなさぬ。伊藤博士は、農家の副業に

農業經營の餘暇に、餘りの勞力を利用して營む、農業以外の業務。

と定義されたが、私も左様に解釋する。

(口) 副業は自足經濟より

農業經營に餘暇を生じ、而して農場の副産物を原料として、簡易に製造される粗製品が、相當の價格で販賣せらるゝならば、最も容易に副業が始まる譯である。綿織物の如きも、最初は綿の産地で、家用に製造したものが、漸次賣り物に進展したものであらう。綿織物の産地に於ける、發達の徑路を観るに、初より機屋といふ製造業者があつたのではなく、戸々に機を持ち、戸々に綿柄や緋模様を考案し、各戸で元ごしらへをして織つたものである、久留米緋、伊豫緋、遠州木綿綿の如きは、顯著なる事例である。

農家は古來より、自給自足經濟に慣らされて來たから、各家庭に種々の粗製工業品が製造された。故に農家の家庭には、手工業が入り易い。農家といへば、荒つばい不器用なものゝやうに考へらるゝが、相當精巧なものをも生産される。京都市附近の花園村上鳥羽村其他同地方の絞りや、刺繡などには、非常に精巧なものがある。大阪府下の硝子玉や、刷毛や、簾の製造なども精巧品である。埼玉、群馬、栃木、愛知、福井、等諸縣の絹織物等も、農家の副業にて、立派なものが生産される。要するに需要さへあれば、大抵なものは農家で製造されるのである。

副業は農業の餘力を利用するを本體とするのであるから、本業の勞力の繁閑に應じて伸縮されること、重要な條件である。農繁多忙期にても、一定の生産を要する事業は、農家の副業として理想的のものではない、左の事例の如きは實に典型的副業である。

兵庫縣河邊郡園田村松本種吉氏經營

- 一 耕地一町六反三畝二十一步。
- 一 米麥作を主とする主穀組織に、樽菰製造の副業を配したる經營。
- 一 家族老幼七人が勞働に従事す、但し内通學中のものもあり。
- 一 勞力表は米麥作其他農業に用ひたる勞力と、副業に用ひた勞力とを、月別に集計し、一

第四節 耕地の制限により誘導さるゝ經營の變化

面にはこの經營に於ける農業勞力の月別分配が如何なるものなるかを示し、他面には農業に必要な勞力が、如何に副業に利用されつゝあるかを示し、更に總勞力の月別分配が如何に充實し、經營全體の緊張したるかを示してゐる。

表の日数は、家族の勞働量を延日數に計算したものである。

月別勞力表

月	農業勞力	副業勞力	總勞力
一月	九、四	七六、〇	八五、四
二月	一八、五	七〇、九	八九、四
三月	一〇、五	八九、〇	九九、五
四月	一一、〇	六五、六	七六、六
五月	二八、一	六一、八	八九、九
六月	八五、七	一、八	八七、五
七月	九八、〇	一、八	九九、八
八月	九八、七	〇、六	九九、三

九月	二一、七	六〇、五	八二、二
十月	三七、五	四一、三	七八、八
十一月	一一一、九	四、九	一二六、八
十二月	二四、〇	六七、〇	九一、二
計	五六五、二	五四一、二	一一〇六、四

私のこの經營を以て、本副業關係の典型的といふのは、樽菰製造が特に良い副業といふ意味ではない。米麥作農業の缺陷である、繁閑の差の大きい、勞力分配の悪い經營が、副業によつてよく改善補足されてゐる點である。松本氏は副業によつて毎年一千三、四百圓乃至一千五、六百圓を得て居る。而して六、七、八、十一月の四ヶ月は、本業の多忙期であるから、殆んど副業は休み、繁忙期を過ぐれば直ちに副業に従事する經營である、斯の如く本業の繁閑に應じて伸縮し得る副業が最も好都合である。尙この經營につき注意すべきは、若し副業を營まなかつたならば、農業に必要な勞働は、延日數五百六十五日餘であるから、あとの五百四十一日餘即ち約半分は、遊んで暮らすといふ結果となる譯である。主穀組織の經營即ち米麥作農業は、共通的にかゝる條件の下にある經營である。

(八) 本業と副業の轉換

或副業品が、時好に投じたか何かの都合にて有利な生産條件となると、餘裕勞力の利用に止まらず、農業に必要な勞力をも割き、若くは農業を縮少し、土地資本を、營業資本に轉用して、副業を擴張し、終には本副業が轉倒したり、全然農業を廢して、斯業に轉業するやうなものが出来る。群馬、埼玉、栃木、静岡、愛知、奈良、和歌山、愛媛、福岡等の諸縣の織物地には、澤山にあつた實例である。

然しかゝることは、其人個人的に特殊の事情のあつてのことにして、一般的には、本業の農業より有利な副業はないものである。同じ日數を働いても、副業より得る所得は、本業に従事して得る所の所得よりは、小額なのが普通であり原則である。例へば三人の勞働者に對し、土地が一町六反(二人分)しかなくして他の一人の勞働者に對しては、一人に相當するだけの副業を營むとしても、其總所得は、二町四反の土地にて、三人が専心農業に従事して得る所得額より、小額なるが通例である。一時には本業より所得の多いこともあれど、何故ならば、若しも副業が、農業經營よりも有利な條件であるならば、殆んど農業者全部が、競争者となつて、彼地にも、此地にも始まることになり。直ちに必ず農業に従事するよりは、悪い條件に競り下げて仕舞ふであらうから、若しも平均上農業より有利な副業があるならば、それは農業を倒す事業であつて、農業の副業としては存在せぬ譯である。

世には往々この原則をはき違へて、副業のある農業は、副業のない農業よりも、進歩した有利な農業であるやうな議論をするものあれども、農業經營よりいへば、成るべくならば副業の成りたないやうな、副業を入れる餘地のないやうな經營が望ましい。家族の勞力は、全力を擧げ十分に能率を發揮して、農業に傾注せねばならぬやうな農業經營が望ましいのである。但し勞力の餘裕のある農家で、甲は副業を有し、乙は副業を有せないならば、副業のある方が良好に極まつて居る。故に勞力に餘裕のあらん限りは、低い賃錢にしかならない副業でも、これを行つて収入の増加を圖ることが、小農の正道である。小農が、家を興すか、困窮に陥るか、餘裕勞力を無駄に費すか、五拾錢三拾錢の小額収入に對しても勤勞するかの、精神の置き所に存する。副業は、農家にこの精神が徹底しなければ興らない。農家が自己の經營に餘剩勞力の存在することを認め、如何なる時期に、何程の餘裕勞力あるかを計算し、而してこれが利用に苦心するに至つて、始めて堅實なる發達の道程に進むのである。補助金付の獎勵によつて思ひ付くやうな

時代は物にならぬ。

然るにこの問題を、資本主義經營に於ける勞賃の理論より、机上論をやられるときは、忽ち搾取問題が擔き出される。最近一部の識者間に問題になつてゐる、國際勞働會議にて最低賃銀制が採用せられ、而して我國にもこれを批准したならば、家庭工業にも適用せねばならぬといふやうな議論などは、慎重に研究を要する。

雇傭勞働者には、本業の勞働だの、副業の勞働だのといふ區別はないが、家族經營には、そこに意義のある區別が存する。而して家庭工業にも、最低賃銀制が適用せらるゝならば。而してそれで生産物の販賣に支障が生ぜなければ、その事業は本業として經營し得る條件を生じ、家庭的副業の要件が無くなるだらう。即ち副業がなくなることになるだらう。家庭工業は、農業の立場よりも細心の注意を以て研究せねばならぬ。

要之に土地の制限を受けたる經營は、勞力が餘つてゐるのであるから、副業は非常に必要であり重要である。若しも餘裕勞力を利用し得るだけの、集約法も、組織の複雑化も、副業もないならば、家を出で、何等かの職業を求めなければ、家族の生活が安定されない、といふ程切迫した重要性の問題である。

(二) 副業奨励と兩立せざる農業勞力缺乏論

農村問題の研究者に、副業の必要を認めないものはないであらう、然るにその半面には、副業奨励と兩立せざる、農業勞力缺乏論が可なり盛んに有意義の如く唱へられてゐる。曰く農家の青年の離村、従つて農業勞力の缺乏、従つて田園荒廢の兆……といふやうな議論である。私は少し極端かは知らぬが漫然とかゝる議論を唱ふるは、世間を迷はす不謹慎な、言はば出鱈目の議論だと思ふ。最も都會附近とか、交通不便な奥山部落——等の局部には、青壯年の離村其他により、農業勞力の缺乏せる所もあらう。勞力缺乏のため耕作せられざる田畑もあるだらう。併しそれ等局部的の現象と、一般農村の真相とを混同してはならぬ。若しも勞力缺乏が、大部分の農村の眞状であるならば、副業奨励の必要もなく餘地もなく、且つ人口問題も起らない。而して其對策は過剩勞力の利用問題にあらずして、必要勞力の補充問題である。即ち結論が正反對である。

最も觀やうによれば、農業勞力の缺乏せる事實のないではない。六月、七月、十一月（地方によりては五月）等は何れの地方へ行つて見ても、勞力の不足せるやうに見える。併しそれは多忙期の短期間の不足であつて、年中を通じての不足とは性質の違つた勞力問題である。而して多忙

期の不足は、主として農業組織の缺陷と、經營法が舊慣に捕はれたる技術的改良に偏する結果、勞力分配の不良となるより來るのが多いのであるから、經營法の變化改善により、若くは極めて少量の臨時雇の補足によつて解決の出來る問題であるが、年中全體の不足であれば、他より勞働者を入れ、精々人口を増殖し、農家の戸數を増さなければ解決の出來ない問題となる。併し私は未だ曾て一村擧げて勞力不足の状態となつてゐる所に出會つたことはない。愛媛縣で明治四十二年以來、農村の基本調査を大分行なつた内、只一つ南宇和郡一本松といふ村に於て、全村民が、年中を通じて、十分に勞力を利用し得る、生産要素の備はつてゐるのを認めたのみであつた。それは四國の例であるが、關東にて事例を擧げてみよう。

埼玉縣大里郡八基村にて、大正十三年産業基本調査を行ひ、産業獎勵に對する根本的研究を開始したるが、左表は勞力需要供給の月別分配である。

同村は養蠶を中心とする農業組織の所であるから、稻作地方とは、繁閑の時期を異にし、且つ勞力の月別分配もよくない状況にある村である。

勞力月別分配

月	需要勞力	百分比例	供給勞力	不足勞力	過剩勞力
一月	二、九二五	一、〇	四一、五四〇		四一、五四〇
二月	二、七七〇	〇、九	四一、五四〇		三八、七七〇
三月	二一、六四九	七、六	四一、五四〇		一九、八九一
四月	六二、七五二	二一、二	四一、五四〇	一九、二一二	
五月	二八、五二八	九、九	四一、五四〇		一三、〇一二
六月	一三、四八六	四、七	四一、五四〇		二八、〇五二
七月	六八、七二二	二四、〇	四一、五四〇	二七、一八二	
八月	五一、六一二	一八、〇	四一、五四〇	一〇、〇七二	
九月	一六、二六九	五、七	四一、五四〇		二五、二七一
十月	一三、一八一	四、八	四一、五四〇		二八、三五九
十一月	六、三二一	二、二	四一、五四〇		三五、二一九
十二月	二八六、二二五	一〇〇、〇	四九八、四八〇	五六、四六六	二六八、七二九
計					

同地方では一月は嚴冬期にて土地は凍結し、農作業は休止期である。而して蠶網の製造等多少副業もあれど、大きなものはない。右の状態にて農業經營に要する全勞力は、延人員に計算し、二十八萬六千二百二十五人を要し、これに對し供給勞力は、勞働に従事するものが、延人員一

ケ月四萬一千五百四十人、一ケ年四十九萬八千四百八十人を有する。然るにこれを月別にすれば五月、八月、九月、の三ケ月は、養蠶のため非常に多忙を極め、常時の供給勞力にては不足を生じ、延日數五萬六千四百六十六人は、隣村又は新潟縣地方より、臨時雇(季節雇)を入れて補充し、其他の九ケ月間は、勞力に相當するだけの業務なく、ために延人員二十六萬八千七百二十九人の過剩勞力、即ち働くべくして働かない勞力を有する計算となつたのが前記の勞力表である。

以上の如き實狀を如何に判斷するが正當であらう。三ケ月の勞力不足を觀て、經營の内容の研究もせず、直に農村の勞力の缺乏として、人口増加的對策を講ずることが、真相を洞察した計劃といひ得るであらうか。或は又九ケ月間の勞力過剩を觀て、經營の改善、副業の獎勵等、過剩勞力利用的對策を講ずるが、透徹した判斷であるか、農村勞力缺乏論者に、少し落ちついて研究を願ひたい。

ともあれ八基村では、三ケ月の缺乏に對しては、經營法の改善によつて解決する方針を取り、以來は著しく雇傭勞力を減じ、而して九ケ月の過剩問題の利用につき、種々研究しつゝある。同村は本年(昭和三年)更に御大典記念として、第二回の調査を開始した。今回の調査の目的は、

勞力過剩——人口過剩の狀態にある農村の人口は如何に移動するやを觀察すると、勞働狀態調査の目的を以て、十一月一日現在の人口動態調査を行つた。それには村外にて働きつゝあるものをも調査した。其他農業調査と、經濟調査によつて、生産經濟と消費經濟の調和と過剩勞力利用を講ずる目的を以て、兩調査を昭和四年度の一年間の實狀の調査を行ふ計畫にて着手してゐる。而してこの調査には澁澤村長が中心となり、村農會、産業組合、青年會、軍人會、婦人會、處女會等が、それ々々分擔して調査を行つてゐる。

農村も八基村の如く、村民自から自村を研究するやうになれば、たとひ速急に目覺しき改良が行はれずとも、時の進歩に後れず、着々と進展するであらう。自分の村には、村役場にも、村農會にも、主要作物の生産費調査もなければ、勞力調査の一つもないに拘らず。農會無用論などを唱へるやうな村長さんを頂いた村とは、村民の幸不幸は勿論、國家の隆替は實にこゝに胚胎する。

(ホ) 副業の種類

これは實に大問題である。

私は農業以外の業務を副業と定義した見地より、農業に屬する、養蠶、果樹、蔬菜、花卉等

の栽培、牛、馬、羊、豚、兔、鶏等の飼育、及それ等の生産物の扱ひは、總て農業々務として扱ふべきものにて、副業として扱ふべきものではないと信ずる。農林省及道府縣に、副業課が設置されたが、若しも以上の如き産物の生産や販賣の世話をもするのであるならば、屋上屋を架する、殆んど無用の所爲である。副業課の設立が、從來各方面で扱つてゐるものを。彼方此方より、あれやこれやを取り集めて、以て一課をなすといふが如きものであるならば、實に無用の施設たるのみならず、農業經營の統制を亂し。指導形式を混雜せしむる有害な施設といはねばならぬ。併し豊かならざる財政より、新生命を持つた事業として創設された副業課は、他の爲し得ざる使命がなくてはならぬのである。

私等の副業課に多大の期待を持ち囑望を有するは、從來各方面で扱つてゐた業務の分割などではなく。私等の手の及ばない、調査も研究も出来難い、従つて指導することも出来ない、農業以外の業務にて、現に農家が従事しつゝも、非常な不利益な條件、拙い方法で行つてゐる家庭工業其他の事業や、若くは何とかして農家の家庭に移したいと希望する、工業雑業等に對する研究である。瑞西の時計は、年額一億圓餘の輸出をなす重要産業であるが、其生産組織は、部分品に分割し、その内農家の家庭に於て、副業的に生産するもの頗る多く。これを集めて時計に組立て、

以て全世界に輸出し、米國の大量生産に對抗して譲らない。私等の副業課に囑望するは、現在農家の營んでゐる家庭工業の改善。並に小にしては未だあまり手のつけない農産加工より。大にしては部分的に分割し得る、工業の地方分散に關する調査研究を進めて貰ひたい。而してかゝる方面に手を延ばせば、研究を要することが無限に存在するであらう。私は先年愛媛縣の産業調査を擔當し、三、四年間ほど、工業、商業、水産業、の生産組織や、農業との關係を調査した時から、農家の副業として研究を要することが、工業及雑業には非常に多いことを痛感した。念ふに今後我國の産業界は、安價な勞力、而して争議などの起らない勞力を利用して、輸出工業品の増殖を圖ることは、最も重要な國策であらう。而して工業課其他純然たる工業者では、其要領が分らないであらう、案が立ち難いであらう。然るに副業課は、農業經營に立脚して、各方面に研究の歩を進むるに、最も適當であるから、かゝる方面に發展することを要望する。長野縣上伊那郡農會では、繭の屑物を利用して、主として家用織物を生産する組合を組織する計劃をして居るが、かゝる事業に對し、副業課が援助し指導して、成立し成效せしめたならば。處々に起り得る好副業であらうと思ふ。

副業には、これが副業だと定まつたものはない。本業の餘力を利用して収入を圖る業務はすべ

て副業である。而して家庭に取入れ、家族の全部が従事せらるゝ、麥稈眞田の如きもあれば、或一員のみ従事する、織物の如きもある。或は外に出で、運搬をしたり、雇はれたりする業務も、その者よりいへば副業である。而して出来る限り家庭内で家族共同にて經營せらるゝものが最も適して居る。副業の條件としては、農繁期には、生産を中止し得ることが出来れば最も都合であるが、是非共一定期間に一定量の生産を必要とするものであるならば、可及的その期間の責任的生産量を少なくし、一面には可及的農繁期を短縮して、副業に支障なきやう、農業經營との調和を圖ることが肝要である。

販賣目的の生産に、販路の不確實なものを、無方針で生産するほど危険なことではない。而して副業はこの弊に陥り易い、小鳥、食用蛙、食用鳩、忽然と始まり。忽然と消え去るやうなのはそれがためである。

私は多くの農家には、副業の必要であることを痛感するが。何がよいか、何を撰ぶかを指定する材料を持たない。併し私は副業は、地方々々、部分々々で、異なつたものゝ行はるゝことが安全な經營法であると思ふ。藁細工や、賃織物の如きは、比較的廣き區域に普及せる所もあれど、其他には一郡擧げて、同一副業を營んで居るものさへも稀である。大阪府の農村には、多種多様の副業を持つてゐるが、殆んど村によつて異なつてゐる、而してそれが却つて安全な經營法である。販路の廣き、需要力の大なる産物は、製品のもとまるとか統一とか、販賣の一要件であるが、副業品には、小需要の種々の産物のあるものゆゑ、一ヶ處に竹細工が始まれば、周圍がこれに習つて竹細工の傳習を行ふといふ經營は、販賣の競争により發達を阻害し若くは共倒れとなる、副業の指導には特にこの點に注意を要する。

(へ) 自給品の生産

集約經營も、組織の複雑化も、行へる限りはこれを行ふも、餘裕勞力の解決が出来ず、而して適當の副業もない場合に於ても、尙勞力利用の道のないでもない。その場合には、自家用品殊に日常生活の必要品の生産により、勞力の利用、並に支出の減少を圖ることが出来る。資本主義經濟理論は、自給的生产を、甚だ價値のない、幼稚な生産のやうに論ずる、而して多く儲けて、多く買つて多く消費することを理想とする。併しそれは或範圍の商工業には適用し得るが、人類生活の全般に適用し得る理論ではない。多く儲け得る機會の多き職業はそれでよからうが、俸給生活者や、生産資源に制限を受けた小農の生活には、儲け得る範圍で生活する方法を

講せねばならぬ。而して可及的直接代價を支拂はずして、必要品を得る道を講ずることは、生活改善の方面より觀て最も重要なことである。殊に餘裕勞力と遊んでゐる資本を以て、本業の餘暇に自家用品の生産が行へるとせば、これほど合理的な生活はないだらう。神戸博士は、曾て小農の生活につき、可及的自給主義を取り、成るべくならば、傘も下駄も、自家で製造するやうと論せられた。方法は兎も角も、それが自給の精神である。

私は住宅を持ち、年間の主要食糧を貯藏し得るものは、生活の安定を得たものと思ふ。麥酒や卷煙草は、安定以上の問題にて、安定條件ではない。而して生活の安定と不安定の主なる條件は、自己の希望にあらすして職業を失ふやうなことがあるや否やであつて、生活程度の條件は、可及的低き所に置くべきであると信ずる。

農家は小農といへども住宅を所有する、家主から逐ひ立てらるゝ心配はない。而して被服類は概して贅澤である。被服より觀たる農民は、決して生活程度は低くはない、私は農村には被服贅澤が家計困難の一因をなしてゐると思ふ、都會生活の裏面と對照して、かく考へられる。

生活要素の最大なる食物は、米麥も野菜類も、年中貯藏し、若くは必要に應じて、生産し自給し得る。都會で小作問題を議論する人々には、小作者は、年中の過半は食糧を買つて喰ふやう

に論じ立てるが、多くは見當違ひである。若しも眞面目に左様に考へるならば、可なりお目出度い話である、小作者にても食糧を買ふものは、副業的に農業を営むものか、然らざれば養蠶園藝等に偏した、初めから買つて喰ふべき條件の經營者である。かゝる經營者を、作つた米も麥も、地主に取られて仕舞つたがため、食糧に不足を來すと解釋するが如きは、餘りに世間を馬鹿にし過ぎる。論者自からを欺き過ぎる。

私は農家の全部とはいはないが、最大多數の農家は、住宅を有し、食糧を貯藏し、野菜は作つてあり、それに味噌醬油を製造して置けば、生活の主要品は整なつたものと思ふ。併し食物に對しては、それだけでは満足しない。

私は農村問題の一半は臺所にありと信ずる。而してその臺所の問題は、都會の生活と異なり、家賃や、米代、にあらすして、動物質食糧を中心とした問題、即ち魚類や肉類を渴仰してゐることである。故に若し動物質の食糧を相當に供給したならば、米もあり、野菜もあり、植物質蛋白質や脂肪は、安價な豆類があり、豆腐があり、油揚げがある。それに動物質の食糧を加味したならば、御馳走の原料は備はるのであるから、以後は家庭の内部の問題である。妻君が氣が利いてゐるか、間が抜けてゐるかの問題である。私等の責任範圍は、原料の供給までにて打ち切

りだ。

さて動物質食糧の供給、これが種々の意味に於て研究を要する問題である。

資本主義の經濟論で行けば、大いに養鶏を奨励し、飼料は、加奈太や、滿洲から買ひ込み、卵や母鶏を賣つて、牛肉や鯛やを買つて喰へといふのである。然るに自給論でやれば、左様な面倒な手續を要せない、先づ麥作が引合はぬなど、冬期に土地を休ませて置かず。飼料に適する麥類を飼料として生産し、産卵は大部分は販賣するも、一部は自家用に供し、廢鶏は、先づ臺所へ廻して、残りを販賣することになればそれでよいのである。毎月一羽を消費すれば、一ケ年に十二羽、十日に一羽を消費すれば、一ケ年三十六羽、一週間に一羽を消費すれば、一ケ年五十二羽あれば足る。

假りに毎旬一羽の鶏を料理する生活となれば、臺所もにぎやかになり、非常に程度の高い生活となるだらう。町より鶏肉を買つてくれば、百匁八十錢一圓——東京にては一圓八十錢——の代價を拂はねばならぬが、自給によれば、飼料の生産費や、餘剩勞力や、極めて僅かな雜費を要するだけである。而して一面には農業に必要な肥料も産出される。

長野縣の南佐久郡地方には、養鯉で動物質食糧が供給されてゐる、私等はいつ行つても、鯉の刺身に、濃汁は何よりの御馳走である。同地方では稻田養鯉が漸次家庭の臺所に入りつゝある。稻田養鯉は、稲作地方は大抵行ひ得るのであるから、稲作排水後の養蓄池の出來る所であれば、年中利用される。

群馬縣碓氷郡板鼻町田中友一氏は養鯉の實驗家であるが、僅か十二坪の池にて、六千尾千五百貫を飼養してゐる。二年生の約五、六寸のものを三月下旬に池に放ち、一ケ年間に約十倍に育成して販賣してゐる。池の養鯉は、池水の交替の良否により成績を異にするものなれども、不斷に清水の出入する池を得らるゝ所であれば、初年は稻田にて飼ひ、二、三年生は池にて飼へば、販賣自家用の兩用に供せられる。

養兔は大分擴がつたが、肉の利用の發達せないがため普及を妨げてゐる。これも各農家が家庭で利用すれば、無限の需要が起る。千葉縣印旛郡布鎌村は、小學校が中心となつて養兔を奨励してゐるが、同時に肉の利用の研究をなし、大抵の客事等には兎料理で濟むやうになつてゐる。埼玉縣北葛飾郡の養兔の盛んな地方では、冬季になれば、老人も婦人も兎の毛皮で造つた、自製の襟卷や胴着を着てゐる。

豚は稍大なる家畜であるが、これも年々需要は増すのであるから、副業に適すると共に、一部

は自供の目的で飼養すれば「用途は農家の間に擴張せらるゝ。私は大正十五年十一月、北海道にて、獨逸人及丁抹人の農業經營を視察した際、私には經營法よりも、寧ろ彼等の農業經營開始と共に、生活の自給法の巧みに行はれてゐたことに感服した。札幌近郊真駒内の丁抹人ラーゼン氏の宅にて、豚の鹽漬がよく出来てゐたので、夫人に説明をして貰つたのであるが、四ヶ月は味よく保てることであつた。豚を鹽漬にして用ゆるとすれば、菜や大根の漬物をすると同じ意味に豚を利用することが出来る。——現在では豚の利用法を知らず。口に慣れないから、急には普及し難いであらうが、農家が生活の向上を切望し、可及的安價に動物質食糧を得んとする念慮が強くつたならば、豚の利用法も發達するだらう。山形縣東置賜郡小松町には、置賜農學校出身者の發起にて豚肉加工處が設立されたが、農學校の學生や出身者が、各家庭に豚肉使用を勧めるので、漸次豚肉の使用が増加するといふことであつた。養豚の奨励は、農家自から豚を喰ふことから進めば、販路が早く開拓される。

以上の如く養鶏、養鯉、養豚、養兔等は、何れの地方にても行はれざることはない事業であるから、營利一方の經營法でなく、高價なれば賣りもし、安價なれば主として自家消費の目的にて餘裕勞力や自供材料による經營法を行へば、副業を營むと同じ結果となる。

私は總論に於て、農家の經濟は半身不隨的であることを述べた。この病症の治療は、消費の増加に應じて、収入増加の道あれば、それにも全治し得るが、若し支出の増加に應じて、収入を増加せしむることが困難なれば、或は不可能なれば、必要品の自給によつて、支出を軽減することが第二の治療法である、而してかゝる經營に進むに至つて、家族經營の眞價を發揮し得る。

自給には新形式の方法がある。長野縣更級郡大岡村安源寺の共同經營に於ては、二十一戸の組合員の、自家用醬油の共同醸造を經營してゐる。熱心な組合員が、營業醸造者について、醸造法を傳習して始めたのであるから、上等の醬油が安價に製造され、餘りを販賣してゐる。豚肉でも兎肉でも、共同による處理法は種々あるであらう。

要之に農村問題解決の最後の目標は、農家の生活の安定並に向上と満足である。而してこれに到達する重要方策の一は、厩肥綠肥其他生産原料の自給、並に日常生活の必要品を、可及的安價に生産することである。農家自から需要者となり生産を盛んにすることである。かくて副業のなかりし所にも自然と副業が創設されるだらう。

第六章 農産物の價格

甲 總論

第一節 奇怪なる農業生産

農業諸問題中、農産物の價格の問題ほど、性質の重大にして、研究の閉却されてゐる問題はない。

米穀法が施行され、米價の高低の甚しきは、國民生活上、將た産米の増殖上有害なりとして、價格の調節が行はれてゐるが、さて然らば如何なる價格が、高いのか、安いのか、高低を判別する基準も法則も研究されてゐない。最も政府當局が、米穀法を運用するには、何等かの目標はあらう。相當の理由によつて、買上げ又は賣出し、其他の調節を行つてゐるのではあらう。けれども所詮は當局者の私見に止まり、米價に關する、學問的又は社會的定論とも見るべきもの

はない。唯一の重要物産の米にして然りであるから、其他は知るべきである。

こゝに奇怪なるは、農産物に限り生産者が、自己の生産物の價格を決定せずして市場に持ち出し、買ひ手のつけ値によつて賣却する賣買法である。貨幣經濟生活を營んでゐる商品の生産者がかゝる不思議な商取引を行つてゐるのは何故であらう。世間には、これを以て農家の經濟思想の幼稚な結果、即ち無智無自覺の結果に歸するものもあれど、それは農家に劣らぬ無自覺者の皮相の觀察である。豆腐屋でも、焼餅屋の婆さんでも、自分の製造する豆腐なり、焼餅なりの價格を決定し得るのであるから、五百六十萬戸の農家が、一人として焼餅屋の婆さんのなすほどのことを爲し得ないといふことは、そこには重大なる理由がなくてはならぬ。それを農家の無自覺として看過するやうでは、農村問題の真相は捕へられないだらう。

農家が自己の生産物に、販賣價格を決定し得ないのは、價格決定の基準が分らないがためである。適當な價格を定むる見當がたないがためである。而して何等基準のない、學問上の根據のない、各人思ひ々の價格を付けて見た處で、市場に於て權威のないものであるがためである。要するに生産方面は相當研究されつゝあるが、價格に對しては、高低適否を量る基準の問題すら、十分の研究が遂げられてゐない、従つて米價や繭價が下落しても、生産の指導者は、受持が

違ふといつたやうな調子で責任を避けるとか、政府を攻撃するとか、農家は、産業資金の借入れや米の買上げを嘆願する位より外に對策を持たないやうな状態である。

農産物の價格問題の閑却されてゐることにより、如何なる結果を來すことが想像される、であらう。私の觀る所では、労働報酬が不當に低減され、經營資本の利子が削減されることになる、即ち農業生産に用ゆる資本と勞力に對し、價值相當の分け前が與へられない結果になると思ふ。私は農村問題の源泉の、主として此處に存することを確信する。以下種々の機會にそれを説明しようが、此點も亦單純な社會問題の研究者又は指導者の、農産物低價論や、或は地價低下論者と、根本的に見解を異にする所である。

第二節 農産物の價格と經營の變化

農業經營は、農産物の價格によつて、經營年度の成績に大差を生ずるばかりでなく、根本的に組織をも變化せしむる。綿の價格が低落すれば、綿作は廢絶し、關西に於ける、綿作を中心として行はれた、有利な輪作經營が廢つた。養蠶の利益が進めば、上田に桑を作り、稲作が養蠶に代はる。かくの如きは生産物の價格によつて、經營の變化が誘導されるのである。

品種の改良とか、肥料の配合とかの技術の問題は、生産物の價格以外にも、存在し得れども、經營の問題は、生産物の價格を離れては存在し得ない。而してその價格は如何にして決定されるか。

昔は馬鹿と相場には勝てぬといつた。米相場や其他物の相場は、天候や人氣により、何處ともなく自然に生れてくるものにて、人間業でつくり出すことは出来ないものと考へられた。

併し現今は人為を以て或程度までは相場を製造することが出来る。極端な例をいへば大正七年米價暴騰の際、仲小路農務大臣は、傳家の寶刀と稱する、暴利取締令を振り廻はして、米價を忽ち十餘圓を低落せしめた。又大正九年米價暴落の際、全國の農家が、米の投げ賣防止運動を起し、兩三日にして五、六圓、を騰貴せしめた。面白いことは大正七年の米騒動の發端は、富山縣の漁村滑川及其附近から起り、大正九年の米運動も亦富山縣の農政協會が何かの發議が、神戸に於ける關西府縣農會聯合會の決議となり、全國的大運動となつた。富山縣は米の國程であつて、流石に米價に敏感である。

而してこの運動は、農政運動の劃時代をなし、米穀法の制定を促進せしめた。

第三節 農産物の価格構成と農村盛衰の分岐點

自由競争の下に賣買さるる商品には、二つの価格がある、一は市場価格、即ち市場(或は産地)にて日々賣買取引さるる價格、即ち相場がそれである。

他の一は正常價格、即ち理論上の價格である。相場の高下に拘らず、生産の理論的計算上、この物はこれだけの價格はあるものだといふ價格である。故に標準價格又は自然價格ともいふ。

市場價格は、需要供給の法則により、其場々々で、賣り手買ひ手の希望の程度により、隨所隨時に、騰落し變動するものであるが、長期間を見渡せば、正常價格を中心として、騰貴し又は下落するものである。故に市場價格を平均すれば、正常價格と近接のものとなるのが自然の法則である。若しも市場價格が正常價格と無關係のやうな状態となれば、その生産は故障を生じて繼續せられない。故に正常價格は、市場價格の高低を測る基準であり、目標である。但し特殊のもの獨占的價格は別問題である。

さて然らば正常價格は、何によつて構成せらるるかといへば、相當長期間に於ての、平均的生産費と、平均的利潤との合計によつて構成せらるるといふのが經濟學の定論である。

工業生産品は、以上の原理により、價格の決定が行はれる、故に市場價格が、正常價格以上に騰貴すれば、豫定計劃以上の儲けとなり、利益配當が多くなる。若又豫期に反し事業不振にして、市場價格が、正常價格以下に下り、利潤のなくなる程度に低下すれば、而して低價が少し續けば、その事業は失敗に歸し、廢業となる。故に工業に於ては、生産品の價格は、平均上正常價格以下に下るとなきか、少なくとも或程度の利潤の得らるる生産條件を有するものが現存する譯にて、生産費の償はないことの多いやうな、半死半生の經營は存續せられないのである。

農産物の價格も、同じ原理によつて決定せらるるならば、農業者も、商工業者と、對等の生産條件の下に競争することになるから、左程不利な地位に陥らないであらう。よし多少不利な立場に立つといへども、生産界に、均等の機會を與へられ、理論上差別待遇を受けるやうなことでなければ、その他は各自の努力にあることにして、不服を持ち出すべきではない。

故に農業を、他の生産業と、對等の地位に立たしむるには、何よりも先づ農産物の價格の構成が、他の生産物の價格の構成と、同一原理の下に構成せらるることが必須的條件である。而してそれは農産物の正常價格が、他の生産物と同様、平均的生產費と利潤の合計によつて構成され、

それを目標に、生産の奨励、若くは価格の調節の行はるゝことである。

第四節 農産物の正常価格の構成

農産物の価格が人為的に動かされ、殊に國家の政策によつて価格の調節を行ふことになつては、農業經營の一部門として、價格構成に關する問題、生産費の問題、并に相場の高低の事情原因、販賣方法、其他價格維持に關する對策を講ずることが重要業務となつた。農家に於ても、價格維持に關する自主的對策が必要となつた。價格の維持を政府へ歎願するだけでは目的が達せられなくなつた。

さて價格問題の研究には、順序として、先づ主要農産物の正常價格の構成、即ち市價の標準となる標準價格の研究より進まねばならぬ。而してそれを基準に、市場相場の騰貴又は低落の當否を考察し、それに基づきて販賣方法の改善や、其他適當なる價格調節法を考究すべきである。

一 生産費

物の正常價格構成の主要要素は生産費である。生産費が多ければ、正常價格は高くなり、生産費が少なければ、正常價格は低くなる。而して生産費は、社會的にも、經營者個人的にも、極めて重要な、農業經營の中心の問題であるから、別に一章を設けて詳説するが、高低種々の生産費のある場合は、何れの生産費を以て、正常價格の要素とすべきやが重大な問題である。

高低種々の生産費と、價格との關係につき經濟學の定論は、工業に於ては、最低の生産費によつて決定せられ、農産物に於ては最高の生産費によつて決定せらるゝといふのである。

例へば資本の豊富な、經營に卓絶した大工場の經營が、生産費を尤も低減し得るならば、其製品が尤も安く賣出される。而してその工場の生産能力が、幾らでも需要に應ずることが出来るならば、他の小規模經營者は、競争に堪へずして倒れてしまふだらう。而して大工場の生産品だけにて、社會の需要を充たし得るならば、人類生活に何等差支へは起らない譯であるから、大工場經營の最低の生産費が、その物の價格を決定することになる。生産競争の起り易き生産物は、この原則に支配される。

然るに農産物は、機械によつて、任意自在に大量生産を行ふことが出来ない。何としても土に種子を蒔きつけ、風雨寒暑、自然の法則によつて發育するを待たねばならぬ。而して土地には面積に限りのあるのみならず、收益遞減の法則といふ、生産に制限のあるがため、工業の大工場の生産の如く、一定地域に於て、全人類の需要する穀物其他を生産することは出来ない。後世長るべしではあるが、幾ら科學が進歩しても、こればかりは不可能であらう。従つて暖地も寒國も、平地も山間も、苟も人の住む所に於ては、耕作に適する土地の有らん限りは、農業を行はねば、必要な農産物を生産することは出来ないのである。故に優良地がなくなれば、中等地に及び、中等地がなくなれば、下等地に及び、近き土地がなくなれば、運搬費の多くかゝる遠方の土地に及び、それ等も利用し盡したならば、從來不毛不生産の地として棄て、あつた、未開の土地を開墾し利用するにあらざれば、必要な食糧を作り出すことが出来なくなる。世界の現状が其状態になりつゝあるが、我國は特に甚しい。

而して農業經營が、下等地遠方の地に及ぶに従ひ、生産費を多く要する。

人口は際限なく増加するため、——或は停止するかも知れぬが——一面には開墾干拓により、不毛地の利用が進行する、と同時に、他面には經營が次第に集約になり、小面積より多くの收穫

を擧ぐる所謂多收穫式の經營が行はれる。而して集約の度の進むに従つて、收益遞減法則の働きが強くなり、生産費の割合を増加せしむる。

要するに農産物は、機械生産が行へない。故に高い生産費を支拂はねば生産し得られない方面に擴張せねばならぬ結果として、農産物の價格は、最高の生産費によつて決せられるといふのである。

地代論は、少し説明の仕方を代へるときは、農産物の價格の説明ともなる。例へば、上、中、下田に各米作をなし、反當一石の收穫を得るとし、而して上田には二十五圓の生産費を要し、中田には三十圓の生産費を要し、下田には三十五圓の生産費を要するとし、而して米價は一石三十五圓とすれば、下田は漸くにして、生産費に相當するだけの收穫しかないものであるから、地代を支拂ふことは出来ないが、無地代ならば米作を維持することは出来る。而して中田には五圓、上田には十圓だけ、生産費以上の利得があるから、借地なれば地代を拂ふことを得るし、所有地なればそれだけ下等地より利益が多い。即ち利潤が得らるゝのである。

然るに若しも米價が、工業品の如く最低の生産費にて決せらるゝものであるならば、前記の場合に米價は二十五圓に決定せられる。然るときは中田にては五圓の損失、下田にては十圓の損失

となるから、かゝる相場が永く續けば、中田下田の米作は廢止される。中、下田の米作が廢止されるれば、忽ち米の不足を生じ、米價が騰貴して三十圓となり三十五圓となる。三十圓となれば、再び中田に米作が行はれ、三十五圓となれば、下田にも米作が回復される。かくして需要と供給の均衡を保てる状態になるのであるから、米價は最高の生産費即ち下田の生産費により價格が決定せらるるといふ意である。

更に人口が増加し、食糧の需要を増加するに至らば、今日までの上、中、下田に於ての生産量では不足を生ずる。不足を生ずるに至れば、價格は騰貴する、價格が騰貴して三十八圓となれば、今迄耕作せられなかつた原野が開墾されたり、畑を整理し水利を起して米作を行つたり、兎に角生産費三十八圓を要する所までは、米作を行ふことになる。集約度の進むもこの理に外ならぬ。

以上最高生産費説は、これを約言すれば、農産物の價格は、高低種々の生産費中、最も高い生産費によつて規定せられるべきものである。然らざれば必要量を生産することが出来ない。米でいへば、一石當りの生産費が、二十五圓。三十圓。三十五圓等あれば其内の最高の三十五圓といふ生産費が、米價構成の生産費であるといふのが、最高生産費説である。

私は以上の最高生産説には多大の疑問を有するが、それは次項に譲り、先づ本項の正常價格構成要素の結末を付けよう。

二 利 潤

利潤とは、商品の生産に於て生産物の價格が、生産費以上の價格にて販賣せらるゝことにより生ずる、經營者の所得である。筋肉労働に對する賃錢の如く、精神的労働に對する報酬である。百圓の生産費を投じて生産した生産物が、百十圓に販賣せらるゝときは、其十圓が利潤となつて企業者の所得となる。而して現今の商品の正常價格は、生産費と利潤とにて構成せらるゝことに前に述べた通りである。而して生産費は絶対に必要なものであり、且つ生産の初めに於て一定量の生産に對し、必要額を計算し決定せらるゝ費用であるが、利潤は生産物を處分した後にはあらざれば決定せられず、且つ絶対のものにあらずして、多い年もあれば、少ない年もあり、或は皆無の年もある。要するに利潤は、計劃設計とか、指揮監督とか、賣買の掛引とか、に對する報酬とされてゐる。

社會主義者は、利潤は、労働者の收得すべき勞賃の内から掠奪したものだといつてゐるが、勞

働價値説が、天下の公理であるならばさうかも知れぬ。併し現今の生産は、たとひ小規模の經營にても、筋肉労働即ち手足を動かすだけでは行はれない、農具も必要なり、肥料も必要なり、分量の差違こそあれ、資本と、労働と、經營的計劃、との綜合によつて行はるのであるから、利潤は、労働者の收得すべきもの、従つて掠奪であるといふほど單純ではない。

近代の工業は、資本家。労働者。企業家。が分離され、其結果資本と労働ばかりでは事業が企てられない。札束と、企業的才能のない労働者だけでは事業が起らない。即ち事業家なるものがあつて、資本や勞力を利用して事業を営むやうな經營法となつた。故に生産要件が、單に資本家と労働者に支拂ふ生産費だけしか得られず、企業者の所得となる利潤がないやうな條件では事業が起らない。若くは繼續されないことになつた。故に生産物の價格中には、生産費と利潤とが含まれてゐることが、絶對的に必要條件であるといふのが利潤論及 正常 價格論である。

然るに農産物に於ては、利潤論が甚だ曖昧である。即ち我國の農業の如き、小規模家族經營のものは、企業と資本と労働が分離してゐない。經營者即ち資本家即ち労働者である。故に資本に對する利子と、労働に對する勞賃とがあれば、其外に利潤がなくとも事業は繼續せらるゝといふ議論がある。

かゝる議論の根本思想は如何なるものであらう。工業品の價格は、生産費と利潤とにて構成せられ、農産物の價格は、生産費のみを以て構成せらるゝことを是認することになる。

それを是認すれば、こゝに農産物と、工業其他の製品と、價格構成の理論を異にし、要素を異にし、交換條件を異にし、ために農業者は市場に於て、不利なる差別待遇を受ける門戸が開かれる。消費者の搾取が行はれる。

私は農業に於ても、利潤が與へられないやうな生産條件はあり得ないと思ふ。それは私の議論の、自作地には地代も、小作料もないといふ所から出發する。即ち生産額から、生産費——次章説明の——を差引いた殘額（リカード派の地代に相當するもの）を利潤と觀るときは、農業生産にも利潤が存するのである。

農産物の生産費は、地方的にも、個人的にも著しき差違のあるものなれども、生産物の價格は、生産費の差違によつて差違を生じない。生産費四十圓を投じた米も、二十七圓で作上げた米も、價格は左程の差違はない。故に生産條件の非常に不良な土地や、經營法の拙なもの、利潤のないのみならず、正常な生産費をも償はないやうなものもあり、同時に生産條件のよい地方、又は經營の巧みなものは、生産費と、相當な利潤とを得るものもある。私は帝國農會米生産

費調査を材料とし、東北六縣と、關東七縣に於ける米作につき、利潤問題を觀察しよう。

- 一 收量、價格、生産費共、大正十一年より昭和元年度まで五ヶ年平均。
- 一 米價は右五ヶ年平均東京深川正米相場(三五、〇九)にて算出す。
- 一 生産費の内、土地資本利子を除きたるものを、土地費を加へない生産費とし、これを生産額より差引いたものにて觀察す。
- 一 生産費の研究の資料でないから、誤解の生ずるを恐れ、府縣名は表はさず番號にて示す。

米作の利潤觀

	反當收量	同上價格	反當生産費 (土地資本利子を除く)	殘額
(一)	二、五六三	八九、九四	七四、七六	一五、一八
(二)	二、四三〇	八五、二七	六二、六七	二二、五〇
(三)	二、三九〇	八三、八七	六五、八二	一八、〇五
(四)	二、四五二	八六、〇四	六一、〇七	二四、九四
(五)	二、九〇一	一〇一、八〇	八四、三六	一七、四四
(六)	二、七一一	九五、三四	六九、二八	二六、〇六
(七)	二、四七一	八六、七一	八五、三六	一、三五
(八)	二、二三一	七七、九三	七五、五二	二、四一
(九)	二、五六二	八九、九〇	八二、六四	七、二六
(一〇)	二、一七六	七六、六三	六六、九九	九、六四
(一一)	二、四六九	八六、六四	八二、九八	三、六六
(一二)	二、二七三	七九、七六	七七、二〇	二、五六
(一三)	二、三七九	八三、四八	七六、五一	六、九七

以上の如く五ヶ年平均状態に於て、生産全額より、土地資本利子を除きたる生産費を差引きたる殘額は、これを何と觀るべきであらう。私はこの内から尙差引かねばならぬ土地費(生産費に屬するもの次章説明)があると思ふが、算出が容易でないから、それ等の研究は後章に譲り、假りに反當十圓としてみれば、(七)以下の七府縣は、利潤のないのみならず、生産費をも償はない(殘額が土地費にも足らない)狀況なれども(一)より(六)までの諸縣は、最低五圓十八錢、最高十四圓六錢の利潤のある計算となる。最もこれは生産額から、生産費を控除したものを利潤と觀る議論であるから、見解を異にすれば別の結論となるかも知れない、要之に生産條件の甚だ

しく不良ならざるものには、或程度の利潤は得らるゝ、併し利潤の有無又は多少が、地方的にも、個人的にも多大な差違を以て千差萬別的に異なつたものであるがため、工業の如く平均利潤率の計算が容易でなく、殆んど不可能的に困難なものであるが、利潤がないとか、利潤はなくとも経営が繼續せらるゝといふが如きは、甚しき謬見であることは、以上の如き生産事實が説明してゐる、而して問題は、正常価格の構成要素として計算する利潤率は、如何にして算出するかである。これは一應生産費の説明を終つた後に結末をつけよう。

第五節 農産物の正常価格を低下せしめんとする議論

農業には、生産費についても、利潤問題についても、價格に關する學界の議論が統制されてゐない。而して他方には次の如き正常價格の低下、従つて市場價格を低下せしめんとする種々の議論がある。

一 家族經營の農業には利潤はない、若くはなくてもよいといふ説。

二 生産費たる土地費（次章説明）を地代と混同して、生産費より除かんとし、若くは不當に低く評價せんとする説。

三 主要生産費たる、家族の勞賃其他自給物を、可及的低く評價せんとする説。
以上の如きは堂々と明晰に論じたものは鮮ないやうであるが、種々の議論より推究するとき、かく認めざるを得ざる議論が少なくない。地價低落論や、生産費低減論の論據中には、これが潜在するのである。

右に對する私の反駁的意見は、種々の機會に述べたが、假りに以上の如き見解が、正當として採用せられたならば、如何なる結果を來すであらう。

家族經營の唯一の特徴は、自給物の多いことである。然るに自給原料も、家族の勞賃も、眞價以下に計算され、土地費を不當に低く計算され、若くは除かれたならば、生産費は、大分低いものになる。更にその上に利潤は生ぜないとして加算せぬことにすれば、農産物の正常價格は、餘程低いものになるだらう。正常價格が低くなれば、自然と市場價格の低落を導くは當然である。米價が二十五圓に低落しても、諸物價に比すれば安價ではないといふやうな議論が製造される。農家の日常使用する、被服でも、履物でも、農具でも、肥料でも、その支拂ふ代金の内には、

その物の生産に必要な、設備費も、原料費も、資本利子も、労賃も、廣告費も、販賣費も、利潤も、すべてが含まれてゐる。

然るにこれと交換する農産物は、資本利子も、労賃も、土地費も、十分に拂はれず。その上所有原料は安價に見積られ、經營的精神勞働に對する報酬——利潤——も與へられずといふやうな條件で以て、價格が決定せられたならば、實際正味の交換價値は、十と十とであるものを、農産物は七と決せられ、其他の生産物は十と決定せらるゝことになる。一個と一個にて交換して然るべき價値も價格もあるものを、三個と二個にて交換せられることになる。米一升で交換せらるる筈のものが、一升三合も出さねば得られぬことになる。即ち十の資本と十の勞力とを用ひて生産したる十の價値のものを、七の資本と七の勞力とを以て生産したる七の價値のものを、對等にて交換することになる。

最も物の價値と生産費との關係は、評價される物の種類によつて定まるとしたものであるから、或時は生産費に制約され、或時は生産費に制約されずして定まるものである。故に同量の資本及勞力を用ひたものは、必ず同額の價値を生じ、價格を生ずるものではない。勞働價値説ですべての場合の物の價値及價格の説明の出来ないのもそれがためである。けれどもそれは社會的效用——現今價値起因學說中最も正當と觀られてゐる社會的限界效用説——の異なるものに於ての事であらねばならぬ。社會的效用の同等なものであつて、農産物が生産の内容に特殊の事情の混在するため、價格の決定が、前記の如きものであるならば、農家は、貨幣經濟生活には、對等の資格を以て、仲間入りをする事は出来ないといふ問題に逢着する。

資本主義の：：商工主義の經濟學は、現代の生産制度に於ては、家族經營の農業の如きは、左様な立場にたち、左様な運命に陥るべき事業であるから仕方がない、それが人類の幸福であると説明するかも知れぬ。

若し左様な議論が通用するならば、それ程までに吾々と、社會生活に對する見解が違つて來たならばもう澤山である。私等は屠所に導かれつゝあるとを自覺したならば、方向轉換である、私等は別に進むべき道がある。

第六節 謬つたる物價指數觀

物價指數とは、或年度の各種の物品の價格を基準とし、これを一〇〇、として騰貴又は低落の

割合を示すものである。現在用ひてゐる日本銀行の物價指數といふは、明治三十三年度の食料其他日常衣食住原料品四十種につき、當年の平均價格を一〇〇、とし、以後今日までの騰落の割合を示した數字である。例へば、

品目	物價指數	明治三十三年	大正十四年
穀類 (米麥大小豆)		一〇〇、	三三七、八
嗜好品及調味品 (酒、醬油、味噌、食鹽、砂糖、鯉節、煎茶、刻煙草)		一〇〇、	三三八、八
肉類 (牛肉、鶏卵、牛乳)		一〇〇、	二五八、三
衣料品 (綿絲、絹絲、生絲、大麻、晒木綿)		一〇〇、	二九二、六
建築材料 (銑鐵、丸釘、杉角材、松板、松丸太)		一〇〇、	二一五、〇
肥料 (鍊粕、干鰯、菜種油粕)		一〇〇、	二二七、七
燃料 (石油、石炭、薪、木炭)		一〇〇、	三二一、三
雜類 (菜種油、半紙)		一〇〇、	二四〇、〇

これは大正十四年度の物價指數である。これにいへば穀類は、明治三十三年を一〇〇、とすれば

大正十四年は三三七、八に騰貴し、衣料品は同上二九二、六に騰貴したといふこと、同時に、穀類は、衣料品よりも騰貴の割合が多であることを示すのである。

物價指數をこの程度までの觀察に止めて置けば、物價の趨勢を大觀するに必要なれども、この數字を振り廻して、米價が二十五圓に低落しても、尙諸物價に比し安くはない、不常な下落ではない。といふが如き材料に用ゆるのは、大なる間違である。世間にはこの間違論が非常に多い。

何故謬論であるかといへば

一、明治三十三年度の諸物價は、後世の基準とすべき、諸物價間の均衡を得たものであるとの論據のないこと。

故に當年割合に高かつた(例へば石油や牛乳の如き)ものは、以後の騰貴指數が低く出て、當年の相場が割合に低かつた(大豆や砂糖の如き)ものは、以後の騰貴指數が高くなる。而してそれは偶然であつて何等の理由はない。

二、物價の騰貴の適否は主としてその生産費及生産事情によつて判断すべきである。生産費の割合の高くなる物は、價格の割合も騰貴し、生産費の割合の低下されたものは、價格の割合も低下するのが正しい物價の動きである。然るに物價指數は、生産費も生産事情も一

切無關係で、農林産物、工礦産物、水産物の市場相場が雜然と書き併べてあるだけである。銑鐵も、鯉節も、石油も、米も同じ扱ひである。而してかゝる材料を以て價格の高低の適否を判断するは意義をなさない。

三、生産事情よりいへば、勞賃と、資本利子との高低は、生産費、従つて價格に最大の關係を有する。而して勞賃は諸物價以上に騰貴してゐる——明治三十三年を一〇〇、とし大正九年に於て、諸物價は四一七、の指數、勞賃は四六〇、の指數を示す（其以後は連絡のとれる資料なし）——即ち勞賃は、諸物價よりも騰貴率が多い。之に反して金利は下落してゐる。故に生産が機械工業の如く、資本を増し、勞力を減じ得るものは、生産費が比較的安くなり、勞力を主とし機械其他資本運用の少なきものは、生産費が比較的に高くなる。故に綿糸や、銑鐵などの如く、機械的生産物と、農産物の如く勞力的生産物を混同して、價格の高低を批判することそれ自體が根本的謬見である。

然るに物價指數によつて、農産物の價格騰落の適否を判断するとか、若くは一步進んで實際政策にまでも考へんとするが如きは、輕率の至りである。

第七節 農産物の價格理論を曖昧ならしむる怪物

農産物の價格に關する議論を不徹底ならしめ、市場價格をして、正常價格以下に低下せしむる一大怪物がある。その怪物の正體は何であらう、私は左の三項に注目する。

一、文化併に生活程度の低い國の農産物と、それ等の高い國の農産物との、競争條件の差違の多大なること。

二、關稅其他の保護政策が、工業品の如く徹底的に行はれざるること。

三、農産物の低廉なるが、消費者の目前の利益なること。

これを皮肉に解説すれば、(一)と(二)の事情によつて、農産物の價格は不當に低下され、(三)の事情によつて——支配者階級、識者階級は多くこれに屬するが故に、——不當も不當とされず進んで研究もされず、曖昧に看過される。

工業品即ち高級生産品は、文化の進歩せる國ほど——絶對にはあらざれども——精良品を安價に生産せらるゝ。企業能力が進み、技術が進み、資本の豊富なる、所謂文明國が、未開國よりは

良い品を安く製造し得るのである。故に競争品は、文化の相似た國の生産品であつて、生産費の如きも、農産物の如き著しき差違はない。日本と、英國と、米國と、佛國との、紡績糸は、その生産費に、或程度の差違はあつても、一と二とか、一と三とかの如き大差のあるものではない。故に工業品の國際間の競争は、生産條件の略相似たもの、競争であるから、堪へ能はざるが如き犠牲を拂はないでも對抗し得る。若しも堪へ能はざる競争條件であれば、その事業は成立しない。然も若し競争に困難なときは、關稅政策によつて、對等の競争條件となる程度迄保護せらるゝのである。輸入品が、内地の製品より一割安價であれば、從價一割の關稅を課して、對等の地位に立たしむるから、原價の安い輸入品と競争しつゝも、尙相當の利潤の得らるゝ經營が行ひ得る。

然るに農産物は、その正反對に、文化の低い未開國ほど、品質の良否に拘らず安價に生産される。而してその生産費の差違が、一割や二割の差にあらすして、五割十割若くは尙以上の大差のあるものが輸入される。澱粉の如きは、原料により三と一以上の大差がある。米の如きさへ次章に掲載せるが如き差違がある。而して關稅をかけるにしても、現在の如き低い稅率にても、反對論が激烈であるから、工業品の如く、對等の價格條件を有する程度の稅額を課するなどは、思ひもよらぬことである。工業品には、三割、五割、七割、十割といふ稅率はザラにあるが、農産物の稅率には左様なものはない。故に遠國よりの運賃諸掛りを拂ひ、關稅を拂つても、尙内地産の生産費以下に販賣されるのであるから、工業品の如く、國際貿易上對等の條件の下に於ての競争にあらすして、段違ひの優越條件を持つてゐる大敵と、競争せねばならぬのである。小銃を以て機關銃と競争せねばならぬのである。

而して農家が斯の如き苦しい競争に立ち、堪へ難きまでに、農産物の價格の低落することが、大工業に於ては、勞賃の値下げ、從つて輸出促進の理由となり、勞働者其他下級者の生活費の軽減されること、社會政策の理由となり、ために農業を度外視した産業政策及社會政策と、消費者全體の利益とが一致することになる。これが農産物の價格問題を曖昧ならしむる怪物の正體である。而して變幻出沒、學者は大方これに魅せられ、殆んど眞面目に論ずるものなく、地方に於ては、國家のための稻作改良論や、食糧問題のための増殖獎勵など、農業經營論でもなければ政治論でもなく、倫理論でもなく、原理の不明な指導が行はるゝのである。私が價格問題を特に痛感し、腦髓に徹したのは、第五十一議會に於ける、關稅定率法改正の討議併にその運動に關係した時であつた。

第八節 關稅定率法改正に於ける論爭

第五十一議會には、私は中正俱樂部から選まれて、關稅定率法改正案の委員となつたので非常に便利を得た。私のためには前後五回の議會に於て、最も快心の働きをなした問題であつた。

關稅とは、外國よりの輸入品に課する税金である。外國より安價な物品の輸入せらるゝときは我國の同一物品の生産者が打撃を受けて發達せず、若くは立ち行かないやうになるから、輸入品に對し、國産品との價格の差額に應じて税金をかけ、市場に於ける輸入品の價格をして、國産品と大差なからしめ、以て國産を保護し獎勵する政策である。

英國は工業の先進國であるから、自國の製品の輸出條件を優越ならしむる必要上、自由貿易主義を取り、それがために農業は犠牲となつた。自國産の穀物では、國民の生命を三ヶ月も支へ兼ねるやうな、産業の不均衡な國情となつた。併し他國の工業の幼稚な時代に、工業が發展したのであるから、世界の富を集め得た。即ち自由貿易主義に成効したのである。併し其後各國の工業の發達するに従ひ、自由貿易主義の維持が不可能となり、現今は保護政策即ち關稅政策を採用し

關稅は有力なる國庫の財源となるほどに變遷した。米國の如きは、土地は廣く、總ての資源の豊富な國情であるが、尙保護政策をとり、小麥の關稅の如きは、我國よりも高率であつた——改正後は我國の方が少し高くなつた——要するに世界各國に行つてゐる保護政策である。

關稅の稅率(稅額)は物品の性質により異なつてゐるが、原則としては、輸入品の價格と、自國産品の價格とが、適當の釣り合を保ち、競争條件を對等に近からしむる程度である、同種同質の物品にて、輸入品が一割低價であれば、從價(價格の)一割の稅をかけて、國産品と、對等の價格たらしむるといつたやうなことである。

我國は明治維新前までは、自給自足の生活を營んでゐたのであるが、明治維新の開國と共に、急激なる變遷を來し、現今は世界の五十餘國と通商貿易を行ひ、吾々の日常生活は、五十餘國と交渉を持つやうに複雑なものとなつた。如何なる山中僻遠の地にても、日本の産物のみにて生活してゐるものは一人もない状態となつた。即ち大正十三年度國別輸入金額は次の如く、國別五十餘國、總額二十四億五千三百餘萬圓となつた。(千單位)

輸入國名

輸入品價格

亞細亞州

九九八、六〇三、千圓

支那	二三七、五五二、
關東州	一七五、七三七、
香港	一、〇九九、
英領印度	三八七、七九二、
海峽殖民地	三一、三四〇、
蘭領印度	九二、四〇一、
佛領印度支那	一七、九九〇、
露領亞細亞	一五、一八五、
比律賓諸島	一七、八四二、
暹羅	一八、四八一、
其他諸國	三、一八四、
歐羅巴州	五八一、〇九一、
英吉利	三二二、七五一、
佛蘭西	三二、七七一、

獨逸	一四六、六四三、
白耳義	二九、三八五、
伊太利	四、四二一、
瑞西	二三、〇一八、
奧地利	一、一五一、
ロシア、 チエツコ、 ヅアキアス	二二三、
和蘭	七、九一一、
瑞典	一六、三七一、
諾威	三、七二二、
露西亞	四八一、
波蘭	三四四、
西班牙	一、七六九、
丁抹牙	一、〇八一、
葡萄牙	四二二、

其他諸國	一五〇、
北亞米利加州	七二二、七九〇、
合衆國	六七〇、九九三、
加奈陀	四〇、〇二五、
墨西哥	三一、
其他諸國	一、七四一、
南亞米利加州	八、五三六、
秘露	三六〇、
智利	五、二六三、
亞爾然丁	二、六九四、
伯刺西爾	一一三、
其他諸國	一〇六、
亞弗利加州	二二、〇七二、
埃及	一七、〇一四、

喜望降殖民地及ナダ	九九一、
其他諸國	四、〇六七、
其他諸州	一二七、七六五、
濠太刺利	一一九、九七一、
新西蘭	一〇九、
布哇	一五七、
其他諸國	七、五二八、
假置場	一、六六一、
不詳	八八九、
總計	二、四五三、四〇二、

僅か五、六十年の間に、自足經濟より一轉一躍して、世界の五十餘國と、一ヶ年輸出入約四十億圓餘の取引をするやうになつた。かく諸外國と通商貿易が旺盛となり、而して世界の各方面から、珍らしいとか、優美だとか、堅牢だとか何か特徴のあるものが、比較的安價に輸入せらるるやうになつては、我國の如き資源の乏しい後進國の産業は、輸入品のために壓倒せられ、國力

發展の根底が萎縮し、國民生活が、外國品の支配の下に立つやうになる恐れがあるから、その對策として、適當の保護政策が必要となつたのである。

我國の關稅は、安政四年に、和蘭及露西亞と追加條約により、輸入稅法を定めたのが最初にて翌安政五年に改正せられ、イギリス、アメリカ、フランス、ロシア、オランダ、の五ヶ國と條約を締結し、其際米及粃の運上從價五分の關稅を課した。當時我國は、諸外國に對し、未だ對等の條約を結ぶことが出来なかつたがため、關稅の如きも、我國の意志によつて決する事が出来ず、協定稅率といふ、相手國と協議の上稅率を決定したのである。而して關稅は輸出國にとつては不利益であるから、成るべく輕い稅率をかけることに努むる。故に協定稅率にては、適當の稅率に決せらるゝことは望まれない。支那の現狀がそれである。國力が弱ければ主張は通らない。其後屢々改正が行はれたが、日清戰爭により、漸く我國の實力を認められ、明治三十二年の改正に際し、所謂稅權の回復が行はれ、國定稅率となつた。我國の考へにて稅率を定め、諸外國をしてこれを遵守せしむるやうになつた。我國は此時に至つて、初めて完全なる獨立國の資格を備へた。實に治外法權の撤去と、稅權の回復とに對しては、當時の政府當局及政治家がどれだけ苦心したであらうか、今日の政治家達には想像も出来ない程であつたらう。

歐洲大戰以來、世界的に諸物價の騰貴を來すと同時に、輸入稅率が不適當となり。一面には我國の産業も長足の進歩をなし、保護の必要を減じたるもの、若くは保護を厚くして、新たに國産増殖の促進を要する等の必要に迫られてゐたので、大正十五年の大改正、即ち第五十一議會の關稅定率法改正案の提出となつた。今回は全部の改正にて、十七部類、一千六百六十五種の多きに達した、改正の結果は大別して次の如き増減となつた。

稅率（稅額）を上げたもの 九〇六、

稅率（同）据置のもの 四九三、

稅率を下けたもの 二六六、

若くは無稅のもの 以上の内稅率（又は稅額）を下けたるもの又は無稅のものは、我國に生産せない即ち保護の必要のないものか、若くは生産の基礎強固となり、輸入品に負けない生産條件となつたものである。

然る所私等の驚いたのは、政府當局並に多くの人々の、農産物に對する見解の甚だ不條理なことであつた。該案につき濱口大藏大臣より提案の理由を説明されたが、その内に次の如き一項があつた。

原料品と、日常必需品は、成るべく安價なるがよい。何故ならば我國は自國に原料品が乏しいから、外國より原料品を輸入し、これに加工して輸出することを奨励するは、最も重要な國策である。故に原料品は成るべく安價に輸入せらるゝことが必要である。又日常必需品が高くなつては、國民の生活費が増加する、斯くては下級者の生活を苦しめ、社會政策と矛盾することになる。従つて日常必需品は、成るべく安價に輸入せらるゝことが必要である。故に原料品及日常必需品の輸入品に對しては、無税にするか税率を輕減するか、從來の通りの据置にするかの方針である。

藏相の説明の主旨は以上の如く、原料品と、日常必需品は、成るべく安價なるがよい。故に輸入品の税率を低くして輸入を容易ならしめ、安く販賣せらるゝがよいといふのである。これ恐らく歴代政府の傳統的方针であつたらう、而して言論界其他より適當の方針として迎へられた。

私は原料品及日常必需品とは如何なるものであるかを調べて見た。處がそれは主として農産物であつた。農産物、林産物、水産物、等は殆んど全部それであつた。こゝに於て私は實に驚いた。若しもかゝる方針で關稅政策が行はるゝのであつたならば、農・林産物等に對しては、可及的關稅を低くして、安價な外國品の輸入を促がし、以て國産農・林産物の價格を可及的低下せしめ、

而して工業品に對しては、國產獎勵のため、生産者が苦しまない程度の關稅を課して價格の低落を防止するといふことになり、ために農林産物と、工業品とに對する保護の均衡を失し、その結果農家は自己の生産物は、生産費に關係なく、安價に賣らねばならず、而して購入品は、十分に保護税の課せられた高いものを買はねばならぬことになる。要するに農産物は、農業經營條件の如何に拘らず、可及的安價なるを必要とし、工業品は、生産條件が不利とならざる程度に、價格を維持せしむるといふ方針である。

かゝる見解の結果であらう。農産物には從價四割などいふ税率のものは一つもないが、工業品には、從價四割以上、五割、七割の——贅澤品にあらざる——税率のものが、百三十八種もあつた。

私は委員會に於て、何故農業者が獨り苦境に陥るをも顧みず、農産物と、工業品との均衡のとれない、工業に厚く、農業に薄き産業政策を行ふやにつき、幾度も質問を試みたが、結局要領を得た答辯を得なかつた。最も既に明らかに、税率の上に表示されてゐるのであるから、要領を得た答辯の出来る筈はないが、政府當局としては、恐らく今日までかゝる質問を受けたこともなければ、かゝることを考へたこともなく、農産物の安價なことを以て天下泰平と考へてゐたのであら

うと想像された。

農業者もいつまでも吳下の阿蒙ではない。當時帝國農會が中心となり、その不當を鳴らし、主要農産物に對する、税率の修正案を掲げて運動を開始した。

ところが都下の言論界が先達となり、農業者の修正運動に對し、反對の大運動が起つた。農産物の關稅引上げを唱ふるなどは、非國民であるかのやうな論調で、痛烈に攻撃した、製粉業者もパン屋も、うどん屋も運動した。關稅定率法案が決議されたのは、三月十日であつたが、その前日の九日には、反對者の最後の大活動が、實に物凄い状況で行はれた、東京全市に左の如き宣傳ビラが撒布された。

◎關稅引上問題は本日議會に上程されんとす

◎米麥關稅の引上は吾人の生活を極度に脅威するものなり

◎吾人は身命を賭して之れが通過を阻止せんとす

◎市民來つて各派饒將の反對獅子吼を聞け

◎日時三月九日午後一時

食料品
關稅引上

反對市民大會

◎場所 芝公園

◎出席辯士 (十八人氏名列記)

農業者側の運動も必死であつた。議會に於ては日に増し農産物修正論が有力となつた。その結果他の多くの修正運動は悉く撃退されたが、農産物に對する修正は過半は採用された。修正を要求した農産物の原案及修正案は次の如くである。(毎百斤の税率)

	政府案税率	修正案税率
米	一、〇〇	二、〇〇
及		
粳	一、〇〇	二、〇〇
小	七、七	一、五〇
麥		
小	一、八五	二、九〇
麥		
粉		
大	七、〇	一、二〇
豆		
鳥	四、〇〇	六、〇〇
卵		

豚 肉

従價二割

従價三割

右の内米については左記の如き、總理大臣の聲明により、米穀法にて保護するとの主旨にて、政府案に譲り、小麦と小麦粉と鳥卵とは修正案の如く修正され、大豆と豚肉とは採用されなかつた。

而して該案討議の際米價維持に對し米穀法の運用につき、若槻首相の聲明は次の如くである。

- 一 米穀法の運用は、獨り内地米に限らざること勿論なり。
 - 二 米價が著しく騰貴若くは下落したる場合に於ては、生産者と消費者との利害を調和するため米穀法の運用によつて之れを調節するの方針をとること。
 - 三 米穀委員會の委員は、半数以上は民間委員を以て之れに充て、民間委員の内農業に關し知識経験を有するもの、數を多くすること。
 - 四 米穀委員會は、委員三分一以上の要求ある時は之れを開會すること。
 - 五 米穀委員會の意見は之れを尊重すること。
- 可なり不得要領ではあるが、兎に角總理大臣が、米價に對し、かゝる聲明をなし、殊に米穀法の運用を内地米に限らず、朝鮮、臺灣米にも適用する意志を明示し、其他農民の希望を容れたる

改革を行ふことを約したことは、重要な意義を有する。

大要以上の如き経過にて、關稅定率法改正案は議定された。關稅定率法の改正は、各産業の消長に至大の關係のある重大案である。その討議に際し、從來に類例のないほど、農業論が闊はされ、其結果農産物にのみ修正が行はれ而して農産物は可及的安價なるがよいといふ、傳統の方針に變化を與へたことは、農業者側の運動の成效といつてよい。

併しそれは第五十一議會に於てのことであつて、かく修正されたにしても、尙農産物の關稅は概して稅率低く、工業品に對するが如き、徹底的保護の實の擧るやうなものではない。

第九節 最高生産費説に對する疑義

農産物の價格は、最高の生産費によつて規定せらるゝといふ、最高生産費説は、結局は眞理であらう。併しそれは需要と供給とが、全然一致し、小量の過不足もない、若くは少しの過剰のない繰越しのない、即ち新期收穫物の市場に出る日は、前年來の收穫物を消費し盡すやうな状態の場合を假想しての議論である。従つて觀念上には存在しても、事實の存在のないことが論據と

なるのである。若し然らずとせば、物價に對する需要供給の法則を無視することになり、物價論が壞はれてしまふ。

最高生産費説には、以上の條件の存するならば、事實に於ては前年來の繰越量の存するだけ、低き生産費の價格支配力が加速度を以て加はり來るのである。若しも米の價格が無條件で最高生産費によつて決せらるゝものならば、世界の米價は、日本の米の生産費が基準となつて決定せらるゝ譯であるが、我國の米の生産費が如何に高くなつても、暹羅や印度の米價を日本米に近からしむる作用はない。外國米は品質も異なり、經濟理論の適用條件が異なるからだといふならば、品質の相似た朝鮮米臺灣米の移入による米價の動きを、如何に判断すべきか。收穫後の出廻り期は、朝鮮米の移入により壓迫され、端境期——九、十月——には臺灣の一期米の移入により低下されてゐるのが近年の状態である。即ち日本米の生産費にて、朝鮮臺灣米の價格が規定されてゐない。小額の移入の時代は、日本米が、朝鮮米の價格を引上げる作用が強かつたであらうが、近年の如く移入量が増加しては、日本米が朝鮮米の價格を引上げる作用よりは、朝鮮米が、日本米の價格を低下せしむる作用の方が強大となつた。それは不思議でも、獨斷的觀察でもない。自由競争の行はるゝ市場にて、品質に大差なくして、生産費に多大の差違のある物品が、相併んで競

争する場合は、高い生産費の價格支持力よりも、低い生産費の價格低落力の方が強大であることは、經濟上の通則である。

併し私は農産物の價格が、最低生産費によつて支配され決定されるものとは考へない。必要限度に於ては、高き生産費の支配力の大きなきり理論は疑はない。然るに高き生産費の支配力が弱くなり、低き生産費の作用の強大となるには、左の二つの事情に基づくのであると思ふ。

- 一 必要限度以上に國外より安價に輸入され、供給過剩の状態を呈すること。
- 二 多數の農家が、自己の生産物の生産費の研究もせず、従つて價格に對するはつきりした考へを持たない。且つ價格が異常に下落し、生産費を償はないやうなことに出席つても、相場の回復を待つだけの用意と資力を有せない。従つて金の必要に迫られ、採算なしの賣方をする。

輸移入品の、價格を支配する力は強大であるが、併し生産者が二つの如き状態であれば當然出現すべき價格も、出現せないことになり、經濟學の理論も、正しく現はれないことになる。

併し私には、尙大なる疑問が残存する。
農家が自覺し、生産費の研究も、價格の研究もした上、自分の投じた生産費を精算しそれを基

準として賣り出すときはどうなるだらう。例へば或一團——一村とか一地方とか——の米の生産費が三十圓であり、他の一團の生産費は三十五圓であつたとき、最高生産費説よりいへば、双方の米價が三十五圓といふ生産費によつて決せらるべき筈である。所がその際三十圓にて作り得た一團のものが、三十圓以上の價格であれば賣却してもよいといふ計算をなし、三十一、二圓の相場で賣り出すときは、三十五圓の價格は維持されない。即ち最高生産費説の崩壊である。

甲、乙、丙、丁、何れも斯の如き關係にありとせば、全體より觀たる米價は、米作者間の、最高生産費によつて、決せらるゝにあらざして、生産事情の近似した一團中に於ける、最高生産費により決せらるゝが眞理ではないかと思ふ。即ち暹羅の米價は、暹羅の生産費によつて決せられ。朝鮮の米價は、朝鮮の生産費によつて決せられ。日本の米價は、日本の生産費によつて決せられ。而して日本國內に於ても、甲、乙、丙、丁の間に著しく生産費を異にするときは、甲、乙、丙、丁の各團の生産費によつて決せらるゝのが、生産事情に適つた價格の構成である様に思ふ。要するに需要の多い、従つて生産量の多い、従つて種々の生産事情の所にて生産するがため、生産費に等差の多き生産物の價格は、最高とか、最低とか、平均とか、一つの標準によつて決定せられては、例へば三十圓で賣つてもよいものを三十五圓で賣らねばならぬとか、四十圓で賣らね

ば引合はないものを、三十五圓で賣るの外方法はないやうな理論を以てしては、生産に無理を生じ、故障を生ずるであらう。故に私は米の如き生産事情にあるものは一つの生産費によつて、一つの標準價格の算定せらるゝものにあらざして、種々の生産費によつて、種々の標準價格が算定せらるゝと思ふ。即ち生産條件の近似せる一團に於ての一つの標準價格は、算定も出来るし、有要でもあるが、全米作者を通じての一つの標準價格なるものは有り得ない。よし製造しても活用の出来ないものであらう。私は農産物の市場價格に高低の差の大なるは、他に種々の理由もあれど、一は各生産者間の生産費に多大の差違のあるがため、相場の高低により、各生産者の生産條件に近き相場を生じ、ために各生産者の希望を繼ぎ、各生産者の生産が持續せらるゝ、自然の支配の現はれではないかと思ふ。

第十節 價格と生産費との關係は一樣ではない

私は農産物の如く、生産事情の差違により、必然的に生産費を異にするもの、價格と、生産費との關係は、一樣の法則の下に律せらるゝものではないと思ふ。而して相場の騰落の如きも、豊

凶と、生産費の高低との關係上、或程度の騰落のあることが、生産の實情に適つた價格の動きのやうに思はれる。私は我國の農産物の價格と生産費との關係は、次の如くであると信ずる。

一 日常必需品にして、國內の生産が、漸く國內の消費を充たすが如き状態にあり。而して生産費に高低種々あるもの、價格は、高低二つの標準價格を構成し、其中間を騰落動搖し、低い生産費にも、高い生産費にも、平均生産費にも、一つのものには支配されない。米の如きはその部類に屬する。

二 需要の増加するも、自由に生産を増加し得、且つ各地に競争生産の行はれ易き農産物の價格は、最低若くは低き生産費に支配される。蔬菜果物の如きはこの部類に屬する。

三 外國に販賣する農産物の價格は、主として競争品の價格及需要地の市況により決せられ、産地に於ける生産費は、價格を支配する力は微弱である。繭のときはこの部類に屬する。

四 輸入品と對立的競争状態にある農産物の價格は、輸入品の市場價格によつて支配せられ、生産費が價格を支配する力は弱められる。小麦の如きはこの部類に屬する。

要するに私の議論は、農産物の正常價格は、生産費と利潤にて構成せらるゝも、その生産費

は、必ずしも最高のものが採用せらるゝものではない。生産事情によつて、高いものや、低いものが採用せられても、不合理な價格構成ではないといふに歸着する。

乙 各 論

第一節 米 價 問 題

一 米問題に對する概念

米問題を論ずるに、先づ認識して置かねばならぬことは、近年農家が豊年を心配するといふ矛盾的事實と、米の重要なものは、米の消費者であつて、米を作る農家ではないといふ、米作事情の變遷である。

昔は農家が、米その物が大切であつた。米さへ多く作れば、年貢も無事、家計も有福であつた。故に米を多く作ることが、稲作經營の目的であつた。而して米の收穫の多い年が豊年であり、經營の有利な年であつた。而してそれが又商工業者にも、一般消費者にも概して有利であつ

た。——豊作で藩主の困つたこともあれど——従つて豊年には、國を擧げて歡喜祝福し、豊年祭などをやつたものであつた。

然るに現在の經濟制度はこれを一變せしめた。稻作經營の目的は、米其物でなくならしめた。米の賣上金高の多きことが米作の目的となつた。詳しくいへば、賣上高より、現金の支出の經營費を差引き、その残高の多きことが、稻作經營の目的となつたのである。最も現物小作料の小作經營は、米その物の多きことが重要々件であるが、それは現物小作料といふ、貨幣經濟とは調子の合はぬ、不合理な變則の小作慣行によるが故であつて、現今の農業は、小作といへども、決して物本位の經營理論で説明の出来るものではない。従つて收量の問題も無論重要ではあるが、價格の問題が、より以上に重大となつた。

而して米界の事情は、收穫の増減率よりも、米價の騰落率が常に多大である。收穫が一割増加すれば、米價は一割五分も二割も其以上も低落し、收穫が一割減少すれば米價は一割五分も二割も其以上も騰貴する。英國のグレゴリー・キングは、穀物の豊凶と、價格の變動を調査し、左の如き法則を得たと稱した。

減		收		増		收	
減收歩合	價格騰貴歩合	增收歩合	價格低落歩合	增收歩合	價格低落歩合	增收歩合	價格低落歩合
一割	三、〇	一割	二、〇	一割	二、〇	一割	二、〇
二割	七、二	二割	三、五	二割	三、五	二割	三、五
三割	一三、九	三割	四、七	三割	四、七	三割	四、七
四割	二五、二	四割	五、六	四割	五、六	四割	五、六
五割	四六、五	五割	六、三	五割	六、三	五割	六、三

右は英國に於ける古き時代のことであるから、現今の如く運輸交通の發達した、世界共通の經濟には左程までのことはないであらうが、穀物——特に我國の米價は、キングの法則に似た變動がある。例へば明治四十三年は稍豊作にて、翌四十四年は不作であつた。即ち前年より收穫が、一割一分餘の減收であつたが、價格は其後半期から翌年にかけて約三割三厘騰貴した。これに似た反對の現象は、大正三年は平年作に少し悪い年柄で、同四年は稀有の豊作であつた。即ち前年より收量が一割三分四厘強を増加したが、其年度に於て價格は二割六分四厘下落した。收量と價格との關係は前年來よりの繰越米の多寡や、外國米の輸入條件や、麥作の豊凶や、景氣の良

否、諸物價の趨勢等の關係により、一樣に動くものではないが、米價は概して以上の如き内容を以て騰落するやうである。

農業が社會奉仕にあらざる限り、折角増殖に精勵しても、其結果が、價格低落の因をなし、而して其低價歩合が、増收歩合よりも大なるやうでは、農家の精勵努力は、全然無駄骨折りとなる譯であるから、無條件で獎勵すべきことでもなければ、獎勵しても行へるものでもないのである。私のかゝる經營論は、常に收量本位論者よりは異端者視され、時には農會にまで累を及ぼすことがあるが、私等の如く、農家の私經濟を尊重して、農業經營を研究してゐるものには、收量さへ多ければよいといふ物本位の獎勵などはなし得ないのである。私等の認容し得る限度は、收量の増加により、價格が低落しても、差引計算上、たとひ小額にても増收に精勵した報酬が残存する所までである。故に私等の多收穫の設計は、現在各地方で行はれてゐる物本位式とは、少しく方針を異にする。

要するに以上の如き生産事情に對する正しき認識、及かゝる生産事情の下に於ては、農家は如何なる經營方針を取るが合理的であるか、國家はこれを如何に指導すべきか等に關する見解が、米價問題に對する基礎的概念でなければならぬ。

二 米穀專賣論

米穀の需要供給并に、價格調節の困難なことから考へられた、米價論の一つに專賣論がある。曾て石橋湛山氏の主幹せる、米穀專賣研究會に於ては、「米穀專賣法案及其解説」といふ冊子を配布し、盛んに專賣論を唱へた。帝國議會に於ては、吉植庄一郎氏は、米專賣論を主張された。其他にも專賣論は多くある。

私は米の如き生産事情のもの、消費事情にあるものは專賣は不可能であると思ふ。又農家の立場としても不安である従つて不賛成である。併しこゝには專賣の得失に關する議論は姑らく措き、專賣を行はんとしても、第一價格の決定に行きつまると思ふ。所で農家にも地主にも、米穀專賣の賛成者が少なくないが、それは自己の満足し得るやうな價格で買上げて貰ふといふ考へへの賛成である。併し今時そんな蟲のよいことを考へてゐては、無事に社會は渡れないであらう。專賣論者の考へる買上價格は、生産費を標準として決しようといふのであるが、米の生産費は、地方的に、個人的に、著しき差違のあるため、容易に標準がとれない。私は前項に所見の一端を述べた如く、米價は、一つの標準價格を以て律せらるゝものでないと信ずるのであるか

ら、標準價格の決定のしようがないと思ふ。高低種々の買上價格を用ゆれば、農家の間に喧嘩が起るは必定である。要するに專賣の買上價格は、高く決しても、低く決しても、如何様に決しても、生産者と消費者の間に、利害衝突の大喧嘩を惹起するを免れない問題である。かゝる政策は、強力峻嚴なる專制政治ならば、或は行ひ得るかも知れぬが、人民の選舉によつて國會議員を出し、議員の数の多い政黨が内閣を組織する政治組織の下では、行ふべからざる政策である。實現性皆無の問題である。

三 米價公定論

米穀專賣論に似て、專賣論までに至らざる議論に、米價公定論がある。政府で、適當なる米價を決定し、その公定價格により、賣買取引するやうにとの議論である。これも生産者から出る議論であり註文である。農事大會等に提出される問題である。併しこれ又專賣の賛成と同様、自己の考へるやうな生産費の計算をし、それこれ都合のよい價格を公定して貰ふといふ意見である。處で若し政府が公定政策を採用し、而して公定價格の決定には、農家の代表などは僅かに員に供へ、所謂學識經驗を有するものを委員とし、消費者の包圍監視の下に、机上の材料によつて

研究し、さて米作は廢止もならず、精勵してもそれ相當の報酬は得られず、死にもせぬが、生かぬもせぬといふ程度に、價格が公定せられたならばどうするだらう。現今の如く殆んど全部の農家が、政治に無自覺にして政界に無勢力にては、米價の公定論などを要求するは、自己の墓穴を掘るに等しき結果となるやも圖られない：それは兎も角として、公定すべき適當の價格の選定の至難なること、專賣に於ける價格決定と同様の難事である。元來生産者と消費者とは、要求が正反對であるから、價格問題には妥協は出来ない。結局は政界に有力なるものに有利となる。それとも米價を一定し得る經濟上の理論があれば、原案だけでも作成し得るが、一定し得る理論がないのであるから、原案の作成も出来ない。

四 値幅縮小論

今一の米價の決定につき、値幅縮小論がある。その理想は、米價の暴騰暴落するは、生産者にも、消費者にも、不安であり不利であるから、米價は可及的騰落の値幅を縮小し接近せしめた方がよい。米穀法運用の如きも、相場の高低を可及的少くし接近せしむることが、主なる目的であり、効果であるといふが如き議論がそれである。

これには或程度の理由が存するが併し實は漠然たる議論である。値幅の縮小を可とするならば、その理想は價格一定にある。若し然りとせば、公定論專賣論と同一の錯誤に陥る。

米の生産費に、甚しい差違のないものであれば、一つの標準價格が構成される。然るときはそれを目標として、可及的高低價格を接近せしむることが理想であるが、我國の米の生産費は、次頁に掲ぐるが如く、地方により大差がある。故に強ひて生産費の差違以内にまで、値幅を縮小せしめたならば、何處かに生産上の故障を生ずることになる。例へば三十五圓の生産費を要するものも、二十五圓にて生産し得るものも、共に三十圓で販賣するが適當であるといふことは、三十五圓の生産費を要する地方は、一石につき五圓づゝ損をするやうであるが、他の地方には二十圓で生産したものを、三十圓にて販賣し、五圓づゝ餘計に儲けてゐるから、米作者全體を平均すれば、損徳なしになるではないかといふ議論に歸着する。甲村の人が飲んだ酒で、乙村のものも酔ふならばそれでもよからうが、左様な單純な考へ方で、生産の内容の複雑な農業經營の指導の出来るものにあらざることとは今更ら説明の要もない。

五 米價調節の基礎理論

(イ) 標準價格一元論

自然の成行きならば、高低に對し考へ方も對策もあるが、國家が干渉して價格を調節するならば、高過ぎる、安過ぎる、と認むるには合理的の標準がなければならぬ譯である。社會的標準價格なくして、單に當局の認定によつて、米價の高低を判斷し、調節を行ふとあつては甚だ不安なものである。

標準價格の必要は、何人も痛感してゐる。如何なる條項により資料により、如何に算出するかが困難なるがため、荏苒今日に及んだのである。而して標準價格には、一元論と、二元論がある。

標準價格は、生産費——實は生産價格——を基準として算出すべきであるといふことはこれ又誰れも異存はない。問題は生産費の項目及内容と。高低區々の生産費のある場合には、何れの生産費によるべきや等である。

標準價格一元論者は、多數の生産費を調べ、それを最大多數の代表と見做し、その平均的生

産費を基準として標準価格を決定しようといふ議論である。

私は既述の通り、米の如き生産費の異なるもの、価格は、一つの標準価格を以て律することは不合理であると信するのであるから、一元説には賛成出来ない。

(ロ) 標準価格二元説

米價の調節には、最高最低の、兩限界的價格を決定し、其限界を越えて騰貴又は低落する時に抑制又は釣り上げの調節を行ふがよからうといふのが、標準価格二元説である。橋本博士や、那須博士は二元説のやうである。其他農政、經濟の諸大家には、二元説が多いやうである。

私の標準價格論は、多元説といつたやうなものであるが、米穀法に適用するときは、二元説である。私は米の如く、大多數の農家の死命を制する程の大生産に對しては、理論上の價格即ち標準價格——正常價格を——算定し、これを目標として、米作——經營法の改良を圖り、價格の調節を行はねばならぬと信するのである。而して其標準價格は、生産費を基礎とし、利潤の含まれた要素を以て算出すべきものであると思ふ。而して各生産者の生産費に著しき差違があるならば、或範圍の平均をとることは必要であるとしても、餘り差違の大なるものを、平均する

は、生産事情を無視することになるから、生産者の堪へ得る範圍の平均をとり、幾階級かの標準價格を算出して、種々の資料に用ゆることが必要であると思ふ。例へば一石當り生産費、二十五圓より四十圓までのものがあるならば、先づ二十五圓乃至三十圓までの平均を以てその一團の標準價格とし、三十圓乃至三十五圓までの平均を以て、その一團の標準價格とし、三十五圓乃至四十圓までの平均を以て、その一團の標準價格とし、かくて數個の標準價格を算出し、各團の米作經營及販賣の目標とするには、種々の點に於て、合理的實用的扱ひであると思ふ。

かくして高低兩端の各團の標準價格を以て、高低二つの標準價格となし、米價調節はこれを目標として行ふことにする。即ち低き標準價格以下に低下すれば、米作の不振を來し、生産増殖が妨げらるゝから、國家の權力を以てこれを防止し、高き標準價格以上に騰貴すれば、消費者の生活が脅さるゝからこれを抑制することとし、而して其中間は如何様の相場が現出しようとも、その調節は農家と米商に任せ、國家は干渉せないがよいと思ふ。然らば如何なる資料により、方法により高低二個の標準價格を算定すべきであるか、これ又生産費の説明後にあらざれば不便であるから後章に譲る。

第二節 最低生産費に支配せらるゝ農産物

西瓜の需要の最大限度が、一千万貫とし、而して全國にて漸く一千万貫の西瓜を作り得る位であるならば、西瓜の價格は、前項米を實例として説明した如く、高低種々の生産費に準じた相場を現はすか、若くは稍贅澤品であるから、最高の生産費に支配された價格で、全部の西瓜が賣買されるだらう。

然るに西瓜は、砂質の土壤であれば、多くの府縣のどこにでも作られるのであるから、採算が他の作物より有利であれば、彼地にも此地にも西瓜の栽培が行はれ、需要の限度を越えて一千万貫でも二千万貫でも生産される。然るときは需要供給の法則が働き、賣り込みの競争となつて投げ賣り相場などが出現され、其結果は低き生産費によつて價格が決定されるやうになる。何故西瓜は低き生産費によつて價格が決定せらるゝやといふに、需要があらば幾らでも生産し得るから恰も工場經營に於ける工業品の如き性質を帯び、安き生産費にて生産し得る地方のみが、生産地として存在し得るが故である。故に大和西瓜。三河西瓜。鹿島西瓜。黒部西瓜。大山西瓜。

などゝそれゝ、自他共に本場を以て任じてゐても、他の學ぶことの出来ない特色を有せない限り他の地方の西瓜の栽培が進歩したならば、忽ちにして生産地——本場が移動するだらう。但しこれは大消費地へ搬出する競争品についてのことにて、地方々々に獨占的小需要を有するものは地方的相場をなすことは説明するまでもない、田舎の町や小都市は、大都會よりも蔬菜や果物の概して高價なるはそれがためである。

昔は都市に供給さるゝ青果物の生産は、大體附近の村落に限られてゐたものであるが、交通機關が發達し、輸送法の進歩により、北海道の馬鈴薯や牛蒡が、東京以西の市場にまで現はれ、宮城縣の白菜が、大阪や神戸の市場を征服して更に西下し、宮崎縣の南瓜が東京の市場にて、千葉縣の南瓜と競争するが如きは、工業品の賣込み競争と少しも異ならない。故に市場にて確實なる地歩を占めんとするには、安く生産して、安く賣るより外に途はない。従つて價格は最低の生産費に支配せらるゝのである。併しそれは需要以上に生産された場合のことであつて、若しも天候の都合か、又は前年に餘り安かつたがため、何れも栽培を手控へして、需要だけの生産がなかつた場合の如きは必要品嗜好品であるだけ、生産費などには無關係で、標準も何もない高い相場で賣買されることなどもあれど、併しそれは農業經營上の常道ではない。多くの蔬菜及、全國的

に栽培せらるる、果物例へば梨の如きは、低き生産費に支配せらるべき事情にある農産物である。併し蔬菜及果物は、地方的特殊の天恵其他により、品質に特徴のあるものは、生産費に關係なく販賣上有利な條件を有するが、一般的には生産費の低きものに、販路を占領せらるる、生産條件にあるものゆゑ、經營並に販賣に關しても、米などとは異なつた理論の下に扱はねばならぬ。

蔬菜の生産費は、土地利用の二重三重五重となる關係上、調査し得るものと調査すべからざるものとがある、種類の調査などは不可能であらう。従つて事實上の生産費はあつても、正常價格を決するやうな嚴格な生産費を調査するとは不可能である。故に結局は勞力を安價に利用するもの、即ち勤勞度の高きものが、最低生産費といふことになる。然るときは農家仲間て勞賃の遞減競争と同様の不利に陥り、甚だしきに到れば共倒れとなるから、無産政黨などではやかまし問題であるが無産黨員ならずとも考究を要する問題である。すべて商品は、需要を量らずして生産すべきではないが、蔬菜の如きは、需要を豫測することは困難である。よし大消費地の需要の概量位を豫測し得ても四方八方の農家が相談して、需要相應の生産を行ふことは、全然不可能事である。故に蔬菜の經營には、作る方は十分に作り、而して生産過剩の場合は、市場への出荷を調節するより外に方法はない。尤も蔬菜や果物は價格が安ければ需要を増加するものであるか

ら、新しい品種や、品質の良いものを、多く生産して安價に販賣するならば、ために全體の需要量を増し經營の擴張によつて、總所得を増す道を生ずるから、生産者にも消費者にも有利な經營法であるが、それにも亦一定の限度ありて、最高の需要限度以上に生産したものは、如何に販賣斡旋機關が完備しても、斡旋が行き届いても、需要以上に市場へ送り出しては、午前に一圓であつたものが、午後には六十錢とか、四十錢とかに暴落するやうなことは珍らしくない。故に特産地の特産物の外は、販賣方法が、特に出荷の調節が蔬菜果物經營の生命である。

第三節 繭價問題

一 繭價と生産費の關係

生絲は輸出品の首位を占め、唯一の國產貿易品である。我國の國際貿易は、これによつて漸くバランスがとれてゐる。而して紡績業などの如く、原料は勿論、機械や資本までも、外國より輸入する、工賃取的經營の輸出品とは、生産の性質を異にし。全國に互り大多數の國民がその生産に従事し。一から十まで國土の産物であり、國民の所得となる産業にて、實に國家の生命とも考

ふべき重要な産物である。

又農業經營上の位置は、今や米と並んで、水田と畑に於ける、農業組織の二大中心要素をなし、米についての重要農産物となつた。實に我國の農業經濟は米と繭の豊凶と價格によつて浮沈消長を來す。

然るに生糸の價格は、代用品の人造絹糸に抑制されつゝ、殆んど米國の需要情勢によつて決せられ、生産國に於ける、繭の生産費の如きは、價格を決定する主要要素とはならないやうな状態にある。幸ひにして維新當時貿易開始以來今日まで、相當有利な價格で賣却せられ、養蠶は他の普通の畑作經營に比し、遙かに有利であつたため、繭の相場は、年々可なり亂調子に高下しながら、何等生産上の頓挫を來すことなく、年を逐うて發達し増殖された。而して多くの農産物は價格の高低により、産額の増減するが普通であるが、繭の産額は、左表の如く價格の高低とは、殆んど無關係的に増進した。

繭の増産と繭價

年	桑園		繭價	
	春蠶	夏秋蠶	春蠶單價	夏秋蠶單價
明治三一年(五ヶ年平均)	三〇六、七六一	四〇〇	八八、九七、一七九	三四、三九
明治三五年(五ヶ年平均)	一七八、五五〇	六、八八三、〇〇〇	二四、七六、四二〇	—

年	桑園	繭價
明治三六年(五ヶ年平均)	三〇七、九九五	二八、七三、一〇
明治四〇年(五ヶ年平均)	四〇七、九八一	二〇、三六、六三
明治四一年(五ヶ年平均)	四七〇、二五〇	二八、二七、八〇〇
明治四五年(五ヶ年平均)	四六、四三三	三九、四七、三五〇
明治四六年(五ヶ年平均)	四六、四三三	一八、一〇、四四八
明治四七年(五ヶ年平均)	四六、四三三	三七、二
明治四八年(五ヶ年平均)	四六、四三三	三、七五
明治四九年(五ヶ年平均)	四六、四三三	四七、五一
明治五〇年(五ヶ年平均)	四六、四三三	四六、五七
明治五一年(五ヶ年平均)	四六、四三三	七四、四四
明治五二年(五ヶ年平均)	四六、四三三	七二、〇

一 明治三十一年乃至三十五年の五ヶ年平均中三十一年の繭價は不明に付き他の四ヶ年の繭價を平均す

一 統計に於ては大正十一年までは繭單位を右にて表し、以後は貫にて表はしたるが、便宜のため一石十貫として全部貫單位に改算す

統計の示すが如く、大正九年以後の繭價は低下の狀態にあるが、産額は繭價の高低とは無關係的に増殖せられた、それは高價なればそれだけ利益多く、低價なるも、尙生産費を償はないやうなことのなかりしが故であらう。而してかゝる時代は經營的研究よりも、多量生産的技術の研究が重要であり、生産費の問題などは、餘り重要視されなかつた、又事實上必要の度も輕少であつた、併し今後の養蠶經營は、從來の如く順風的には行かないだらう。

繭價に關し、横濱貿易新報經濟部長森本宋氏は、其著「糸價變動の研究」に於て次の如く結論を下してゐる。

以上を摘要するに、繭相場については、次の如き結論を得る。

- 一 繭價は糸價に左右せらる。
- 一 従つて其騰落率は糸價以上である。
- 一 其理由は繭の産出が天然的に有限性なるに對し、生糸製造の運轉釜數は人為的に伸縮自在なるにある。
- 一 従つて景氣變動の反應率は糸價よりも強く、好景氣にあつては急激に騰貴し、不景氣に臨んでは急激に低落する性質あり。
- 一 即ち好況に際しては、繭價は糸價の最高値に接近せんとし、不況時にありては、最低値に歸着せんとする傾向を生ず。
- 一 然も最近十五年間の傾向は概して繭價の進出力が生糸を凌駕し、兩者の差數擴大の様あり。

一 これ生絲工業の發展力旺盛なるに基く。

然らば繭價は常に糸價の支配の下に立ち、何等絲價構成の要素たり得ないかといふに必しも然うではない。騰貴若くは下落の過程にあつては、兩者が加速度的、相互作用を起すの

結果、繭價が糸價の助長條件となることが少なくない。特にこの傾向を鮮明に見るのは、新繭の出廻り當初であつて、かゝる時の兩者の關係は次の如くである。

- 一 好景氣にあつては、糸價は繭價の最高値に接近せんとし、不景氣にあつては糸價は繭價の最低値に接近せんとする傾向。
- 一 生絲出廻終了と雖、特に財界變動著しい時は、繭の變動率が、生絲の變動率よりも強く大なるの故を以て、繭價變動が、糸價變動の一條件となる。
- 一 其場合の支配力は、好況時よりも、不況時に於て強き傾向があり、特に精算生絲相場を動かす力が大である。

一 這是精算市場が、規模小なる上に、人氣作用の誇張を加へる結果である。

以上の主旨は繭の價格は、主として生絲の價格に支配されるが、時には繭價が、生絲の價格變動を助長することも少なくない、而してそれは景氣の好不況によるといふのである、私等も左様に考へる。従つて繭の價格は、最高生産費によつて決せらるゝのでもなければ、正常價格を中心騰落するのでもなく、繭の生産要素以外の要素により支配され構成されるのである。而してかかる生産條件にある養蠶については、其經營方針、並に生産費の調査研究等に關しては、米麥作

とは全然趣きを異にし、生産費の社会的価値並に其威力が輕微であるから、生産費を基礎として、市場價格の維持向上の對策を行ふ譯には行かぬ。こゝに養蠶經營の重大問題が存する。

二 價格の調節は不可能である

生絲は贅澤品であり、輸出品であるから、需要地の經濟狀況により、價格が支配されることは已むを得ない。而して米や小麥など、國民の需要品に對するが如く、我國の政策を以て、價格の調節を圖することは不可能である。間接の保護策ならば幾らもあらうが、直接的價格維持策は、殆んど其方法がない、而して繭價は、絲價の支配の下に立つ以上は、繭價が不當に——例へば生産費以下に——低落しても、積極的に價格の維持向上を圖ることが出来ないものである。併し其反面には、幾ら繭相場が騰貴しても、米麥の如く、これを抑制する運動の起ることもなければ、富裕な米國が大需要者であるから、米國の景氣がよければ、豊作にて高價なことがある等、普通農産物には見られない有利な條件を持つてゐる特點もある。

第四節 輸入品により價格の支配さるゝ農産物

同種の農産物にて、外國より輸入せらるゝものが、品質がよく、價格が低廉であつたならば、輸入品の價格に支配され、輸入品の價格が標準となつて、價格が決定される。小麥、大豆、牛酪澱粉の如きはそれである。かゝる事情にある生産物の價格は、多くの場合は、正常價格以下に低下される。

小麥は、用途の多い需要を増加し行く、米に次いで重要な食糧であるが、價格構成は、米とは趣きを異にするやうな状態となつた。米は輸入品よりは、品質の優等であり、且つ國內の生産にて需要の大部分を充たし得る事情にあれども、小麥は、輸入品の方が、品質が良くて安價なるがため、米に比し競争條件が悪いのである。故に小麥の需要は、年々著しく増加しつゝ、あるも、輸入品によつてこれを充たし、國內の生産は餘り増加しない。小麥の需要の激増したるは世界大戰以後のことであるが、今大正元年より昭和元年まで十五年間を三期に分ち、各五年間の平均に於ける需要供給状態を見れば次の如き變化を示してゐる。

小麥の需要と供給

	大正元年より同十年まで五ヶ年平均	大正六年より同十年まで五ヶ年平均	大正十一年より昭和元年まで五ヶ年平均
消費額	五、五四〇、九三八、五	七、九六四、六一〇、五	八、九五八、五七五、五
生産額	五、二〇五、六二五、〇	六、二一〇、五七三、〇	五、六四〇、四二〇、〇
外國入量	一〇〇、〇	一四二、〇	一六二、〇
朝鮮臺灣より移入量	四七、七四七、〇	一三五、一八八、〇	四八、〇一五、〇
輸出量	一〇〇、〇	三〇六、〇	六三七、〇
輸出より移入量	一〇〇、〇	二八三、〇	一〇〇、五
輸出量	二〇〇、一九〇、〇	二二五、六七八、〇	四五六、五三五、〇
輸出より移入量	一〇〇、〇	一一三、〇	二二八、〇

表の示すが如く、小麥の消費は、十五ヶ年間に六割二分を増したが、内地の生産額は、多い時に一割九分、最近の平均は僅かに八分の増加に過ぎない、これに反して外國よりの輸入は、大正元年より同五年までの五ヶ年平均は、年額六十五萬二千五百餘石であつたが、次の五ヶ年には平均三倍強に増加し、その次の五ヶ年には六倍三割七分となつた。

小麥は、九州も北海道も寒暖何れの土地にも適する。殊に關西にては、稻の裏作に適するのであるから、土地の利用にも、勞力の利用分配にも好都合にて、生産増加の餘地は全國何れの地方にも多く存する。然るに前表の如く輸入が激増して生産の増さないのは、要するに品質の良いものが比較的安價に輸入せらるゝが故である。即ち國産小麥に比し、輸入小麥は、普通三、乃至五%位は粉量が多い——國産小麥の優等品は、一、五%位の差に過ぎないものもあれど——それがために國産小麥の價格は、生産費に關係なく、輸入小麥の價格、即ち輸入小麥の原價運送費に壹圓五十錢の關稅(百斤十六貫につき)を加へた價額より、少し低い價格にて賣買せらるゝのである。而して其價格は、從來計算された高き生産費以下であるから、急激なる需要増加に應じて急激に栽培を擴張することが出来ないがため、前記の如き統計を示すに至つたのである。

小麥の如く文化的生活の進歩と共に需要の増加する農産物が、内地に生産増殖の餘地のありながら、輸入小麥の壓迫により、内には農業經營の發展を阻止され、外には多額の正貨を外國に拂つて國力を減耗するなど、二重三重の損失を致すことは洵に遺憾千萬である。

要するに輸入品により價格の支配さるゝ農産物に對しては、關稅政策と、品質の改良によつて經營條件を改善しなければ、輸入品に對抗は出来ない。世間往々かゝる生産條件に對し、生産費

の節減を主要とする議論がある。生産費の節約の重要なは無論のことなれども、品質の良いものが安價に輸入せらるゝ競争品に對しては、少なくとも、關稅の増加と品質の改良と生産費の節約はこれを併用せざれば効果は舉らない。

第七章 農産物の生産費

第一節 生産費の意義

生産費とは、物を生産するに必要な費用（廣義の）である。具體的にいへば物を生産するに必要な諸材料と勞賃と資本の回收と、租稅との總量である。農産物の生産には、種々の物が必要である。即ち土地が必要であり、種子が必要であり、農具が必要であり、肥料が必要であり、勞力が必要であり、建物が必要であり、其他の諸材料が必要である。而してこれ等の物料があれば、米でも、野菜でも、繭でも生産し得らるゝ、併しそれ等の必要物を其まゝ生産費として現はしては、例へば種子二升、堆肥三百貫、租稅八圓、勞力二十人、といったやうに、異種の現物其まゝを寄せ集めたのでは、生産費として扱ひやうもなく、經營上利害得失の計算の仕様もない。故に生産費といへば、その物の生産に對する效用が、直接な

と間接なるとに論なく、又自給物なると、購入物なるとの區別なく、一切の物料を評價し、金額に算出したものでなければならぬ。

第二節 生産費の多方面

一 社會的性質と私的性質

生産費の内容は種々に考へらるゝが、その中でも重要なものは、社會的性質の生産費と、個人的即ち私的性質の生産費の區別である。而して私的性質の生産費は、經營者自身に於て、經營の得失を考察し、經營改善の資となす生産費にて經營者毎に特異性の多大なものである。而して多少見解の違つた扱ひをしても、例へば家族の労働報酬を、高く見積つても、低く見積つても、多くは帳簿上の問題に止まり、實質的得失は生じない生産費である。

然るに社會的性質の生産費は、生産物の價格を決定する生産費、即ち價格構成の要素としての生産費であるから、若しも評價其他計算法に誤りのあるときは、價格問題を不合理不公正に導くことになる。殊に自給原料の多き家族經營に於て、厩肥なり、下肥なり、家族の労働なりが、不合理なる見解の下に、評價され、計算されたならば、其利害得失が、生産者か、又は消費者かに及ぶべき性質の生産費である。従來私的性質の生産費は、不統制ながらも尙可なり研究されたるが、社會的性質の生産費は案外閑却されてゐるは遺憾である。私は農業經營の生命は、實に社會的性質の生産費の問題中にあると信ずる。

二 直接的生産費と間接的生産費

生産費の研究、特に社會的生産費の考察上、生産物と、生産費の關係につき、直接なると然らざるものを區別することは、取扱上便利であり且つ必要である。而して直接間接については種々の考へ方がある。例へば一作毎に判然と區別し得る、種子、肥料、勞力の如きを直接的生産費とし、作物別に判然と區別し難き、農具、建物、租税の如きを間接的生産費として區分するなどは、理由もあり必要もある。併し私は絶對的及私的性質のものを直接的生産費とし、非絶對的社會的性質のものを間接的生産費とした方が、意義に於ても取扱ひに於ても適當の様に思ふ。例へば種子や肥料や勞力等はこれがなければ、何物も生産せられないから、直接絶對のものなるは論をまたざれども、農具の如きも、これなければ經營が行へず、これによつて土壤を作物の住家た

らしむるのであるから、直接的絶對的といひ得る。同時に納屋、蠶室、畜舎、の如き建物も動物には生理的にも直接的關係を有し、而して規模の大小により構造の大小をなし、農具と同様これなければ、事實上經營が行はれない、且つ私的性質即ち經營者の研究考案により、改善し得るものであるから、これ等を直接的生産費とし、而して租税諸負擔並に土地資本に關する經營の如きは、例へば租税の増減、地價の高低の如きは、生産物の收量品質とは、勿論のこと、組織の變化改善等にも、直接關係を有せず、且つ經營者の研究精勵によつて改善を行ふことの出來ざる社會的性質のものであるから、これを間接的生產費として、兩者を區別することが、調査研究上便利であると思ふ。私は大正十年帝國農會にて、全國的に米の生産調査を開始したとき、一切の計畫を擔當したのであるが、當時は直接の意義を狭義に解し、動植物に生理的關係の密接なるものを直接的生産費とし、然らざるものを間接的生產費として、今日まで扱ひ來つたのであるが、近來種々考へた結果、前記の如き理由により、種子、肥料、勞力、家畜費、諸材料、農具、建物等經營上是非共必要なものを直接的生産費とし、租税諸負擔、土地資本利子等經營技術上絶對的必要性のものにあらざるを間接的生產費とすることを便利と考へてゐる。

三 經營的生產費と技術的生產費

經營上より觀たる生産費と、技術上より觀たる生産費とも亦性質を異にする。技術的生產費は綠肥や厩肥を施用した前作物の殘留肥料分の如きものにも、重要性を有す、されども租税の如き、土地資本利子の如きは左種重要ではない、又勞力にても雇人なると、家族の勞力なるにより、重要性に區別なく、重要なは能率である。農事試驗場に於ける、雇人の勞力による試験成績が、家族經營者の改善資料として何等差支へもなければ不合理もない、肥料に於ても重要な含有諸成分の多少、溶解の難易、吸收率の大小等であつて、價格の高低の如きは例へば四圓で買つた大豆糶も、三圓五十錢で買つた大豆糶も、品質が同じものであれば、技術的の重要性は同一である。

然るに經營的生產費は、家族の勞力と、雇傭勞力の區別が重要であり、各肥料の成分の形質、分量の重要なると同等、若くはより以上に價格の高低が重要であり、租税の増減が重要であり、地價の高低が重要である。要するに技術的には、動植物の生理的關係事項が主となり、直接生産に關係のないものは——前項の間接的生產費の如き——殆んど扱はれないのであるが、經營的に

は、一切の費目が経済的條件によつて総合せられたものである。併し經營上よりも、技術的重要性は、盡く重要なものである。故に經營者が自己の經營の研究としては、技術的生產費の方が重要な場合が多いのである。問題は、經營的に扱ふ場合は、經濟上の條件のために技術上の重要事項をも犠牲に供することのあることである。

第三節 生産費の負擔者

生産費の研究上、先づ確かめて置かねばならぬことは、生産費の負擔者の問題である。生産費は、生産者が支辨すべき費用であるか、消費者の支辨すべき費用であるかの問題である。これは分りきつた問題のやうで、其實判然しないがため、米價問題などには、往々無益に類する議論が行はれたり、國家の食糧政策が曖昧になつたり、或は又不合理千萬な獎勵が、農事改良の名によつて行はれたりなどする因をなす、而して無條件的生產費の輕減を以て、無條件的に農業經營の改善となすが如き議論は、生産費は、生産者が支辨すべき費用であるから、これを節約し輕減すれば、生産者の利益になるといふが如く受取られる。生産費を私的方面のみより觀察するものは、往々かゝる議論をする。

併し生産費は、生産者の負擔すべき費用ではない。生産者が支出してはゐるが、それは一時たて替へておくまでのことにて、生産物を販賣すると同時に、生産者の手許に回收せらるべきものである。或は中途に商人の手にある間は、商人が一時取替への形ちとなるも、結局は消費者が支辨すべき費用である。假りに米の生産費が、一石三十五圓であるならば、その生産費は、米を消費するものが支拂はねばならぬ費用である。

若し然らずして生産費中勞力なり、肥料なり、租税なり、其他一部分たりとも、生産者の負擔せねばならぬ經費があるとするならば、例へば米の生産費中、一割だけは——一石の生産費三十五圓とすれば、三圓五十錢——生産者の方で負擔せねばならぬとするならば、農家は、米を一石作る毎に、三圓五十錢づゝ足さねばならぬことになる。然るときは十石作れば、三十五圓の財産を失ひ、百石作れば、三百五十圓の財産を失ひ、千石作れば、三千五百圓の財産を失ふこととなる。一年に五十石を作る農家は、百七十五圓づゝ財産を失つて行く、精勵努力して、多く作れば作るほど、早く財産を失ふことになる。若し眞に生産費を償はないといふ生産條件とならばかくなるのである。即ち先づ資本が價値を減じ、勞働報酬が低減される。

靴の生産費中、一割だけは生産者が負擔すべきものでありとするならば、靴屋は、十圓の靴を一足造れば、一圓を自己の財産中より足して行かねばならぬことになる。一千圓の資本を以て靴屋を開業したものは、一千足を製造すれば、全資本はなくなつて仕舞ふ。慈善事業なればそれもよいが、生産事業は、左様なことのあるべき道理はない。

私等の日常生活に用ゆる、被服類でも、履物でも、砂糖でも、電気でも、生産費の全部を私等消費者が支拂つてゐる。私等は、その經營資本の利子や原料や労賃は勿論のこと、彼等の浪費する経費や、蓄積する財産等、可なり不當な利潤をも負擔してゐるのである。これは商品の生産に於ける通則にて、農産物といへども商品である以上は原理に相違はない。

故に若し生産條件が、消費者にて、生産費の全部を支拂はないやうな状態となれば、その事業は自然と廢絶する、内地に於ける綿作や甘蔗作などがそれである。程度が輕ければ廢絶とまでには至らざるも、萎靡不振の状態となる、現在の麥作の如きがそれである。

第四節 複雑なる家族經營の生産費

資本家的經營であれば、種子も、肥料も、労賃も、一切貨幣で支拂ふ形式であるから、取扱ひが單純であるが、家族經營にありては、種子も、肥料も、労力も、農具の一部(莖や稻架の如き)も、直接代價を支拂はない自家供給の生産費が非常に多い。それがために生産費の計算に、種々異なつた見解を生ずる。最も亂暴なものになると、堆肥だの、尿尿だの、糞渣等の如きは、農業の廢棄物であるから、これに價格を與へて、生産費中に加算すべきものではないといふが如き議論をなす者さへあり、或は自家労力は、用事がなければ遊んでゐるのであるから、雇傭労働者に準じた勞賃を以て計算するのは不都合だといふが如き議論など、要するに可及的自給物を安價に評價して、生産費を低く計算し、以て農産物の正常價格を低下せしめんと議論の材料又は理由に使はれるのは自給の生産費である。

而して農家が、自己の生産物に對し、他の商品の如く、自から價格を決定し得ず、市場に於て問屋仲買に價格を支配せらるゝも、一は自給原料の多きに原因する。或は又生産物の價格が、嚴密なる計算による生産費以下に低下することがあつても、他の商品が、仕入れ値段以下に低落したるが如き、ハッキリした損失の形ちとなつて現はれず、知らず識らずの間に喰ひ込みとなるが如きも、これに基づくのである。

併し又一面には、小經濟の内に、強大なる彈力を有し、不幸天災等に逢つても、ねばり強くこれを切り抜け、經營を繼續し得ることなども、自給の生産費の多きに基因する。

自給生産費の複雑性は、經營には支出となり、家計には収入となることである。それ故に生産費の増減問題が、資本家的經營とは、全然理論を異にし、生産費の増加必ずしも經營の不利ならず、生産費の軽減必ずしも經營の利益とならないのである。これは家族經營の指導上、非常に重大なる問題である。

第五節 特に租税と資本利子と土地費を論ず

農業生産費には、總じて議論が多い、中には輪廓の不明な議論さへある。

農産物の生産費は(一)種苗(二)肥料(三)飼料(四)農具(五)建物(六)諸材料(七)労賃(八)租税諸負擔(九)資本利子(十)土地費であるが、(一)より(七)の勞賃までは、種々の議論はあるにしても議論の根據には左程異なつた意見はないやうである。然るに租税と、資本利子と、土地費とは輪廓が不明であつたり、内容が不明であつたり、非常に異なつた見解のあるがため、特にこの三

項につき所見を述べよう。

一 租税諸負擔

租税諸負擔は、土地に對する公課と、所得税の問題である。土地の負擔する公課につき大藏省の解釋は甚だ簡單にて、地租と、地租の附加税とを以て、土地の負擔として居る。併しそれは法律的役所的解釋にて、事實に於ては、種々の税目にて土地の負擔に歸する税額は、地租及其附加税よりは遙かに多額である。

(イ) 明記されない土地の負擔

地租及其の附加税には制限がある。而して府縣及市町村には、有力なる獨立財源がないから、戸數割、家屋税として最も多額な税金を徴收しつゝある。然るに戸數割も、家屋税も、課税標準は資産が中心であり、而して農家の唯一の資産は土地であるから、戸數割も、家屋税も、その内容に於ては、土地に課せられた税額が大部分である。農村問題の研究者、若くは農業經營の研究者は、かくの如き法文の裏面に隠れたる税金を見落してはならぬ。甲乙農家の、農業經營其他の

事情が同一であつて、甲の農家は自作者であり、乙の農家は小作者であるとき、甲と乙の戸數割又は家屋税に差違のあるときは、其差額は、土地に課せられた税額であることは、特に説明の必要のないほど明かなことである。従つてかゝる租税は、これを分割算出し、土地の負擔として生産費中に計算すべきである。其他部落費、水利費等の内土地を課税の目標とした諸公課は、すべて土地の負擔とすべきである。但しこれは自作階級のことにて、地主の負擔は別問題である。

さて戸數割家屋税中に含まれたる、土地の負擔に歸すべきものを如何にして算出するやといへば、それは府縣及町村に於て、戸數割又は家屋税を賦課する各標準中、土地資産を標準とせるものと、他の標準との歩合を算出し、その率を以て戸數割又は家屋税より算出すれば、土地の負擔と看做し得べきものを算出することが出来る。今一つ間接の方法により、土地の負擔を算出することが出来る、即ち村内にて農業經營規模の相似た他の資産を持たない——双方共一町とか一町四、五反とかの農業經營者といふが如き——而して甲は自作者であり、乙は小作者であるものを選び、その賦課されたる戸數割又は家屋税の差額を以て、自作者の土地に課せられたるものと看做し、而してその差金額を、自作地の總地價にて除し、地價百圓に對する率を算出し、これを以て其町村に於ける、戸數割又は家屋税中に含まれたる、土地に賦課せらるゝ税率として算出する

方法である。帝國農會に於て行ひつゝある米生産費調査の、租税諸負擔中、戸數割又は家屋税中に含まれたる土地の負擔の算出には、これ等の方法を用ひたやうである。

課税の分割計算につき、法律家、稅務官等は、以上の如き扱ひに對しては種々の議論もあらうが、課税の形式は如何様になつて居らうとも、これを推究すれば、土地の負擔に歸するの外に、負擔すべき實質のないものは、土地の負擔と認定するの外はない。

(ロ) 耕地の負擔の分割

一毛作地の租税諸負擔を、その生産物の生産費に算出するは甚だ容易なれども、二毛作、三毛作をなす耕地の租税諸負擔を、各作物の生産費に分割し算出することに對しては、左の三種の見解がある。

(一) 作物が土地を占有し利用した分量に比例して分割する説。例へば稻の裏作に小麥を作つたならば、兩作物が土地を利用した程度を、收穫物の數量により判斷し、これに比例して分割する計算法である、これは主として土壤の養分利用上より觀たる技術的見解である。

(二) 各作物の粗収入額に比例して分割する説。これは技術と經營の折衷的見解である。

(三) 生産額より、租税及土地に關する費用を除きたる生産費を控除したる、収益を目標として分割する説。これは主として經營上よりの見解である。

私は經營の見地より、以上の内第三の分割法が適當な計算であると思ふ。その理由は、土地の課税は、土地の収益に課するのが原則であつて、土壤や作物に課するのではない。租税を負担する能力のないものは課税を負担することは出来ない譯である。

故に二毛作地にて、例へば稻と裸麥を作るとき、收穫後の計算上、裸麥の方は、其生産額から前記の生産費を差引けば、全然残るものなく、而して稻の方は或程度——少なくとも租税額以上の残額があるならば、その耕地の租税の負擔能力のあるは、稻作のみであるから、租税諸負擔の全部を、稻作の負擔として米の生産費に計算し、而して麥作の經營條件が有利となり、前記の計算による収益を生ずるに至れば、兩作が、その収益額に比例して負擔すべきである。若し然らずして、經營條件に拘らず、收穫量とか、粗収入とかに比例して分割し計算すべきものとするならば、裏作をなすことが不合理な經營であるといふ議論の導かる、場合が屢起つて來るのみならず、課税の原則に疑義を生ずる。要するに租税諸負擔を作物別に分割する必要がある場合は、負擔能力のある収益が負擔することを原則として扱ふべきであると思ふ。

(ハ) 所得税は生産費にあらず

所得税は、事業其他の収入が、普通の生活費を支辨したる以上の、餘剩的所得に對する課税であるから、收得者が、其所得中より支出すべき税金である。故に生産物の價格構成の要素となるべき生産費中に計上して、他に轉嫁すべきものではない。要するに生産費ではない。

二 資 本 利 子

(イ) 利子を付せない資本

私の農産物の正常價格構成に關する立論の精神よりいへば、生産費の計算に可及的工業品の生産費と同一の内容たらしむるがため、總ての資本に利子を付することにしなければ、議論が一貫しない譯であるが、併し其處に資本主義的經營と、家庭經營とは、資本運用の目的及形式を異にする所のあるがため、或資本には利子を付せないでも、經營が持續せられ、殊に建物の如きは、住宅と、農用建物との兼用となり、正確に分割計算の出來ないやうな形式のもの多く、農具にしても、多くは安價な手農具類にて、殊に必要程度の如きも、甚だ不正確にて例へば鋤類が十五個

にてもよし、十二個にてもよし、莖は二百枚でもよし、百五十枚でもよしといふが如き内容であるから、厳密に利子計算をなさんとすれば、必要資本額につき、殆んど際限のない議論が起る。故に私は固定資本については、元金の償却金と、修繕費を支出すれば、利子を付した重利計算の償還法によらずとも、事業は繼續せらるゝと思ふ。而してそれが寧ろ家族経営事業の生産費計算に適した計算であると思ふ。

斯く固定資本に對し、無利息の償還法、或は積立法にてよいとするならば、借金をして建築をなし、機械を購入し、牛馬を買つたものは、借金の元利を支拂ふことが出來ず、従つて經營が無難に繼續されないと云ふ議論が起らう。

私は資本と企業との分離せない事業は殊に農業に於ては、最初から借金を以て、固定資本に充てるやうな經營法は、家族経営の經營原理に副はないと思ふ。少なくとも我國の農業に於ては、固定資本に對し、商工業と同様の取扱ひすることを原則とするときは、農業を廢止して、商工業に轉するがよいといふ結論に向ふ。併し農業經營の研究に於て、農業を廢業して轉業をしたがよいといふ結論のあるべきものではない。

然るにあらざるべからざる結論を導くが如きは、研究の條件を認つたが故であらう。私は家族經營

に於ては、借金によつて土地を買つたり、納屋を建てたり、機械を買つたりする經營は、堅實な經營ではないと信ずる。尤も資金を持たねば、土地も買ふべからず、納屋の改築も、畜舎の建築もなすべからず、優良農具も買ふべからずといふが如き融通の利かないものではないと思ふが、併し借金を以て固定資本に充當したる場合は、工場經營に於ける固定資本の償還の如き方法によつて、年々一定額を償還するは適當な方法でなく、不規則なる償還法即ち(一)農産物の高價な年には、或分量の一次的償還をなし(二)平常の年は特別の勤勞による働き出し、又は普通の勞働報酬よりへぎ出し等によつて償還せらるゝが、家族經營の經營理論に合致した償還法であると思ふ。而して以上の如き處置をなし得ざるものが、負債により固定資本を増加したならば、負債の利子が元金に計算して、負債が増額し、その結果自作者が小作者となるやうな破目に陥るだらう。要するに私は家族經營に於ける固定資本は、元金の年割償却にて、事業が繼續せらるゝから、利子を生産費に計算せずともよからうといふ意見である。

(口) 利子を要する資本

家族經營にても、肥料、諸材料、諸原料の購入等、流通資本中の現金的經常費には、利子を支

拂ふことにせなければ、事實上經營に支障を生ずる。故にかゝる資本に對しては、利子を計算しこれを生産費に計上すべきである。而して利率については、國債利子とか、銀行預金利子とかに準ずべしといふ議論もあれども、私は流通資本の利子は、村の信用組合の預金利率を標準とし、經營者の事實利用し得る金利を斟酌して決定すべきであると思ふ。而してそれが例へば八厘とか一割とか、或は一割二分とかの高率のものであつても、それは農村として、より低利な資金を利用することが出来なければ仕方がない。現在は國家の金融政策が、資金の都市集中を根本方針としてゐるのであるから、農業經營資金の利率が高くなり、生産費を増加せしむるやうな状態であるから、經營者の普通に支拂ふ利率を以て計算したものを以て生産費に計算するが正當である。地方の事實に相違した、低い利率にて計算するなど、虚偽的細工を用ゆるが如きは無用の所爲である。

三 土地費

私はこゝに土地費といふ名稱の下に、生産費として計算すべき、土地に關する費用の説明をしよう。然る所從來生産費の項目に、土地費といふ名稱を用ひたものはないやうである。若し土地

費といふ文字を用ひても、私の考へと同じ内容のものではないだらう。

私は地代は生産費ではない、従つて小作料も生産費ではないといふ説を信じてゐる。而して小作料の實質は、生産費(中の或もの)と地代との混合物であるといふ見解である。尤も小作者自身の經營では、小作料は生産費であるが、社會的生產費ではない。

私は地代論中に扱はれてゐる生産費は、如何なる項目内容のものであるか、充分に分らない、生産費中に、開墾費の利子といったやうなものが含まれてゐるのか、ゐないかの點に疑義がある。生産費の内容が異なれば、地代の内容も違つてくる、要するに不毛無價値の荒蕪地を、開墾して生産地たらしむるために投じた資本の利子を、生産費と観るか、生産費にあらずと観るかの問題である。私は開墾造田に要した一切の資本に對する利子は、生産費であるといふ意見である。若し然らずとするならば、地代のない自作地の説明が出来なくなる。

私の土地費と稱するは、開墾造田費である。道路の布設、灌漑排水溝の開通、水源設備等を含みたる造田に要したる資本勞力、及土地改良に要したる資本勞力を計算したる總資本に對する利子の意味である。若しも其内元價の償還を要するものがあればその償却金をも含むものを以て、生産費たる土地費といふのである。

社會主義者は、土地は、水や空氣と共に、天地創造の神が、人類に賜つたものだといふが、その神より賜つた土地は、洪水の氾濫や、砂丘沼澤や、草原荆棘森林や、或は猛獸毒蛇の棲息してゐた土地、即ち生産的価値のない土地であつた。かゝる不毛無価値の荒蕪地に、吾々の祖先が、多大の資本と勞力を投じて、開墾し、道路を通し、水路を開き、高低を平らし、千辛萬苦——私は北海道の新移住地を視察したとき、眞に千辛萬苦とは、新開地に於ける、移住者の開墾事業であると痛感した——漸くにして今日の耕地に造り上げたのである。特に水田の造設は、開墾後土地を水平面に平らし、床土を水持よく堅め、水源を造り、水路を通じなければ、水田としての要件が整はないのであるから、資本勞力を要することが非常に多大である。故に土地そのもの、元本は、自然の賜だといへばそれでよいとしても、開墾し、造田し、改良するに要した資本や勞力は、自然の賜ではない。従つて後世子孫其土地を利用するものは、それ等の投資に對する利子はこれを支拂はねばならぬ、主要の生産費として、生産費の第一に置かねばならぬ費用である。而してこの土地費は、地代の如く、生産物の價格が、生産費以上に販賣せらるゝことによつて生ずるものとは、全然性質を異にし、生産の根原に用ひた費用の支辨である。土地が耕作に利用せらるゝ限り、未來永劫支辨せねばならぬ經費である。農産物の消費者が負擔せねばならぬ經費である。彼の耕地低價論の如きは、この投資を、この祖先の汗の結晶を、無代價ならしめんとする議論である。要之に地代では自作地の生産費の説明が出来ない。

(イ) 土地費は如何にして計算する

ある。彼の耕地低價論の如きは、この投資を、この祖先の汗の結晶を、無代價ならしめんとする議論である。要之に地代では自作地の生産費の説明が出来ない。

かく探究すれば、理論上土地費の存在するは明かである。殊に水田の土地費は、畑に比し幾倍の多額なることが想像される。こゝに於て、然らばその土地費は、如何にして算出するやの問題に移る。

然るにその開墾費造田費は、如何にこれを穿索するも、當時の實費を知ることは不可能である。けれども無価値の不毛地を改造したることにより、その土地に生産が行はれ、土地に價值を生じ、而して賣買せらるゝに至つたことは事實である。幾百年を経て、種々の變遷はありしも、今日耕地に不毛地より高價な賣買價格のあるは、其淵源は開墾造田費を投じたことに發する。即ち土地に收益を生じ、その收益が目標となつて賣買せらるゝに至つたのである。

凡そ物の價格は、時代々の經濟條件によつて決せらるゝのであるから、耕地の收益も勞賃の一部迄も租税に徴收せられた徳川幕末時代には賣買價格のないやうな土地が少なくなかつた。又

諸物價の安價な時代は、明治年代になつても、上田一反歩の價格が三圓、五圓、十圓、二十圓といふ時もあつた。最もかゝる時代は小學校教員の俸給が二圓、田舎の一等旅館の宿泊料が中食付で一泊十錢位の時であつた。

故に土地費を認むるならば、二千年前の開墾當時の費用額だとか、若くは諸物價の安い時代に購入した購入價格などが、目標となるべきものではない。それ等が如何に低價であつても、それは當時の價格であつて、今日の價格ではないのであるから、現在の經營條件より、土地費を算出するならば、生産額より、生産費（土地に關する費用を除きたる）を差引きたる殘額即ち收益中に求むべきである。即ち生産額から、種子代、肥料代、農具費、建物費、諸材料費、勞賃、租税を差引いた殘額を假りに收益と見做すも、その收益中には、尙生産費として支拂はねばならぬ、土地費が存在することは明らかである。尤もかゝる計算は、生産物の價格により、逆に行つたものであるから正當な計算法ではないといふ議論はあらうが、土地費を認め、これを計算せんとすれば、これより外に方法は無い。最も現代的材料を得んとするならば、内地北海道等に於て、行はれつゝある開墾造田費を精密に計算し、それに準じてもよろしい。

(口) 自作地の収益は土地費と利潤の有機的結合

私は本項に於て非常に複雑な問題を説明せねばならぬことになつた。理論上、觀念上、判然と區別せらるゝものにて、事實は分割計算の出来ない問題を説明せねばならぬ順序となつた。生産物の總價額より、生産費を差引いた殘額は利潤である。而して自作地には、多くは利潤のあることは第六章第四節に於て述べた通りである。即ち最下等地か、非常に拙劣な經營か、若くは天災凶作の年には、利潤は得られないであらうが、其他には或程度の利潤は存在する。それは私達が、多くの農家の實際經營を計算して推定し得る。併しその利潤は、推定のものであつて、これだけが利潤であると明らかに算出し得るものではない、それは何故であるか。

私は自作者の普通の經營に於て、その生産額より、種子代、肥料代、農具代、建物費、諸材料費、勞賃、租税、の諸費用を差引いた差額を、假定の収益とし、而してその収益中には、生産費としての土地費の存在することは、前項説明の如くである。併しその収益の全部が土地費であるを観ることは出来ない。何となれば若し全部が土地費であるならば、その經營は、漸く生産費だけを償ふ經營條件であつて、利潤はないといふことになる、甲乙丙丁皆左様なものであれば、農

業には利潤はないといふことになる。農業經營に利潤がないとすれば、差額地代論は、全然机上の空論となり、地代發生の論據が失くなる。而して事實上高低種々の生産費のあることに對し、即ち少なき生産費にて、多くの收穫をなした經營の説明が出来なくなる。

故に生産條件の非常に劣等なる、所謂耕境にある土地か、經營の非常に拙劣なもの、外は、多きか少なきか、或程度の利潤のあることは、經營の計算により、事實上立證することが出来る。併し稻作でいへば、現在の經營條件にて、米價が三十圓以下に低落すれば、關東、東海、近畿、中國、四國、等の多くの地方には利潤は得られないやうな計算になるが、利潤に關する計算又は判斷は、相當期間の平均状態に於てすべきものであつて、或一兩年を捕へて論すべき問題ではない。二毛作田の裏作としての麥作の如きは、相當永き期間の計算に於て利潤はないやうな經營状態となつた。要するに私は利潤については次の如く考へることが出来ると思ふ。

一 最下等地又は經營の拙劣なものは、平年にも利潤は得られないかも知れぬが、土地費は得らるゝだらう。而して不作の年には、土地費は勿論、自給原料の代價か、又は家族の勞賃が十分に支拂はれないやうなこともあらう。

二、普通の土地にて普通の經營ならば、平年には、生産費の外に、小額の利潤が得らるゝであらう。而して不作の年には利潤は得られないだらうが、非常な凶作でない限り、生産費は支拂はるゝであらう。

三 生産條件の優良な土地及、經營の優秀なものは、非常な凶作でない限り、相當の利潤が得らるゝだらう。

以上は多くの經營の計算上、及永く經營改良の實地指導をした經驗上よりの判斷である。而してこれを覆へすだけの材料のない限り、現在の經營の計算により、生産額より、種子代、肥料代、農具費、建物費、諸材料費、勞賃、租税を差引いた残額は、生産條件の不良のものは、殆んど全部が土地費であり、生産條件の普通以上のものは、土地費と、利潤との混合したものであると斷定してよいと思ふ。

(ハ) 土地費と利潤は分離を要せず

以上に於て生産費の分析的研究の結果、生産費たる土地費と、生産費外の利潤の混合したものであることを突き止め得た。而してこのものは生産費と利潤の混淆物であることは明らかであるが、両者が有機的に結合せるがため、土地費と、利潤とに區分し算出することが出来ない、少な

くも今日の私にはその方法を考へ得ない。けれども両者が分割せられずとも、私の最後の目的は妨げはない、何となれば、私の求めんとするは、農産物の標準価格——正常価格——の要素である、而してその要素は、生産費と利潤の合計であるから、この兩者の一部分が結合して分離せられずとも、それが生産費と利潤であることが證明せらるればそれで目的は達せらるゝのである。

さて生産費を以上の如く解釋するときは、従来用ひたる生産費とは、内容に如何なる差違のあるものであるか、若くは従來の生産費を如何に解釋し、如何に取扱ふべきかにつき説明を要する。

第六節 従來の生産費と其内容

従来用ひ來つた生産費調査に於ては、未だ生産費の意義が判然しなかつた。少なくとも經濟學上にいふ生産費とは、少し異なつた解釋を以て扱つてゐた。即ち私的性質の生産費と、社會的性質の生産費とを混同したものであつた、而して何れかといへば、私的性質の生産費の觀方て以て、

一般的に扱つてゐたのである。私は結果に於ては、左程異なつたものにはならぬであらうとは思ふが、觀方の異なる點を質し、兩者の關係を明にして置かねばならぬ。

従来用ひたる生産費の項目中、意義のハッキリしなかつたのは土地資本利子であつた。

土地資本利子は、土地の賣買價格に、年利率三分とか四分とかを乗じて得たものにて、これを生産費と見做して扱つたものである。併し土地の價格は、土地の收益の代價であつて、土地の收益は、その生産物が、生産費以上の價格にて販賣されることにより生ずるものであるから、それを生産費とするときは、生産費と利潤とが混同されることになる。原因と結果とが混同され、理論上疑義を生ずる、かくては土地資本利子といふ生産費の意義も内容も不明となる。

私の生産費の項目意義内容に關する所見は、前項までに大體説明をしたのであるから、本項に於ては、私の所見と、従来用ひ來つた生産費調査項目：他は特に必要はないが、土地資本利子についての關係とを説明すればよいのである。

私は自作地には、生産費としての土地費——開墾造田費——と、生産條件の最下等にあらざる土地には利潤——貸地なれば地代——とが、土地の所得の形ちとなつて收得せらるゝことを述べた。普通これを土地の收益と稱し、賣買の目標となり、賣買價格算出の基準となるといふことも

既記の通りである。故に賣買價格なるものは、土地費と利潤の合計を、或利率を以て算出したものといひ得る。故に賣買價格を或利率にて還元した利子は、土地費と利潤の合計されたものと観ることが出来ないでもない。

然るときは従來の生産費、即ち土地資本利子を計算した生産費は、私の前項に述べた、生産費と利潤を合計したものと理論的には同質のものである。さすればこれを以て生産物の標準價格構成の要素たるの諸要件を具備したものとひ得る。故に便利上生産費と稱するも、實質は生産費と利潤の合計されたものであるとして取扱へばそれでよいのである。要するに名稱は不適當であつても、實質は不合理なものではないのである。

併し現在の賣買價格より算出したものを、土地費と利潤の合計されたものと見做して、生産物の價格構成要素として扱ふは不都合だとの議論あらば、私は謹んで拜聴し、他の方法による土地費と利潤の算出法の教へを受けたいのである。

土地の賣買價格により算出するとしても、尙利率の問題がある。私は農業が、資本主義制度の下に行はれてゐる以上は、土地に投じた資本と、他の資本との利廻りに餘りに甚しい差違のあるは農業を犠牲にすることになるから、他の安全確實な資本の利廻りと、相似た利率とするが正當であると思ふ。土地は他の資本に比し、安全確實性が多大であるとか、騰貴性が多いとかの條件もあれど、今後の耕地は、或所得が安全確實に得らるゝとか、地價が諸物價より大なる率を以て騰貴するといふが如き議論を、無條件に受け入れる譯には行かぬ。故に私は賣買價格が、収益價格と前後したものであれば、國債利子に準じた利率とし、賣買價格が収益價格より高價であるならば、それに準じて利率を低くして算出することにすればよからうと思ふ。

第七節 自給物の評價

農業經營が、自給的經營より、商品の生産に進化した現在の農業は、生産に用ゆる自給物の評價の如何により、生産物の正常價格に、多大の高低を來し、損益を支配するのであるから、自給物の評價は、家族經營農業の死命を制するほど重大な問題である。

自給物の評價には種々あれども、市場價格の不明なものに對し多く用ひらるゝは、使用價即ちそのもの、効用によつて評價すると、費用價即ちそのもの、生産に要した費用——生産費——によつて評價するとの二方法である。

例へば紫萹英を肥料に用ゆる場合、生産費として価格を見積るに、前者によれば、紫萹英の含有成分やその肥料効果を、他の肥料と比較し、當時最も安価な肥料の価格に準じて、紫萹英の価格を算定する評價法である。而して後者によれば紫萹英の栽培費即ち種子代、肥料代、労賃等、紫萹英の栽培に要した諸費用を以て、紫萹英の価格を算定する、といふ計算である。右二法中何れによるべきやについては種々の議論もあれど、私は自給物の評價は、次の如く扱ふことを原則とすべきであると思ふ。

一 自己の經營を、自己の私經濟上より考察判断し、經營改善の資料に用ゆるものは、費用即ち生産費により評價する。

一 生産物の價格構成要素に用ひらるゝ生産費の調査、其他社會的に農業經營を觀察する資料に用ゆるものは、使用價即ち効用を基準とした評價法による。

かく區別することの必要なる理由を左に列記しよう。

一 私的の生産費は、經營者の工夫により努力により、これを輕減すれば、生産物の正常價格を低下せしむることなくして、生産費の輕減が行はるゝから、それだけ經營者の利益となる。故に特異性の明瞭に現はるゝ評價法を用ゆることが適當の方法である。

二 社會的の生産費は、これを輕減すれば、生産物の正常價格の低減となり、従つて生産物の市價を低下し、生産費の輕減は主として消費者の利益となつて、經營者の利益とはならない。故に可及的の共通性の多い。特異性の少ない評價法によるを適當とする。

三 費用價による評價法は、特異性が多大であり、使用價による評價法は、共通性が多大である。

四 自給の生産費には、家族の勞力を初め、糞尿類、糞桿類、厩肥等生産に要した費用を知ることの出来ない、従つて費用價による評價法のないものが多い。

五 使用價による評價法は、社會的の共通性は多きも、これを私的の生産費の計算に適用すれば、個々の經營の特異點を不明ならしめ研究に不便である。

例へば紫萹英は、二升乃至三升の種子と、七、八貫の過燐酸石灰とにて、反當四五百貫を生産するものもあれば、七、八百貫を生産するものもあり。一千貫を生産するもの、一千五百貫を生産するもの等、生産費に大なる差違なくして、生産量に多大の相違がある。従つて同一効用のものが、甲は十貫六錢と評價され、乙は十錢、丙は十五錢、丁は二十錢、戊は三十錢と評價されることになるが、斯の如きは社會的性質を失つたものである。然れどもこれを自己の經營の判断資料

に用ゆるとせば特異性の多ければ多きほど、自己の経営の特異性を明らかにし、大豆槽に代ゆると、紫萁英を以てすることが、如何程の利益となつたか、若くは紫萁英の栽培は如何なる方法が有利であるかを判断せられ、實際経営の得失を明かにすることが出来る。

又家族の労働価値を、費用にて計算せんとするときは糞や、厩肥、以上の難問題に逢著する。例へば重要な田植の労賃も、重要ならざる畦畔の草削りの労賃も、同額のやうなものが算出されたり、粗食粗衣にて勤勉精勵するもの、労働は、効果は多くとも、労賃は安價に算定せられ、生活贅澤者若くは家計の拙なものにても、労働さへしてゐれば、効果は少くとも、労賃は高價に算定されるやうなことが起る。かゝることは私的には別に差支へなきも、社会的には意義をなさざるのみならず、寒心すべき結果を招來するであらう。

労働価値の計算については、ロッドベルテウス派の費用論と、フェルデナント、ラッセル派の賃金の鐵則即ち市場價格論との議論は盡きないが、實際には前者を含みての後者が採用されてゐる。要之に實際の調査には、約束を以て使用價、費用價の双方を併用するの已むを得ざるやうなこともあれど、原則としては、私經濟的研究には、出來得る限り費用價により評價し、社會的資料又は研究には使用價により評價すべきであらう。而して吾々の注意を要するは、私的研究資料

たるべきものが、往々社會的材料に使用せられ、爲に一小部分の事實を以て、全體を判断するやな過失の起ることである。

一 議論の多き家族労働者の労働報酬

家族勞力の評價については、前項に述べた労働を生ずる生産費により計算せんと議論もあれど、賃銀論そのものに大議論の存すると、社會的に適用する方法の發見せられないことにより、實用的とならないから、これは姑らく研究問題とし、實用的評價についても二つの議論がある。一は家族經營に於ては、常に労働の機会が與へられ、且つ自由意志により労働に従事するのであるから、かゝる條件の労働は、臨時雇の如き、必要な時にのみ雇はるゝ労働者の勞賃よりは低くてよい、故に賃労働者の勞賃に準ずるならば、年雇ひの労働者の給料に準すべきであるといふ議論である。又他の一は、家族労働者は、企業者として精神を勞し、作業に忠實であるから、同じ作業に従事しても、雇人の勞賃に比し、効果に差違がある、従つて疲勞も多い、故に一面には労働の機會も多く、自由意志にて働くところの好條件もあれど、それこれ相殺しても、尙臨時雇の勞賃に準じて然るべきであるといふ議論である。

以上兩議論は、共に相當の理由はあるが、私は第二章第三節にて述べたるが如く後者の方である。私は一年中の總労働の評價ならば、能率の相似た年雇ひの給料其他の支給の合計したものを標準としてもよいが、稲作とか、養蠶とか、主要業務の作業のみを評價する場合は、特別の評價法を用ゆべきものと思ふ。併し未だ私の考へがまとまらないから、それは他日に譲り、少なくとも標準を臨時雇の賃錢にとり、且つ労働能率が高ければ更に増額することにしなければ公正な評價とはいへない。而して家族には、労働の機會が常に與へらるゝとの議論の如きも、事實は必ずしもさうではない。生産資源の制限された家族經營にては、相當の價值ある労働の機會の少なきことが唯一の缺陷である。

二 注意を要する自給肥料の評價

生産費中、家族の勞力に次いで自給量の多きものは肥料である。自給力を擴張し得る餘地の最も大なるも肥料である。自給力の擴張により、現金支出の生産費を最も多く輕減し得るも亦肥料である。

肥料に供せらるゝ自給物は、人尿、家畜の尿、鶏屎、糞、藁類、綠肥類、塵埃廢棄物、草木灰、泥土、山野河海より採集し來る草類、樹木の新枝梢、落葉類、藻類。及これ等を材料として製造する厩肥、堆肥、等である。而して都會附近に於て家族の勞力により採り來る。人尿、厩肥、塵埃の如きも。自給肥料的に扱つて然るべきであらう。故に餘裕勞力を利用して、年中油斷なく各方面より材料を採集して、厩肥、堆肥を製造し、一面には綠肥を栽培し、それ等の利用法を研究すれば、窒素質肥料の大部分は自給し得られる。

自給肥料は、前項の理由により社會的生產費の調査研究等には、肥効價により評價すべきである。肥効價により價格を計算するには種々の方法あれども、現今多く用ひられてゐるのは大工原博士の計算せられた左の標準價格により算出するが便利である。但し注意を要するは、厩肥の如き品質の異なるものに對しては、材料や熟度の最良のものを標準とし、品質の粗惡なものには認定を以て等級を付し、評價の歩合を減するやうな方法を取らねば、甚だ不合理な評價が行はるゝゆるる細心の注意を要す。

大工原博士の計算(窒素一貫五圓、燐酸一貫一圓、加里一貫一圓、有機物一貫十錢として)による各百貫の價額。

厩肥 及 堆肥 (熟)

五、三一